



資料編

KUMAMOTO C I T Y

第 3 章関連

資料 1 緑地の現状

施設緑地、地域制緑地の市街化区域と市街化調整区域における面積を示します。

(ha)

分類		緑地の種類	市街化区域	市街化調整区域	市域
施設緑地		都市公園	380	326	706
		河川区域	24	399	424
		道路緑地	32	8	40
		学校緑地	68	38	107
		公共施設	48	5	53
		社会体育施設	3	4	8
		生活環境保全林	0	150	150
		計	555	930	1,489
地域制緑地	法による地域	保安林	2	1,029	1,663
		風致地区	264	1,338	1,602
		農用地区域	0	9,790	12,858
		計	266	12,157	16,123
	条例	県立自然公園	133	3,402	6,367
		環境保護地区	14	0	14
		計	147	3,402	6,381
	協定	緑地協定	102	0	102
		計	102	0	102
			重複面積	47	2,443
合計			1,023	14,046	19,755
区域面積			10,685	24,862	39,025
緑被率（%）			10%	56%	51%

※都市公園は、熊本市の都市公園【令和元年度（2019年度）】

※河川区域、学校緑地、公共施設、社会体育施設は、熊本市緑被率調査業務【平成30年度（2018年度）】（調査結果を基に区域を抽出し計測）。

※道路緑地は、航空写真【平成29年度（2017年度）】（航空写真を基に位置を抽出し計測）。

※生活環境保全林は、森の都－熊本市の自然とみどり－【平成29年度（2017年度）】

※保安林、県立自然公園は国交省 国土数値情報のデータ【平成27年度（2015年度）】を用いて計測。

※風致地区は、熊本市 GIS データ【令和2年（2020年）7月】

※環境保護地区、緑地協定は、熊本市資料【令和元年度（2019年度）】。

資料 2 都市公園の種類

本市の都市公園の種類を示します。

種類	種別	内 容
住区基幹公園		市民の安全で快適な住環境を形成する上で必要とされる公園です。街区公園、近隣公園、地区公園の3種類があり、住区(概ね校区)を基本単位として系統だてて整備することが基本とされています。
	街区公園	911 箇所、約 98ha を供用しており、市民一人当たりの面積は 1.33 m ² です。箇所数は公園全体の 9 割程度を占めますが、面積は 1 割ほどです。この中には、開発行為で設置される公園等 346 箇所を含んでおり、1,000 m ² 以上の公園は 274 箇所、約 64ha で一人当たり 0.96 m ² の整備水準となっています。
	近隣公園	29 箇所、約 43ha を供用しており、市民一人当たり 0.58 m ² の整備水準です。地域のコミュニティを形成する都市計画で最も基本的な公園です。
	地区公園	7 箇所、約 32ha を供用しており、市民一人当たり 0.43 m ² の整備水準です。西区に柿原公園、小島公園、城山公園、北区に八景水谷公園、瑞巖寺公園、植木総合スポーツセンター公園、南区に田迎公園が供用されています。
都市基幹公園		都市の骨格形成上最も重要な公園のことであり、総合公園と運動公園の2種類があります。
	総合公園	休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする公園です。北区に合志川河川公園、植木三ノ岳の森公園、中央区に熊本城公園、南区に雁回公園、西区に石神山公園の 5 箇所、約 102ha を供用しています。
	運動公園	運動の利用に供することを目的とする公園です。東区に県民総合運動公園、中央区に水前寺運動公園、西区に白川中原緑地の 3 箇所、合計約 115ha を供用しています。
大規模公園	広域公園	一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とした公園です。水前寺江津湖公園、約 126ha を供用しています。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏から発生する広域レクリエーション需要の充足に資する公園で、熊本市では供用している公園はありません。
特殊公園 (風致公園、歴史公園、墓園) ・都市緑地等		風致公園、歴史公園、墓園の3種類があります。風致公園は 7 箇所、歴史公園は 16 箇所、墓園は 3 箇所、合計 26 箇所、約 108ha を供用しています。 また、都市緑地は、主に都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設置される公園で、52 箇所、約 82ha を供用しています。

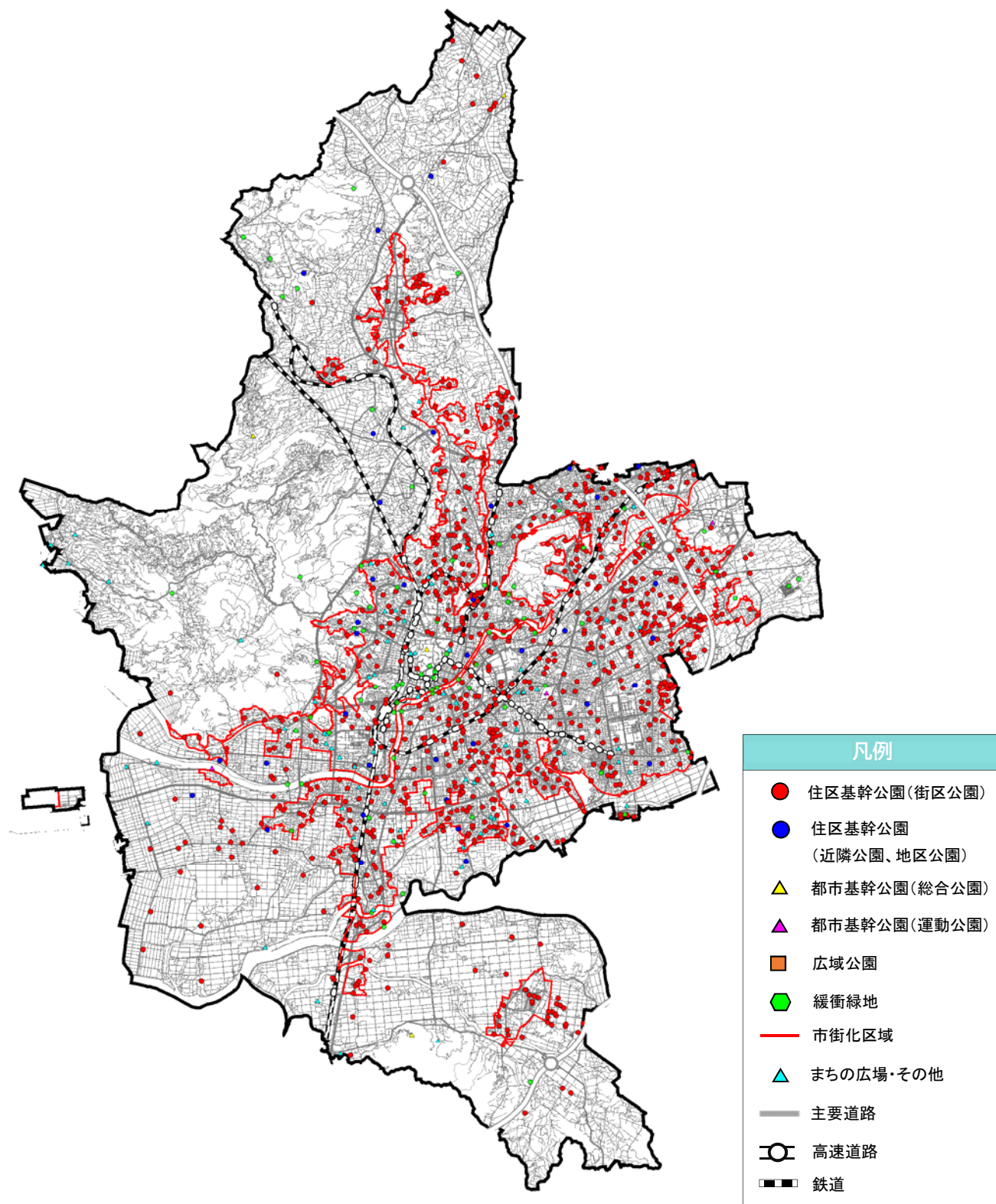
資料：熊本市資料【令和 2 年（2020 年）3 月】

種類	種別	内 容
住区 基幹 公園	街区公園	主として街区内に住居する者の利用に供することを目的とする公園で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に住居する者の利用に供することを目的とする公園で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における生活環境改善を目的とする公園（カントリーパーク）で 1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。
都市 基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模 公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地域生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション 都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1,000ha を標準として配置する。
緩衝 緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓場等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所当たり面積 0.1ha を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ、都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあっては、その規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ること目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。
都市林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図るよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。

資料：公園緑地マニュアル【平成 29 年度（2017 年度）】

資料 3 都市公園の現状

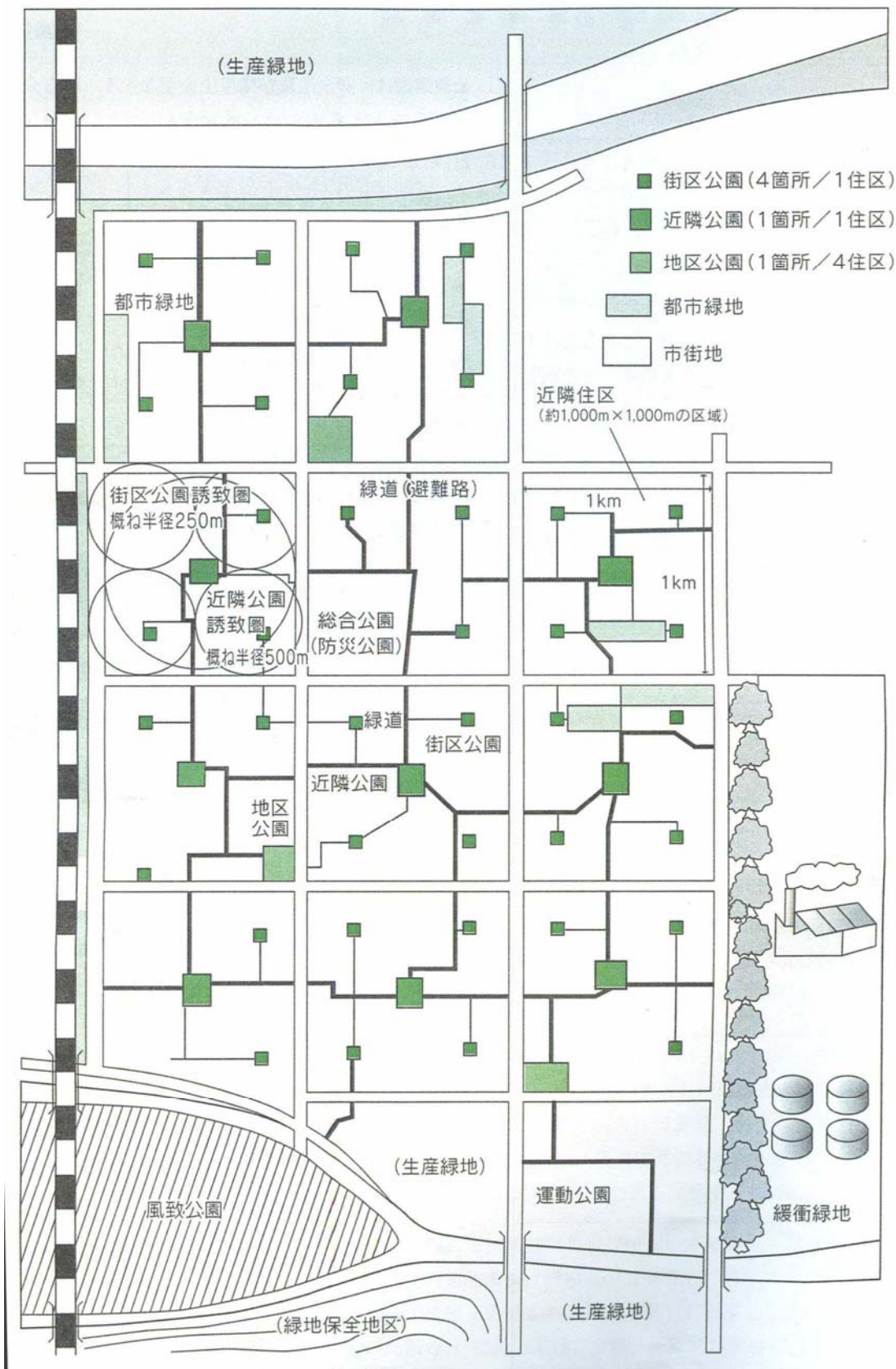
都市公園の種類を示します。



資料：国土地理院 基盤地図情報【平成 26 年度（2014 年度）】、熊本市 GIS データ【令和 2 年（2020 年）7 月】

資料 4 都市公園等配置模式

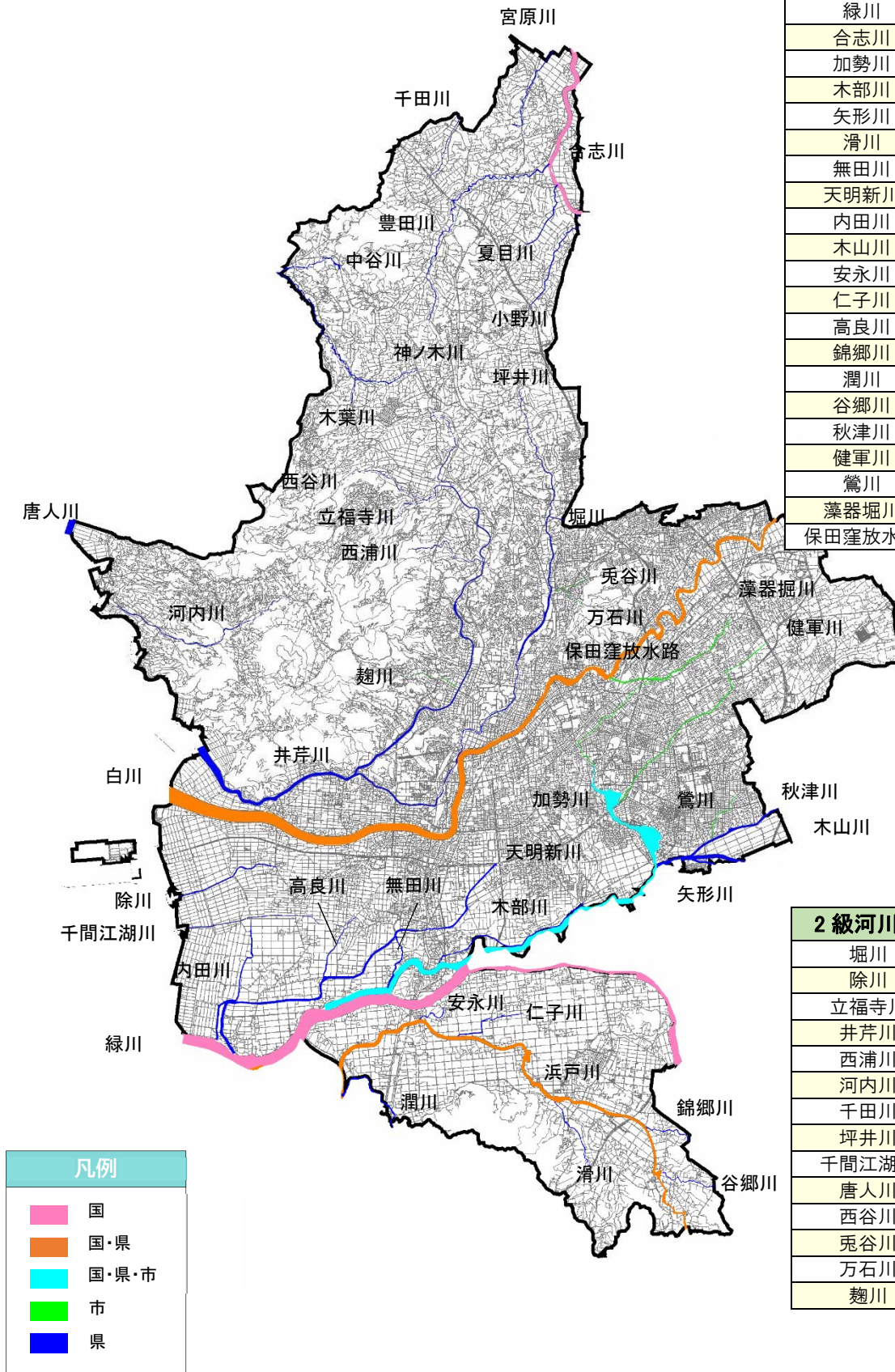
都市公園の配置の模式を示します。



資料：熊本市の都市公園【令和元年度（2019年度）】

資料 5 河川の現状

本市の主な河川の位置を示します。



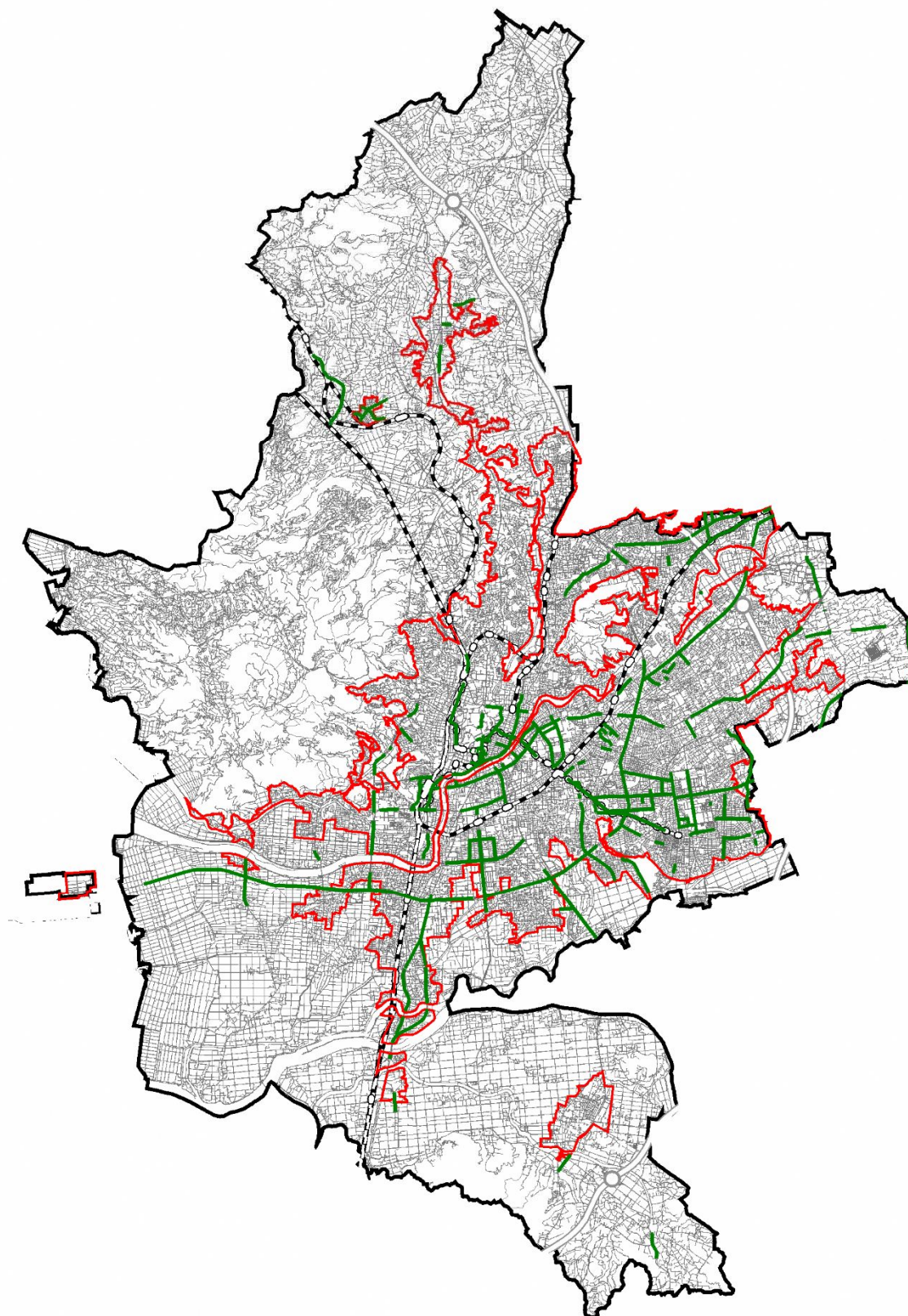
1 級河川名	管理者
浜戸川	国・県
白川	国・県
緑川	国
合志川	国
加勢川	国・県・市
木部川	県
矢形川	県
滑川	県
無田川	県
天明新川	県
内田川	県
木山川	県
安永川	県
仁子川	県
高良川	県
錦郷川	県
潤川	県
谷郷川	県
秋津川	県
健軍川	市
鶯川	市
藻器堀川	市
保田窪放水路	市

2 級河川名	管理者
堀川	県
除川	県
立福寺川	県
井芹川	県
西浦川	県
河内川	県
千田川	県
坪井川	県
千間江湖川	県
唐人川	県
西谷川	県
兎谷川	市
万石川	市
麴川	市

資料：国土地理院 基盤地図情報【平成 26 年度（2014 年度）】、熊本市 GIS データ【令和 2 年（2020 年）7 月】

資料 6 街路樹の現状

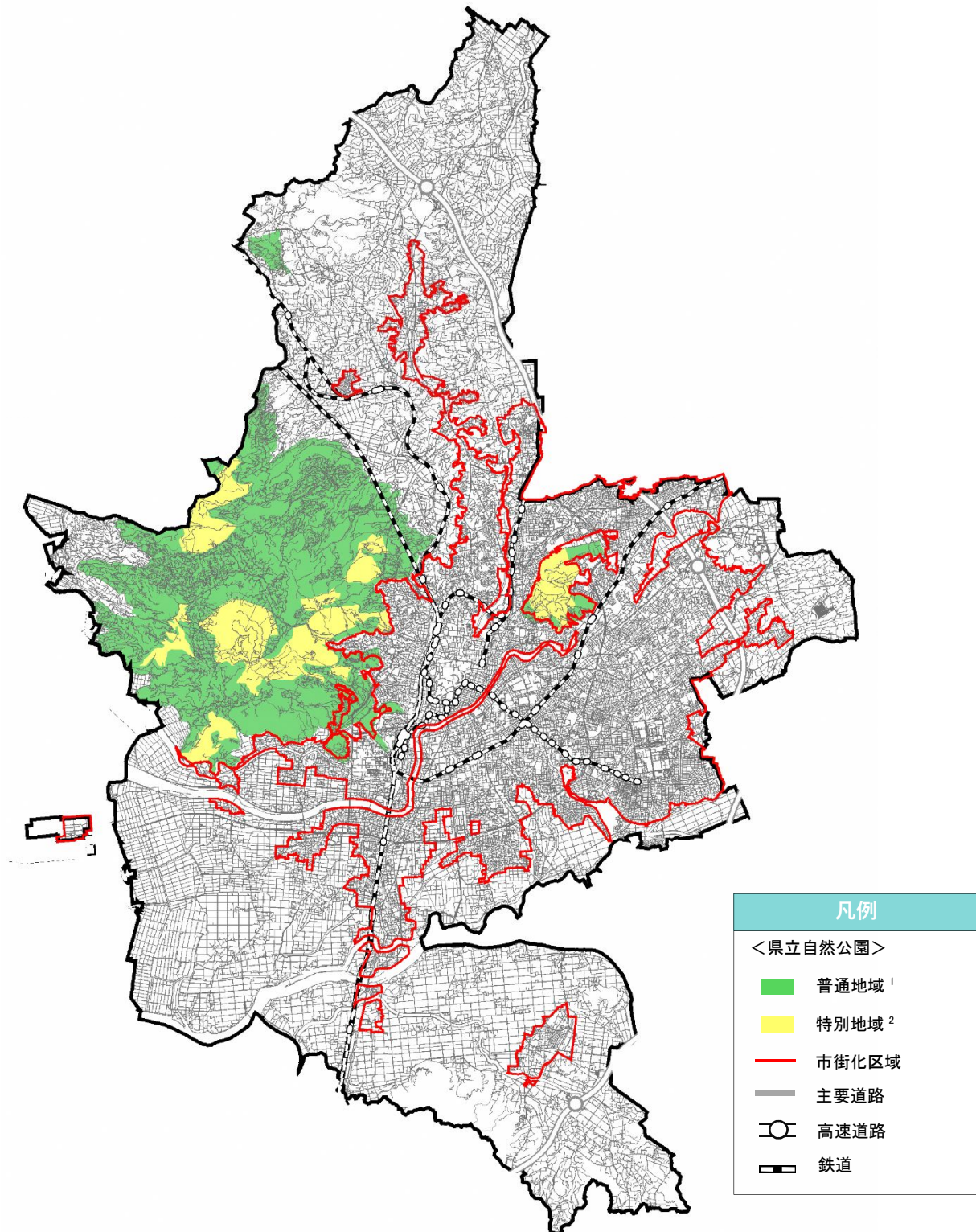
本市の街路樹が植えられている道路を示します。



資料：国土地理院 基盤地図情報【平成 26 年度（2014 年度）】、熊本市航空写真【平成 29 年度】（航空写真を基に位置を抽出し計測）

資料 7 県立自然公園

本市の県立自然公園の位置を示します。



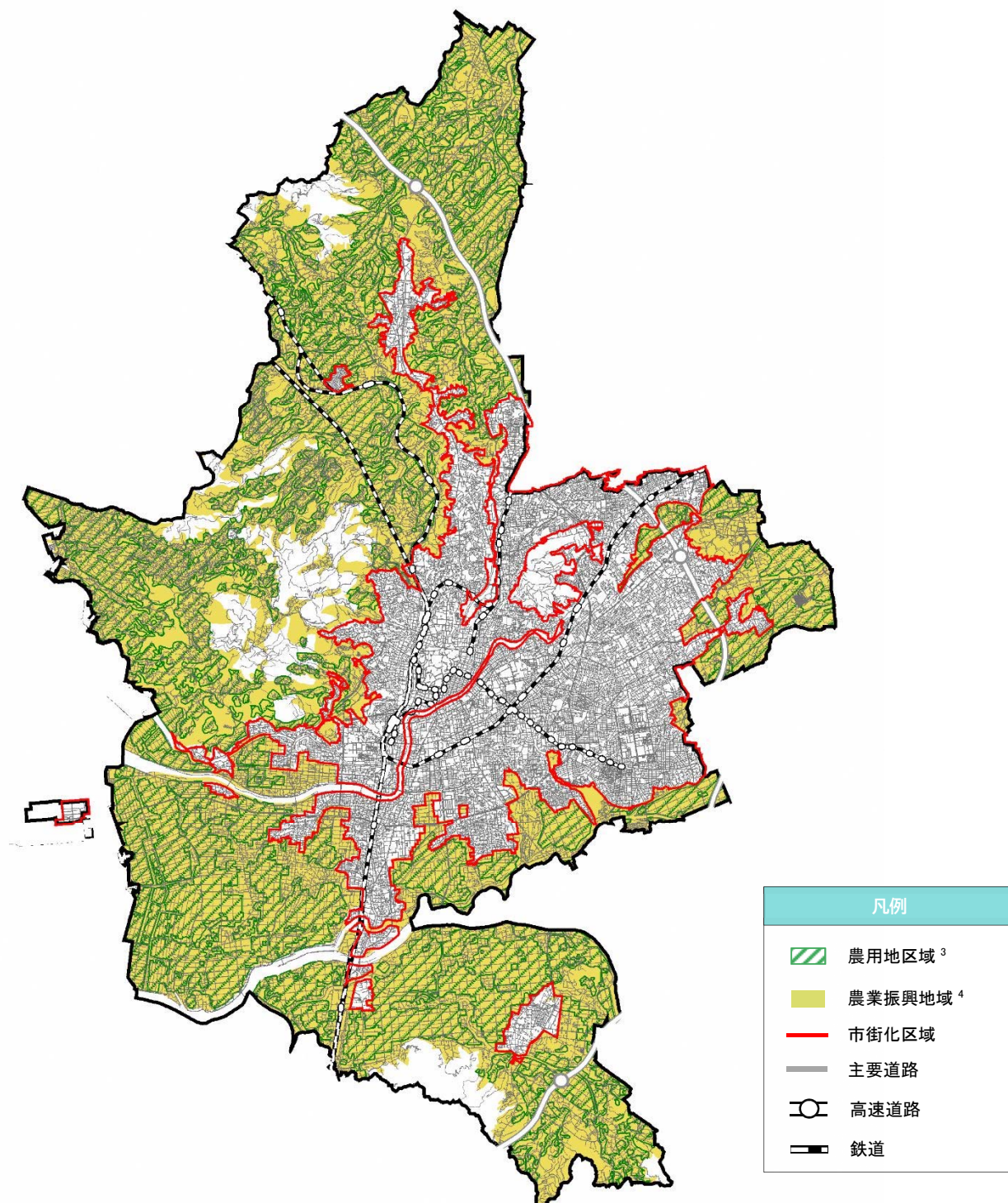
資料：国土地理院 基盤地図情報【平成 26 年度（2014 年度）】、熊本市 GIS データ【令和 2 年（2020 年）7 月】

¹ 自然公園区域のうち、特別地域に含まれない地域で、特別地域と自然公園以外の地域との緩衝地域。

² 風致を維持する必要性が高い地域。必要性に応じて第 1 種から第 3 種までである。

資料 8 農用区域、農業振興地域

本市の農用区域、農業振興地域の位置を示します。



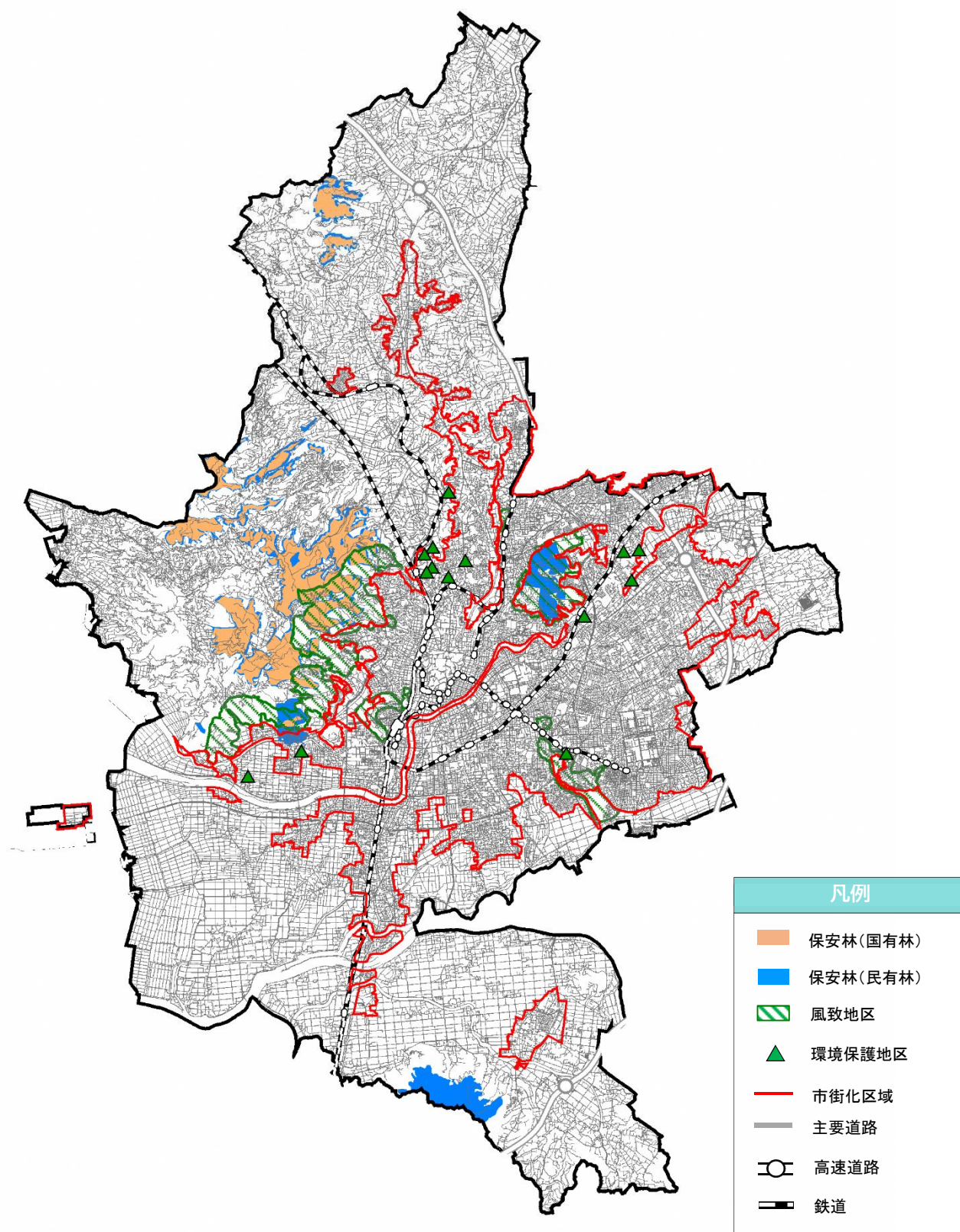
資料：国土地理院 基盤地図情報【平成 26 年度（2014 年度）】、国交省 国土数値情報【平成 27 年度】

³ 農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地のこと。

⁴ 今後、相当期間（概ね 10 年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行う。

資料 9 保安林、風致地区、環境保護地区

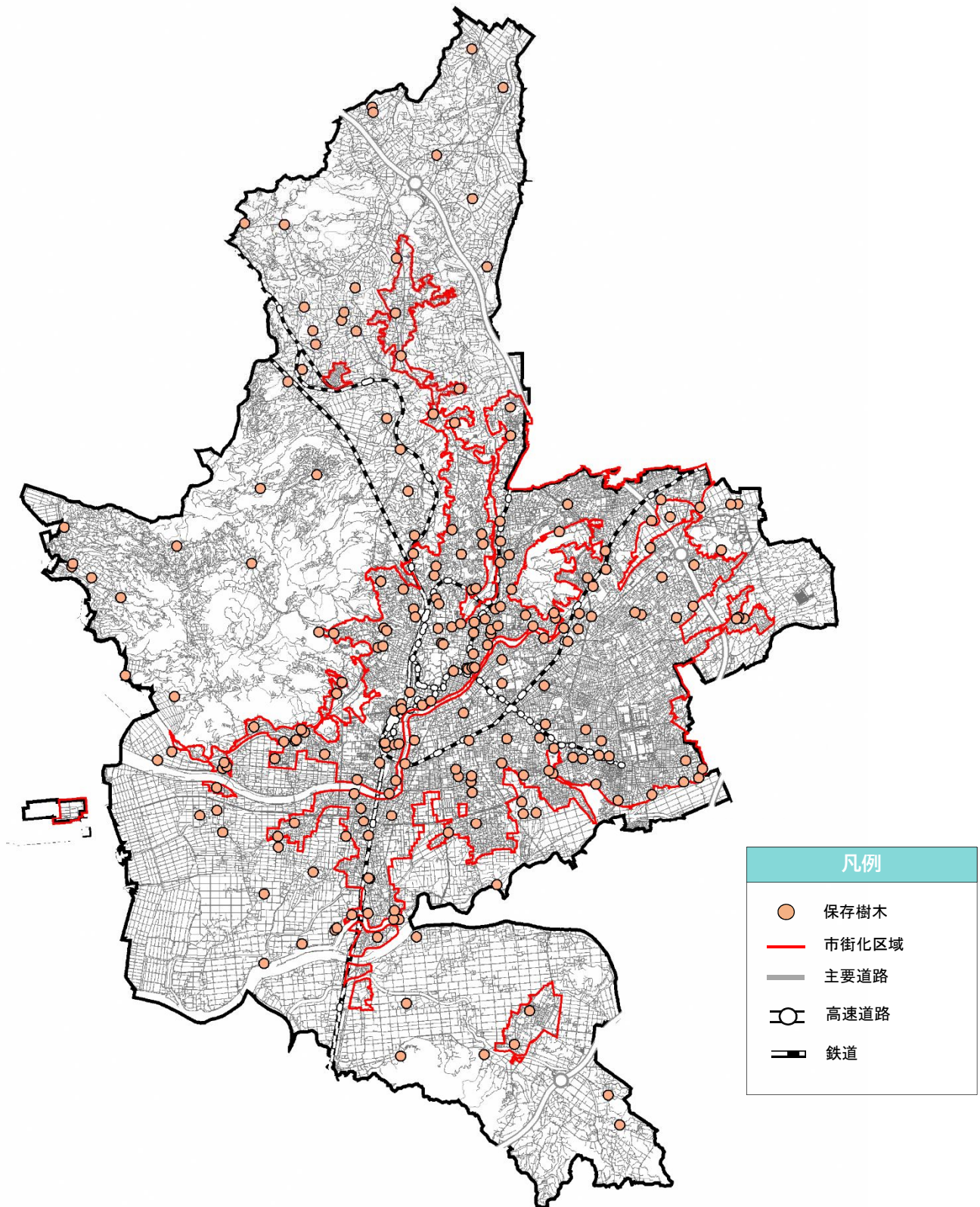
本市の保安林、風致地区、環境保護地区の位置を示します。



資料：国土地理院 基盤地図情報【平成 26 年度（2014 年度）】、熊本市 GIS データ【令和 2 年（2020 年）7 月】、
熊本市資料【令和 2 年（2020 年）7 月】

資料 10 保存樹木

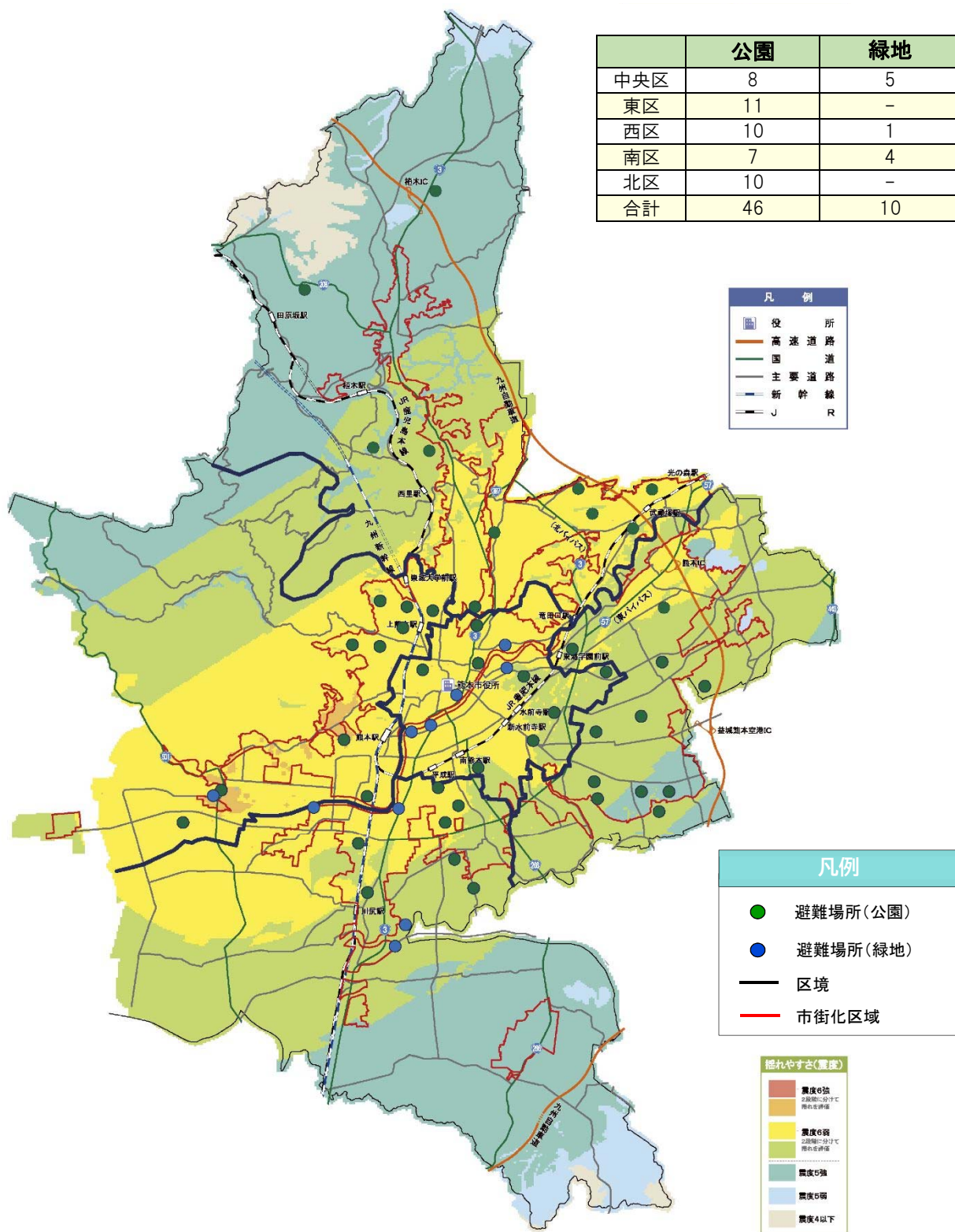
本市の保存樹木の位置を示します



資料：国土地理院 基盤地図情報【平成 26 年度（2014 年度）】、熊本市資料【令和 2 年（2020 年）7 月】

資料 11 緑と防災・減災（避難場所）

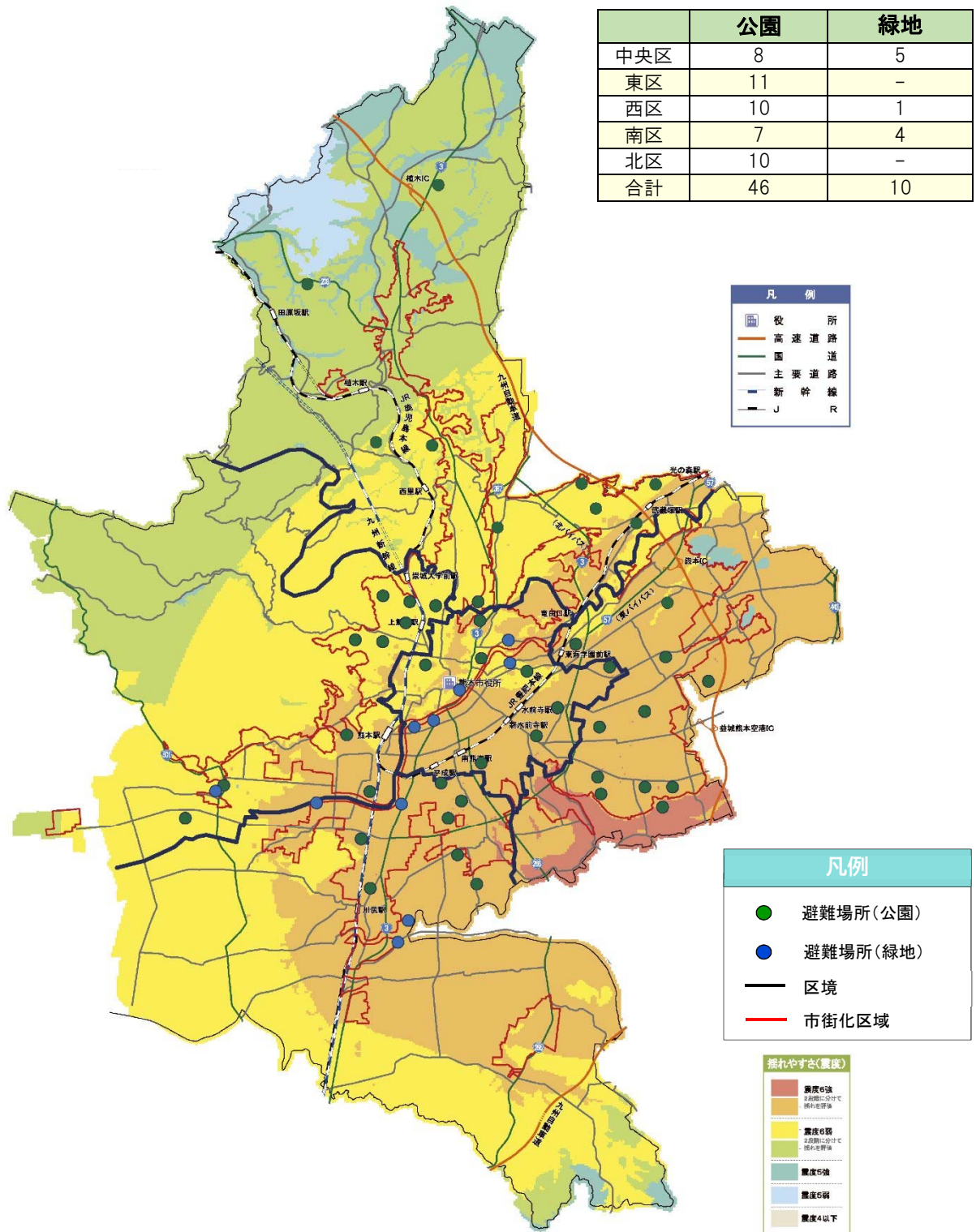
立田山断層地震及び避難場所（公園・緑地）の位置を示します。



資料：熊本市地震ハザードマップ、

熊本市地域防災計画【令和3年（2021年）1月】に示される指定緊急避難場所（一時避難場所）

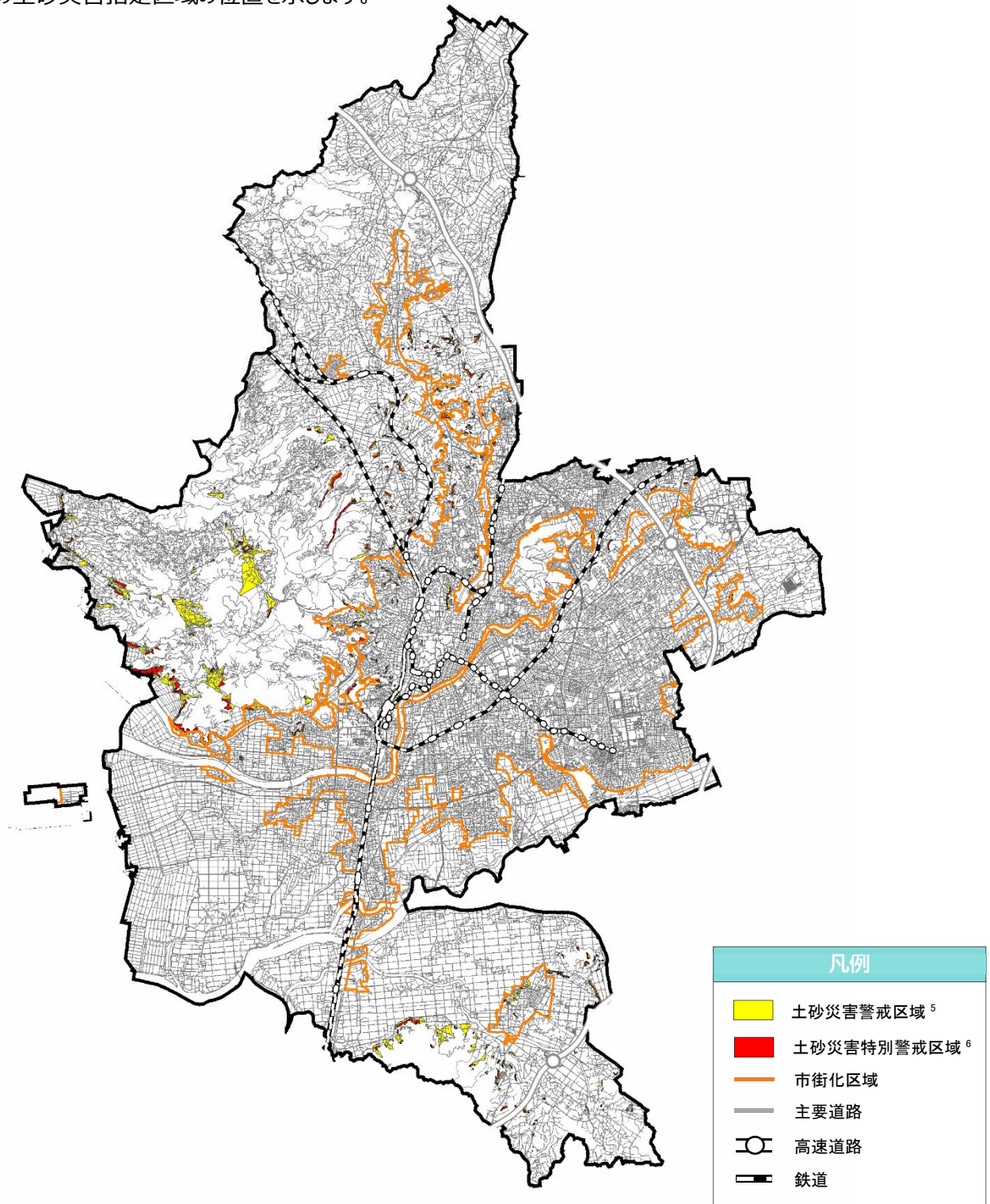
布田川・日奈久断層地震及び避難場所（公園・緑地）の位置を示します。



資料：熊本市地震ハザードマップ、
熊本市地域防災計画【令和3年（2021年）1月】に示される指定緊急避難場所（一時避難場所）

資料 12 緑と防災・減災（土砂災害警戒区域等）

本市の土砂災害指定区域の位置を示します。



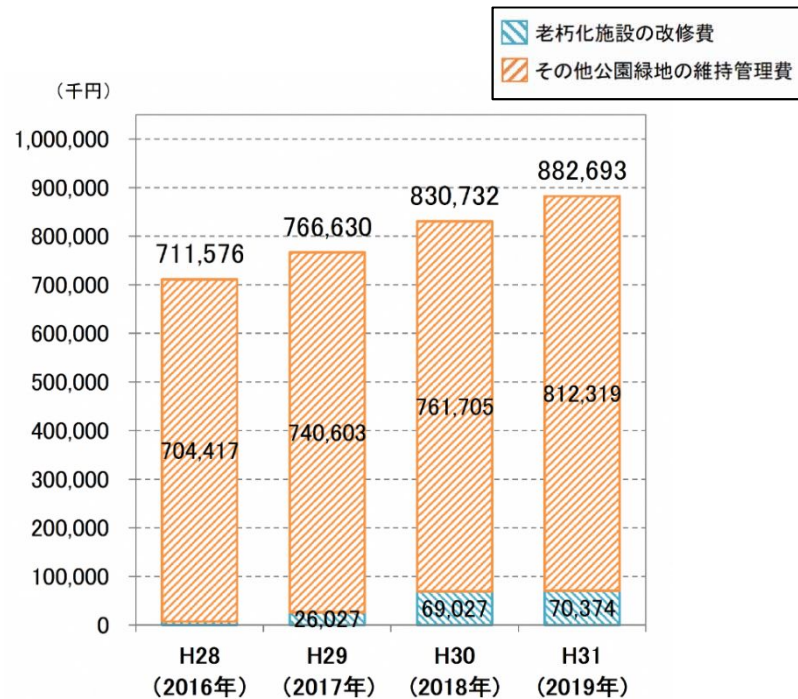
資料：国土地理院 基盤地図情報【平成 26 年度（2014 年度）】、
熊本市地域防災計画【令和 3 年（2021 年）1 月】に示される土砂災害警戒区域等

⁵ 土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。

⁶ 土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

資料 13 緑の維持管理（公園緑地への財政支出の推移）

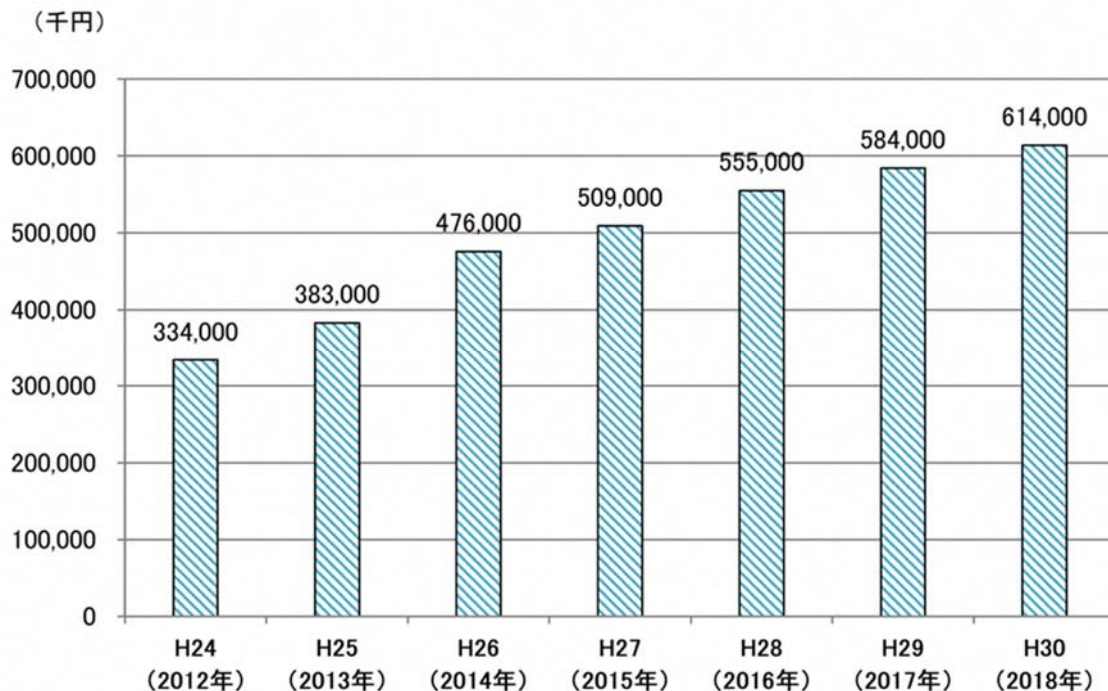
公園緑地に必要な事業費の推移を示します。



資料：熊本市資料【令和2年（2020年）3月】

資料 14 緑の維持管理（街路樹管理・道路除草財政支出の推移）

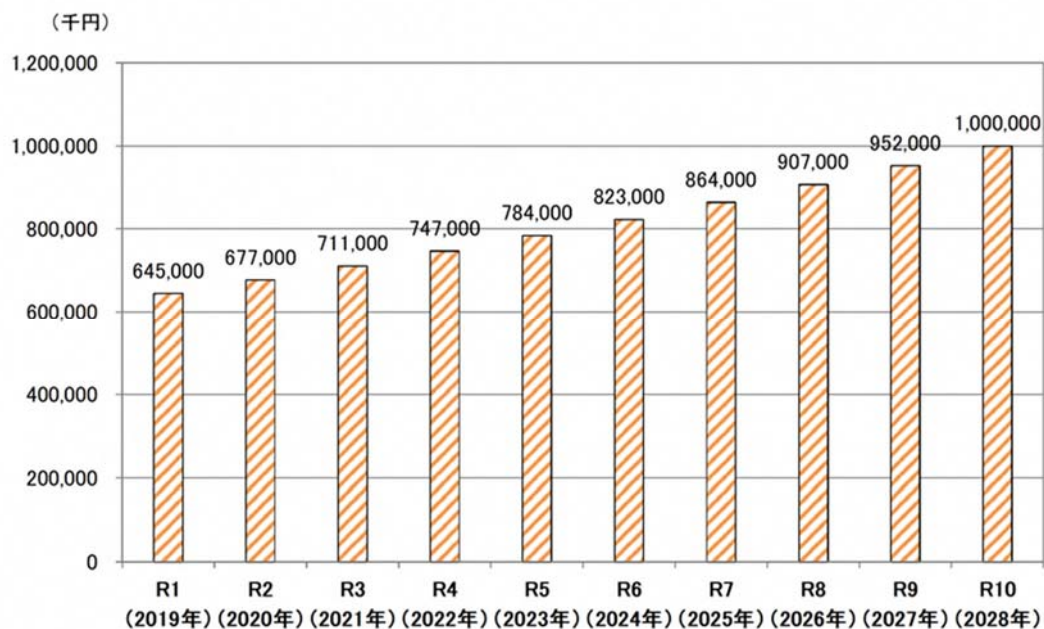
街路樹管理と道路除草の財政支出の推移を示します。



資料：第1期 熊本市域街路樹再生計画【令和2年（2020年）3月】

資料 15 緑の維持管理（街路樹管理・道路除草経費見通し）

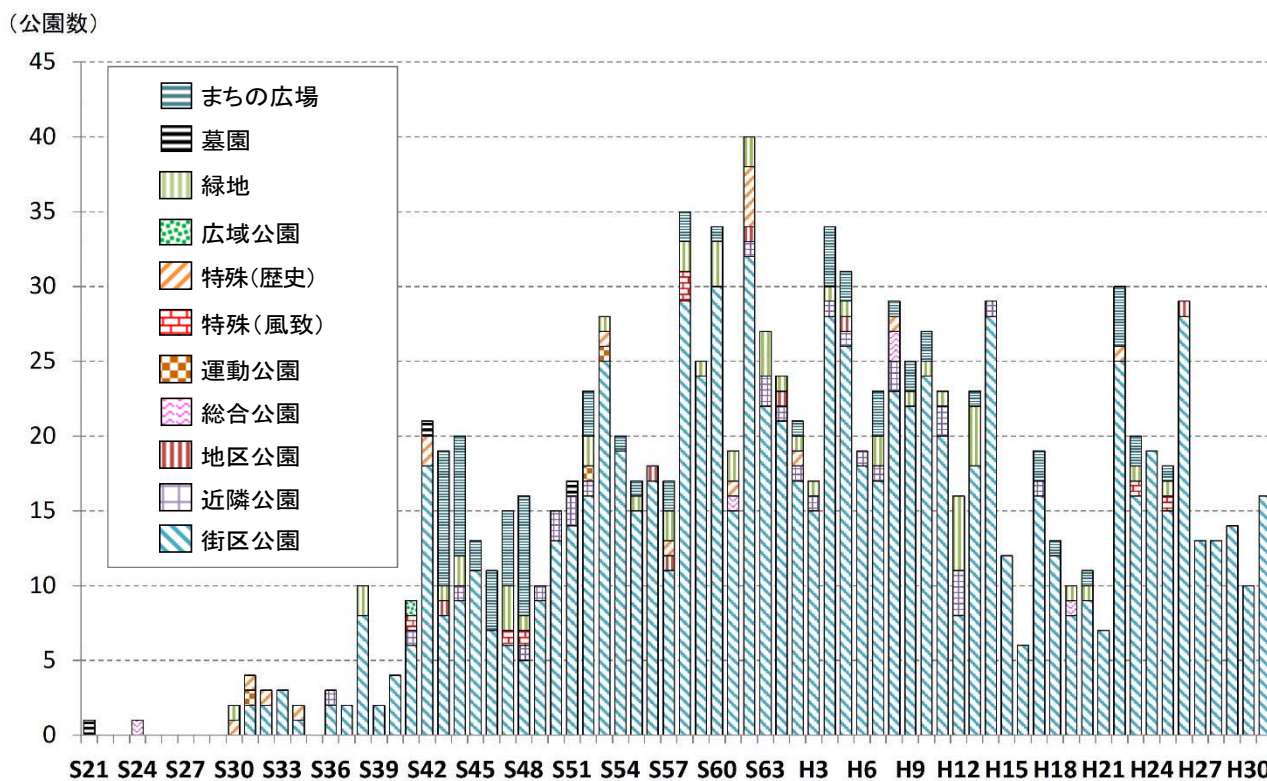
街路樹管理と道路除草の今後の見通しの推移を示します。



資料：第 1 期 熊本市域街路樹再生計画【令和 2 年（2020 年）3 月】

資料 16 緑の維持管理（公園開設数の推移）

本市の公園開設数の推移を示します。



資料：熊本市資料【令和 2 年（2020 年）3 月】

資料17 市民アンケート調査

令和2年7月に、熊本市域に在住する18歳以上の市民及び市民団体に実施した緑に関する意識や要望のアンケート内容と、結果を示します。

市民アンケート用紙

熊本市 緑に関するアンケート調査 調査票

○該当するものに○印をつけてください。該当する複数のものに○印をつけていただく質問や、記入していただく質問もあります。注意してご記入をお願いいたします。
○その他の回答は、() に内容を記入してください。
○アンケート票は両面で印刷していますので、全ての質問へのご回答をお願いいたします。
○令和2年7月16日(木)までに、返信用封筒を用いてご投函くださいますようお願いいたします。

I あなたご自身についておたずねします。

1. 年齢 (該当するものに1つ○印をつけてください)

1_18歳～20歳代 2_20歳代 3_40歳代 4_50歳代 5_60歳代
6_70歳代 7_80歳代以上

2. 居住地 (該当するものに1つ○印をつけてください)

1_中央区 2_東区 3_西区 4_南区 5_北区

3. 居住形態 (該当するものに1つ○印をつけてください)

1_持家・一戸建 2_持家・集合住宅 3_借家・一戸建 4_借家・集合住宅

4. 居住年数 (該当するものに1つ○印をつけてください)

1_5年未満 2_5年～10年 3_11年～20年 4_21年～30年 5_31年以上

5. 職業 (該当するものに1つ○印をつけてください)

1_農林業 2_自営業・経営者 3_公務員 4_会社員 5_主婦・主夫 6_学生
7_無職 8_その他 ()

4. 熊本市らしいと感じる緑はどれですか。

(該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

- 1 金峰山系、雁回山等の山々の緑
- 2 熊本城や花園山等の中心市街地周辺の緑
- 3 立田山、託麻三山等の市街地近郊の山々の緑
- 4 水前寺・江津湖周辺や八景水谷等の水辺の緑
- 5 白川、緑川、加勢川、坪井川、井芹川等の川沿いの緑
- 6 広々とした水田や畑の農地の緑
- 7 その他 ()

※託麻三山とは、神岡山、小高山、戸島山のことで。

5. 中心市街地の「緑」に対してどのように感じていますか。

(それぞれ該当するものに1つ○印をつけてください。また、内容を記入してください)

※「中心市街地」とは、熊本城周辺、熊本駅周辺に広がる市街地です。

<緑の量について>

1, 2に○の方は、多いと思う点を記入してください。

- 1 量が多い
- 2 どちらかといえば多い
- 3 ちょうどいい
- 4 どちらかといえば少ない
- 5 少ない

4, 5に○の方は、少ないと思う点を記入してください

<緑の質について>

※「質」とは、緑による景観、季節感、緑陰、安全性、維持管理等

1, 2に○の方は、満足している点を記入してください。

- 1 満足している
- 2 どちらかといえば満足
- 3 どちらでもない
- 4 どちらかといえば不満
- 5 不満である

4, 5に○の方は、不満な点を記入してください。

II 熊本市全体の緑についておたずねします。

1. 緑に関心がありますか。

(該当するものに1つ○印をつけてください)

- 1 関心がある
- 2 少し関心がある
- 3 あまり関心がない
- 4 関心がない

※「緑」とは、森林の緑、果樹園や畑、水田の緑、河川の緑、公園の緑、街路樹の緑、学校等の公共施設の緑、生垣や庭木のある住宅の緑、工場や事業所、店舗の緑などです。心身をいやし、健康を増進させ、レクリエーションの場、生物が生育・生息する場を提供するとともに、防災性の向上や観光、賑わい形成に寄与する等、様々な役割を持っています。

2. 熊本市全体の「緑」に対して、どのように感じていますか。

(該当するものに1つ○印をつけてください。また、内容を記入してください)

- 1 満足している
- 2 どちらかといえば満足
- 3 どちらでもない
- 4 どちらかといえば不満
- 5 不満である

1, 2に○の方は、満足している点を記入してください。

4, 5に○の方は、不満な点を記入してください。

3. 熊本市の緑は10年前と比較してどう思いますか。

(該当するものに1つ○印をつけてください)

- 1 増えた
- 2 やや増えた
- 3 変わらない
- 4 やや減った
- 5 減った
- 6 わからない

III 現在の居住地周辺の緑についておたずねします。

1 お住まいの周りの「緑」に対してどのように感じていますか。

(それぞれ該当するものに1つ○印をつけてください。また、内容を記入してください)

<緑の量について>

- 1 量が多い
- 2 どちらかといえば多い
- 3 ちょうどいい
- 4 どちらかといえば少ない
- 5 少ない

1, 2に○の方は、多いと思う点を記入してください。

4, 5に○の方は、少ないと思う点を記入してください。

<緑の質について>

※「質」とは、緑による景観、季節感、緑陰、安全性、維持管理等

- 1 満足している
- 2 どちらかといえば満足
- 3 どちらでもない
- 4 どちらかといえば不満
- 5 不満である

1, 2に○の方は、満足している点を記入してください。

4, 5に○の方は、不満な点を記入してください。

2 お住まいの近くで緑を感じる場所はどこですか。

(該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

- 1 森林の緑
- 2 果樹園や畑、水田の緑
- 3 河川の緑
- 4 公園の緑
- 5 街路樹の緑
- 6 学校等の公共施設の緑
- 7 生垣や庭木のある住宅の緑
- 8 工場や事業所、店舗の緑
- 9 その他 ()

IV 緑の将来像についておたずねします。

1 熊本市全体の「緑」の保全について、どのようにお考えですか。

(該当するものに1つ○印をつけてください)

- 1 積極的に保全したほうがよい
- 2 特に保全する必要はなく、自然の成り行きに任せる
- 3 緑の保全よりも、開発を優先する
- 4 その他 ()

2 熊本市で緑を重点的に保全していくべき場所はどこだと思いますか。

(該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

- 1 金峰山系、雁回山等の山々の緑
- 2 熊本城や花岡山等の中心市街地周辺の緑
- 3 立田山、託麻三山等の市街地近郊の山々の緑
- 4 市街地に残る斜面の緑
- 5 水前寺・江津湖周辺や八景水谷等の水辺の緑
- 6 白川、緑川、加勢川、坪井川、井芹川等の川沿いの緑
- 7 貴重な動植物の生息・生育する緑
- 8 災害の防止に寄与する緑
- 9 お寺や神社の緑
- 10 その他 ()

※託麻三山とは、神岡山、小山山、戸島山のことで、

3 多様な生物の生息環境を確保するために、どのような取組を進めることが望ましいと思いますか。

(該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

- 1 森林や河川等の自然環境の保全
- 2 市街地での生息環境の創出
- 3 里地里山環境の保全
- 4 外来生物による生態系への影響の防止
- 5 絶滅の恐れがある希少な動植物の保全
- 6 市民、事業者が行う自然保護活動への支援
- 7 自然観察会や講習会等の学習機会の充実
- 8 その他 ()
- 9 わからない

※里地里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域です。
※外来生物とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物のことです。

VI 公園、街路樹についておたずねします。

1 熊本市の「公園」についてどのようにしていくことが望ましいと思いますか。

(該当するものに1つ○印をつけてください)

- 1 公園を増やしていく(公園が少ない場所等)
- 2 公園の数は現状でよいが、施設を増やし利用しやすい公園に改修していく
- 3 公園の数や利用しやすさは現状で十分である
- 4 公園を減らしていく
- 5 その他 ()

2 公園の維持管理について、不満に感じていることは何ですか。

(該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

- 1 ごみが落ちている
- 2 雑草が伸びている
- 3 樹木の剪定や伐採をしてほしい
- 4 樹木が少ないので増やしてほしい
- 5 トイレの汚れや故障が多い
- 6 照明が暗い等、照明の明るさが適切でない。照明器具の破損・玉切れが多い
- 7 遊具等の施設が老朽化している
- 8 その他 ()
- 9 特になし。

3 現在、熊本市の公園は1,000箇所以上あり、今後も宅地の開発に伴い増えていくと予想されます。一方、人口は減少していくことが予想され、現状の公園の維持管理水準を確保することは難しい状況です。今後、公園の運営維持管理についてどのようなことを進めたいと思いますか。

(該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

- 1 管理水準が下がっても、市が主体となって維持管理を行う
- 2 住民(自治会、公園愛護会等)がボランティアで維持管理を行う
- 3 住民(自治会、公園愛護会等)がボランティアで維持管理するが、市から活動費用の一部を助成する
- 4 民間企業が公園にカフェ等を整備し、その収益を活用して運営維持管理する
- 5 その他 ()

4 あなたは、「グリーンインフラ」について知っていますか。

(該当するものに1つ○印をつけてください)

- 1 言葉も意味も知っている
- 2 言葉は知っているが意味はよくわからない
- 3 知らない

※「グリーンインフラ」とは、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。

V 市街地の緑に関する将来像についておたずねします。

1 熊本市の市街地の「緑」の将来像についてどのように思いますか。

(該当するものに1つ○印をつけてください)

※「市街地」とは、住宅や商業施設等の建物が立ち並んでいる地域です。

- 1 緑をふやしたほうがよい
- 2 現状のままでよい
- 3 緑が少なくなってもよい
- 4 その他 ()

2 熊本市の市街地で、緑に関する施策を重点的に実施するべき場所はどこだと思いますか。

(該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

- 1 公園
- 2 道路(街路樹)
- 3 河川
- 4 公共施設(学校除く)
- 5 学校
- 6 商業施設やオフィス
- 7 住宅地
- 8 工場や事業所
- 9 その他 ()

4 公園の「緑」についてどのようにしていくことが望ましいと思いますか。

(該当するものに1つ○印をつけてください)

- 1 緑が少ないので、樹木等を増やす方がよい
- 2 樹木等を減らす、もしくは植え替える等をして、管理を充実した方がよい
- 3 樹木等よりも、広場や施設などが欲しい
- 4 その他 ()

5 街路樹についてどのようにしていくことが望ましいと思いますか。

(該当するものに1つ○印をつけてください)

- 1 街路樹をさらに増やしていく
- 2 街路樹の定期的な植え替えを行い、現在の量を維持していく
- 3 街路樹は、落ち葉が少ない樹木や、中木、低木などに植え替える
- 4 街路樹は減らす、もしくは無くしていく
- 5 その他 ()

6 街路樹の維持管理について、不満に感じていることは何ですか。

(該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

- 1 落ち葉の清掃ができていない
- 2 高木の剪定ができていない
- 3 低木の剪定ができていない
- 4 害虫の対策などができていない
- 5 除草ができていない
- 6 巨木化や根上がりにより通行に支障がある
- 7 その他 ()
- 8 特になし

Ⅶ 民有地の緑化についておたずねします。

※民有地とは、住宅地や店舗、事務所等が建っている土地で、公共地は含みません。

1 民有地の緑化についてどのように感じていますか。

(該当するものに1つ○印をつけてください)

- 1 緑化を推進したほうがよい
- 2 現状のままでよい
- 3 緑化は必要がない
- 4 わからない

2 民有地の緑化を図るための課題は何だと思いますか。

(該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

- 1 緑化スペースがない
- 2 管理に経費がかかる
- 3 管理が面倒である
- 4 緑化のやり方がわからない
- 5 緑化を行う時間がない
- 6 その他 ()

3 民有地の緑化を進めるためにどのような助成制度、支援が必要だと思いますか。

(該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

- 1 新築時等の記念樹の配布
- 2 民有地内の緑化に向けた植樹の配布
- 3 民有地内の緑化に向けた芝生等のグラウンドカバー植物の配布
- 4 民有地内の植樹による緑化に対する助成
- 5 民有地内の芝生等のグラウンドカバー植物による緑化に対する助成
- 6 建物の壁面、屋上への緑化に対する助成
- 7 ホームページ、市報等による緑化に関する情報提供の充実
- 8 緑化に関する講習会、イベントの開催
- 9 その他（ ）

Ⅷ 緑化の推進体制や緑の管理についておたずねします。

1 緑化や緑の保全活動へ参加することに関心がありますか。

(該当するものに1つ○印をつけてください)

- 1 関心がある
- 2 少し関心がある
- 3 あまり関心がない
- 4 わからない

2 あなたが、参加、協力できそうな緑化、緑の保全活動はありますか。

(該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

- 1 公園・道路等の花壇づくりや植樹への参加
2 公園や街路樹の水やりや除草
3 自宅の道路に面した部分の緑化や生垣づくり
4 河川の環境保全活動への参加
5 森林の保全活動
6 まちの緑化、緑地保全のための募金への協力
7 その他()
8 わからない

3 緑化の推進や緑の保全はどのように進めるのがよいと思いますか

(該当するものに1つ○印をつけてください)

- 1 行政主導で進めていく
- 2 市民主導であり、行政は必要な支援を行う。
- 3 市民と行政が協力して進めていく
- 4 特に必要ながない
- 5 その他 ()
- 6 わからない

IX 自由意見

熊本市の緑についてあなたのご意見をお書きください。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper appears to be a standard notebook page or a sheet of stationery designed for writing.

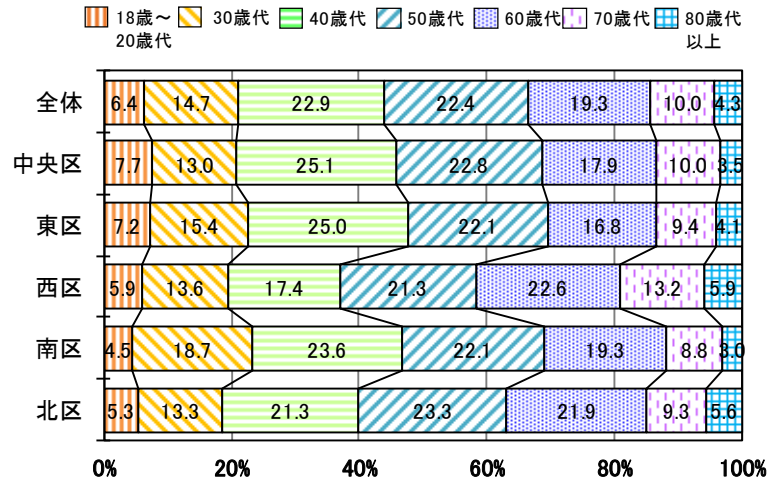
アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒に入れて投函してください。

市民アンケート結果

あなたご自身について

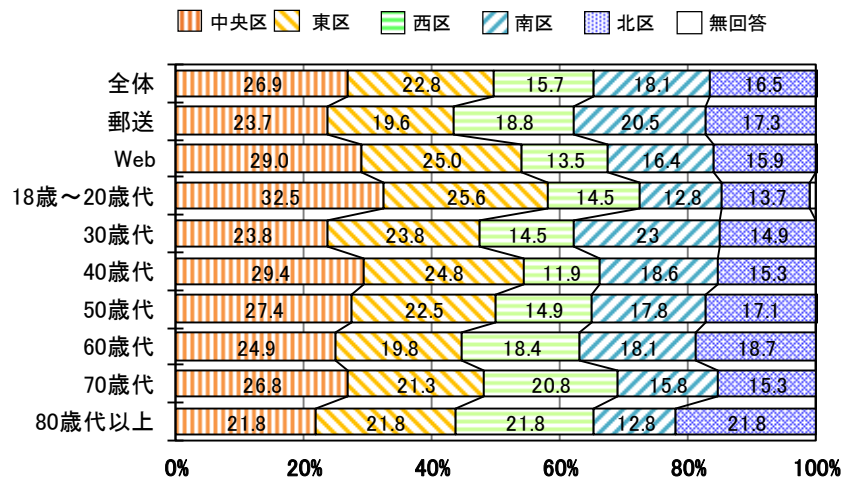
■年齢

○アンケートに回答した方の年齢は、「40 歳代」が 22.9%、「50 歳代」が 22.4%と多いです。



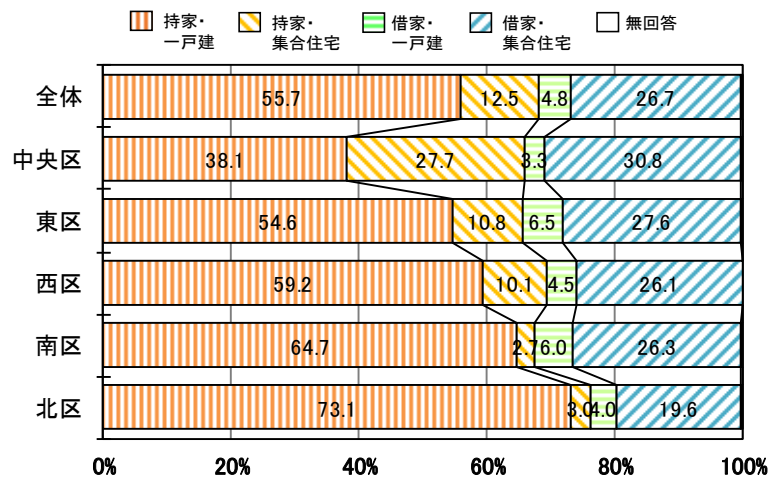
■居住地

○アンケートに回答した方の居住地は、「中央区」が 26.9%、「東区」が 22.8%と多いです。



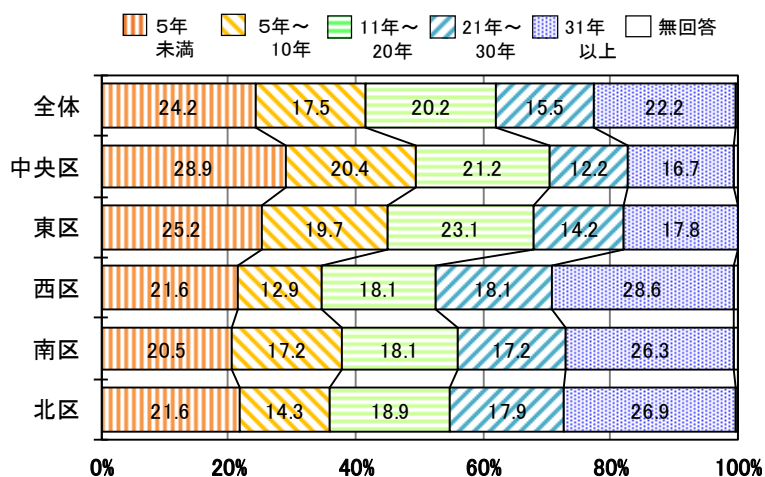
■居住形態

○アンケートに回答した方の居住形態は、「持家・一戸建」が 55.7%と多いです。



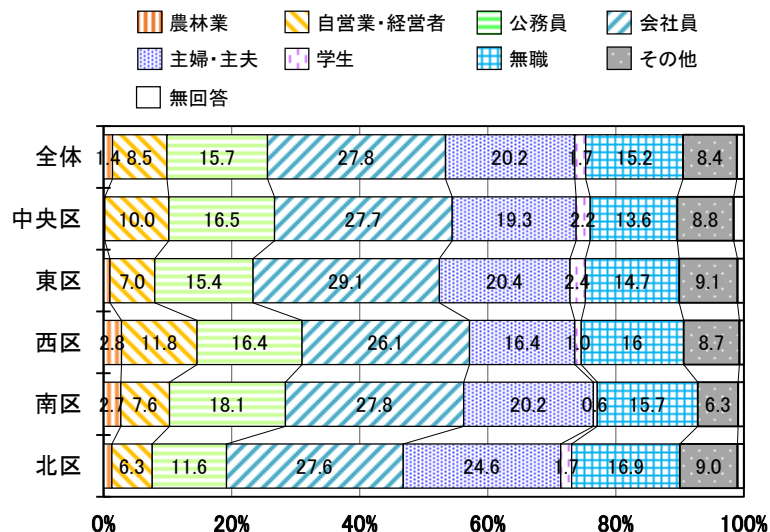
■居住年数

○アンケートに回答した方の居住年数は、「5年未満」が24.2%、「31年以上」が22.2%、「11年～20年」が20.2%です。



■職業

○アンケートに回答した方の職業は、「会社員」が27.8%、「主婦・主夫」が20.2%です。

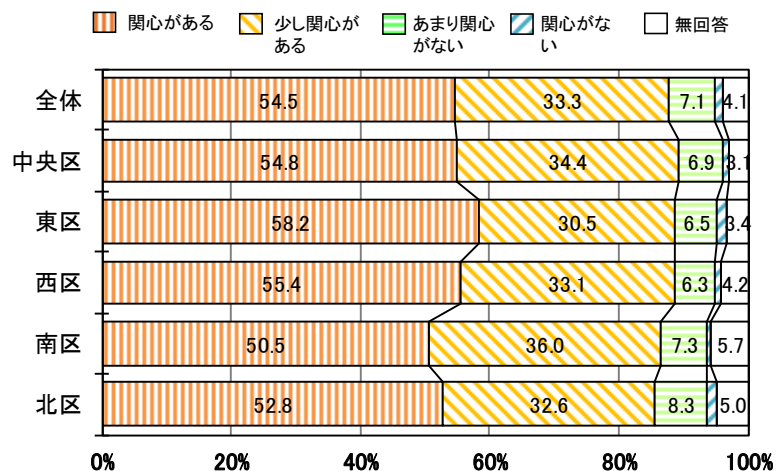


熊本市全体の緑について

■緑に関心がありますか。

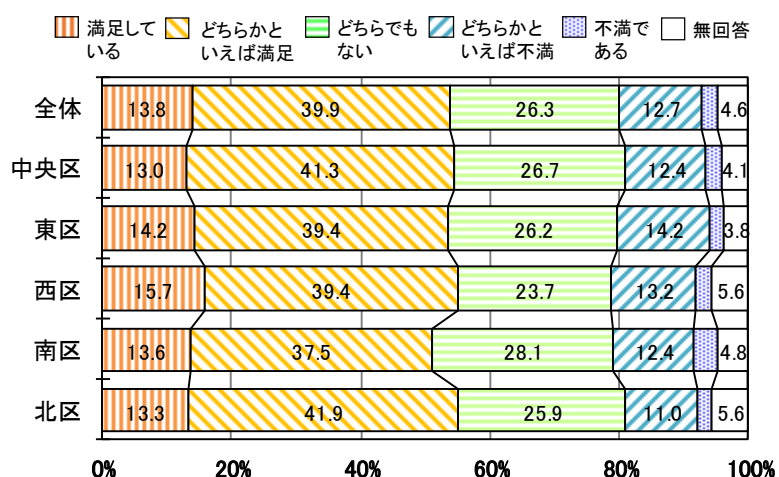
○熊本市全体の緑の関心について、関心がある（「関心がある」、「少し関心がある」の合計）は87.8%です。

○居住地を問わず、緑への関心は高くなっています。



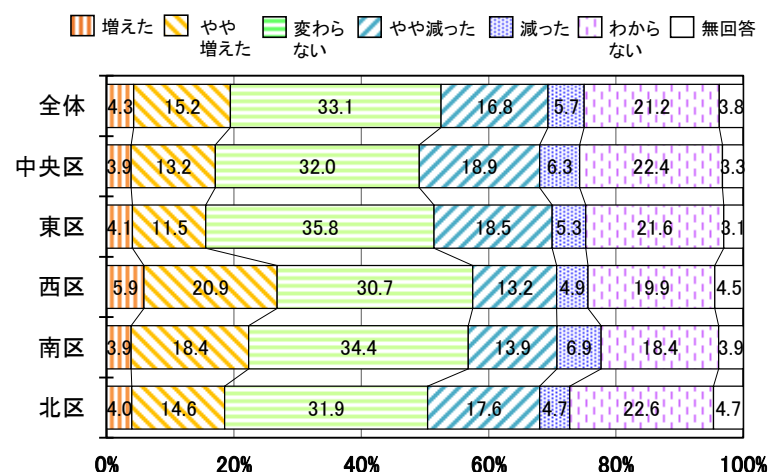
■熊本市全体の「緑」に対して、どのように感じていますか。

○熊本市全体の緑に対して、満足している（「満足している」、「どちらかといえば満足」の合計）は、53.7%です。



■熊本市の緑は 10 年前と比較してどう思いますか。

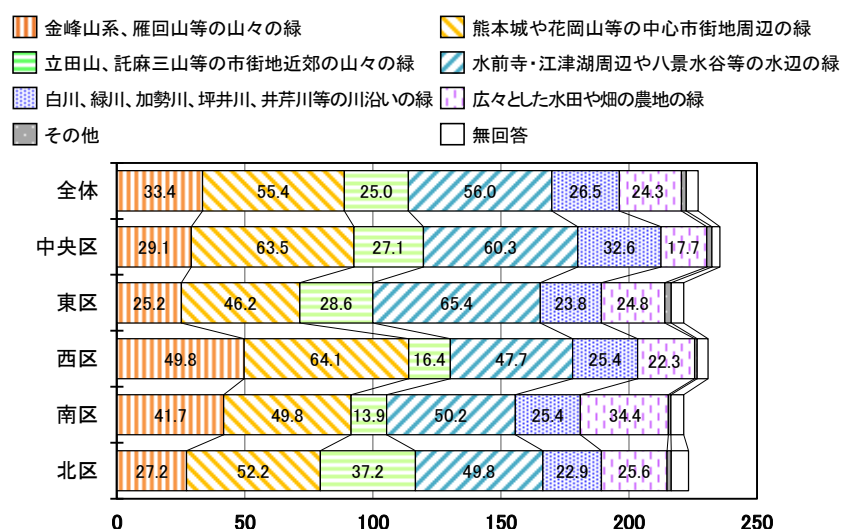
○10 年前と比較して、「変わらない」が 33.1%と最も多いです。増えた（「増えた」、「やや増えた」の合計）は 19.5%、減った（「減った」、「やや減った」の合計）は 22.5%でほぼ同じ割合でした。



■熊本らしいと感じる緑はどれですか。

○最も多いのは、「水前寺・江津湖周辺や八景水谷等の水辺の緑」の 56.0%、次いで「熊本城や花岡山等の中心市街地周辺の緑」の 55.4%です。

○東区は「水前寺・江津湖周辺や八景水谷等の水辺の緑」、西区は「熊本城や花岡山等の中心市街地周辺の緑」が多くなっています。

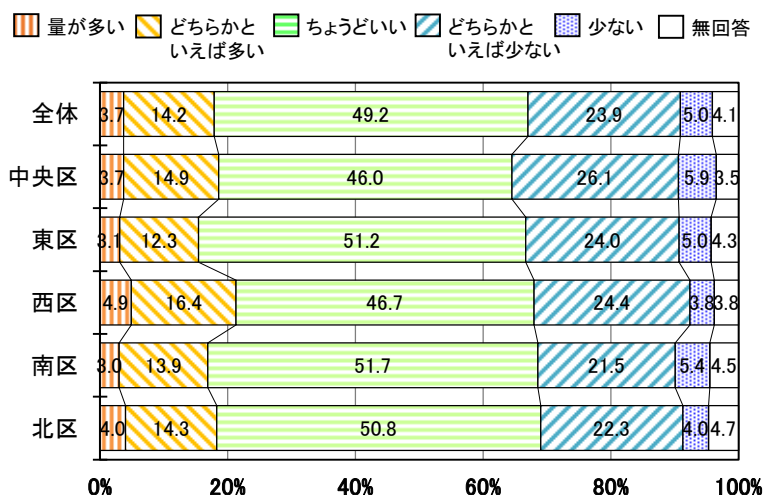


■ 中心市街地の「緑」に対してどのように感じていますか。

※「中心市街地」とは、熊本城周辺、熊本駅周辺に広がる市街地です。

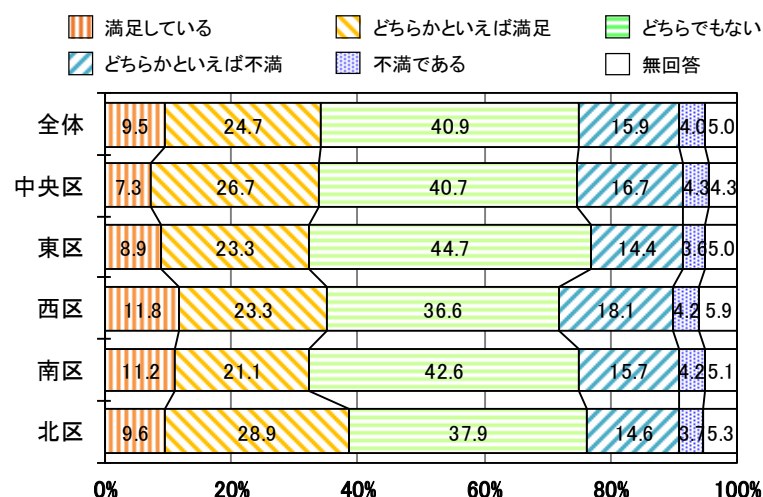
＜緑の量について＞

○中心市街地の緑の量について、満足している（「多い」、「どちらかといえば多い」、「ちょうどいい」）の合計は 67.1%です。



＜緑の質について＞

○中心市街地の緑の質は、満足している（「満足している」、「どちらかといえば満足」）の合計は、34.2%です。

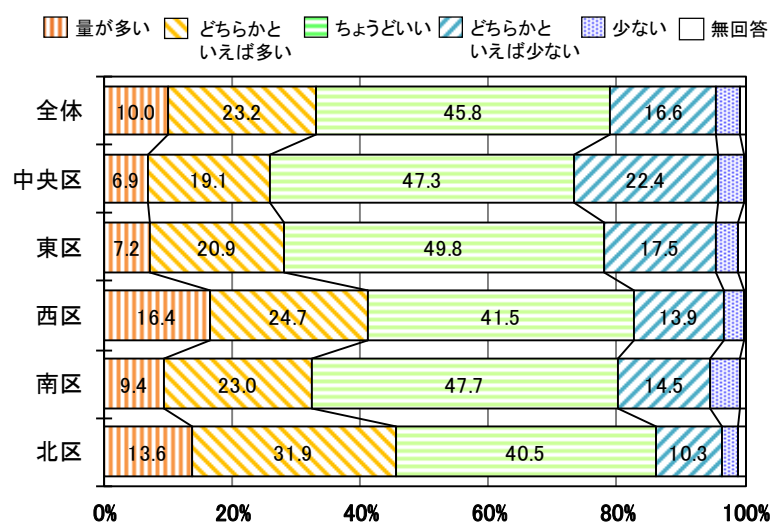


■ 現在の居住地周辺の緑について

■ お住まいの周りの「緑」に対してどのように感じていますか。

＜緑の量について＞

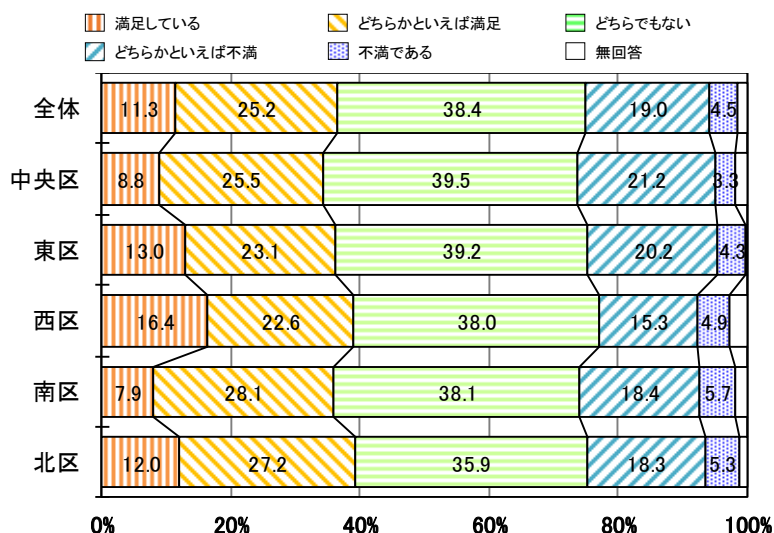
○居住地周辺の緑の量について、満足している（「多い」、「どちらかといえば多い」、「ちょうどいい」の合計）は、79.0%です。「北区」で 86.0%と高く、「中央区」では 73.3%と他の区と比較して低くなっています。



＜緑の質について＞

○居住地周辺の緑の質について、満足している（「満足している」、「どちらかといえば満足」の合計）は、36.5%で、“緑の量”と比較して低くなっています。

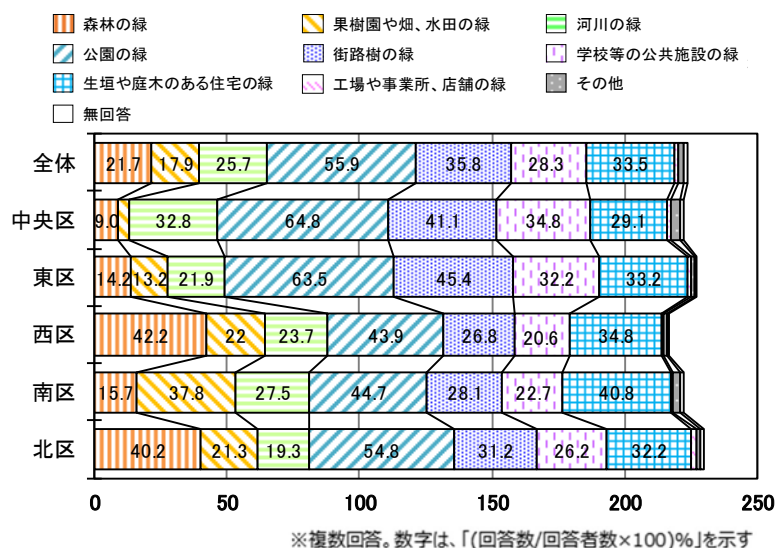
○区別にみると、西区、北区では、満足している（「満足している」、「どちらかといえば満足」の合計）は、比較的多くなっています。



■お住まいの近くで緑を感じる場所はどこですか。

○最も多いのは、「公園の緑」55.9%で、多い順に、「街路樹の緑」35.8%、「生垣や庭木のある住宅の緑」33.5%、「学校等の公共施設の緑」28.3%、「河川の緑」25.7%です。

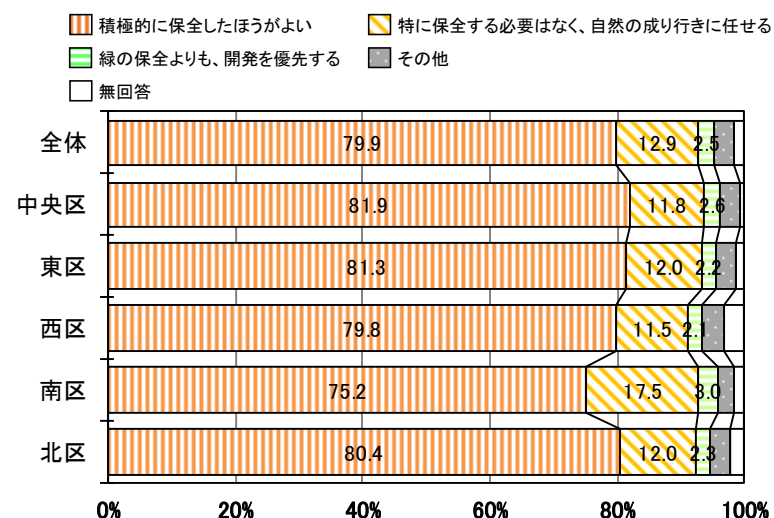
○西区、北区では、「森林の緑」、「果樹園や畑、水田の緑」が、南区では「果樹園や畑、水田の緑」が、中央区、東区では、「公園の緑」が、住まいの近くの緑を感じる場所になっています。



緑の将来像について

■熊本市全体の「緑」の保全について、どのように考えですか。

○熊本市全体の緑の保全は、「積極的に保全したほうがよい」が 79.9%と多いです。

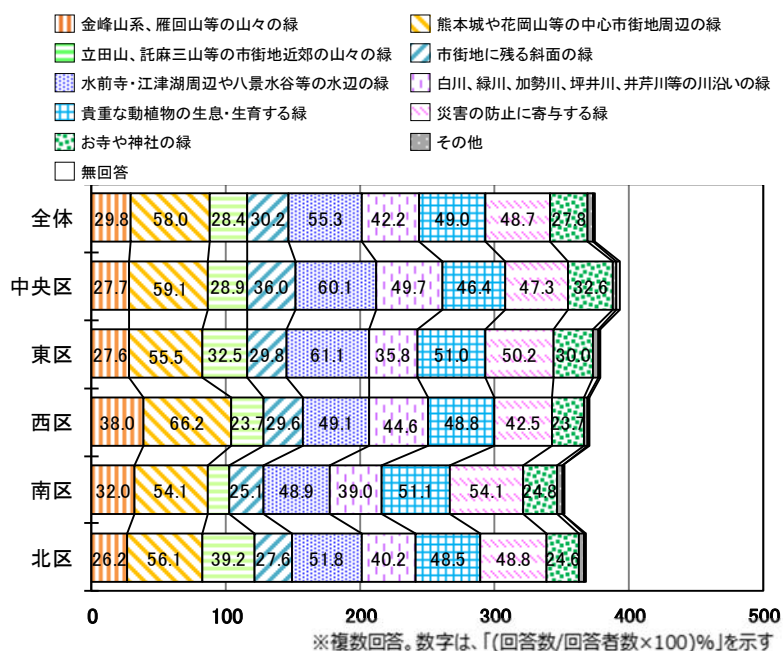


■熊本市で緑を重点的に保全していくべき

場所はどこだと思いますか。

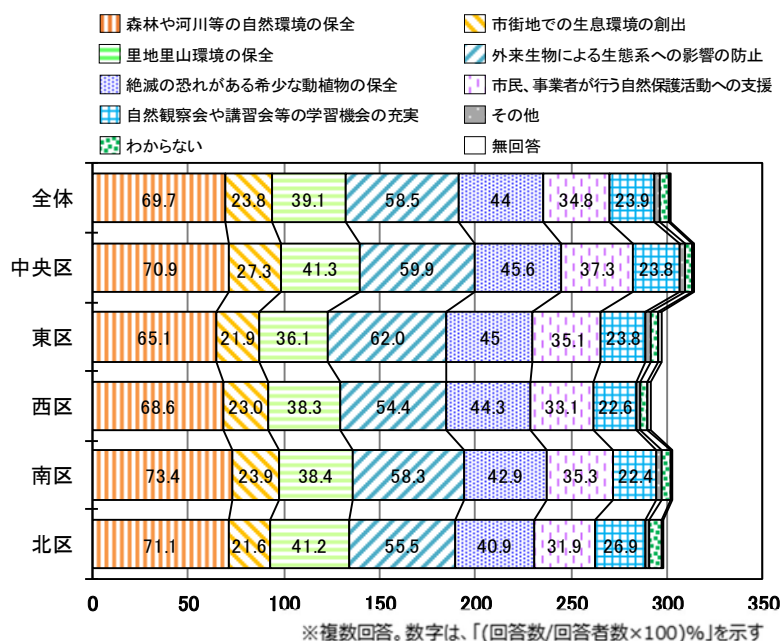
○「熊本城や花岡山等の中心市街地周辺の緑」58.0%、「水前寺・江津湖周辺や八景水谷等の水辺の緑」55.3%、等があげられています。「貴重な動植物の生息・生育する緑」、「災害の防止に寄与する緑」も 49.0%、48.7%と関心が高くなっています。

○南区では、「災害の防止に寄与する緑」が 54.1%と、他の区と比較して関心が高くなっています。



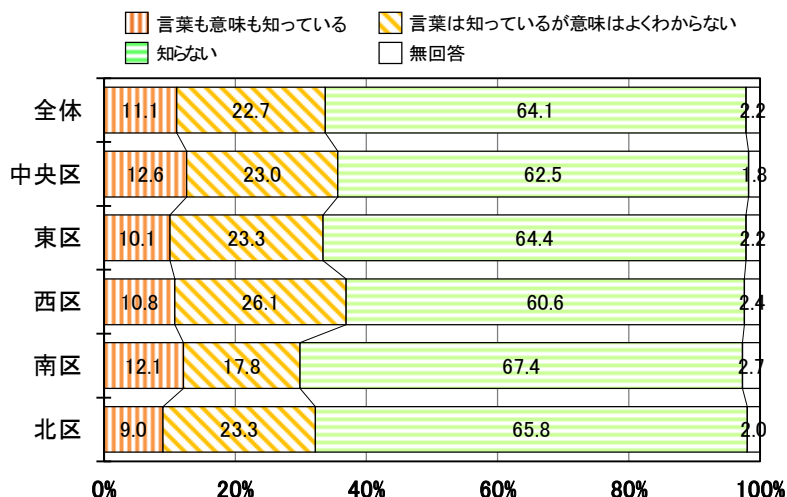
■多様な生物の生息環境を確保するために、どのような取組を進めることが望ましいと思いますか。

○多様な生物の生息環境を確保するための取組は、「森林や河川等の自然環境の保全」が 69.7%、「外来生物による生態系への影響の防止」が 58.5%と多いです。



■あなたは、「グリーンインフラ」について知っていますか。

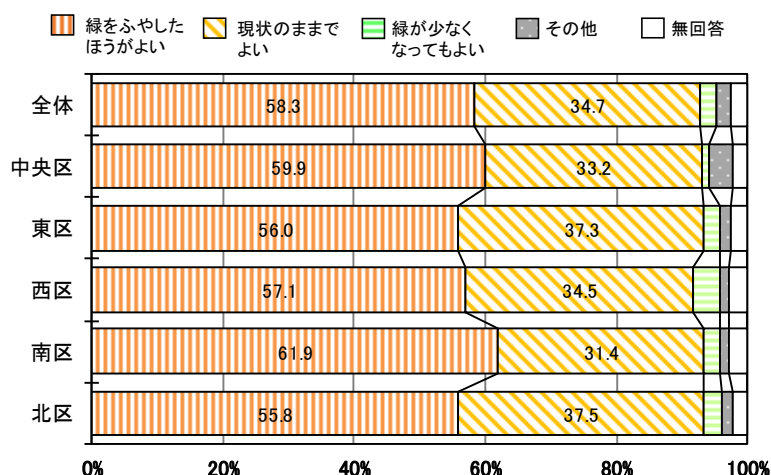
○「グリーンインフラ」の言葉を、「知らない」が 64.1%と多く、「言葉は知っているが意味はよくわからない」が 22.7%です。



市街地の緑に関する将来像について

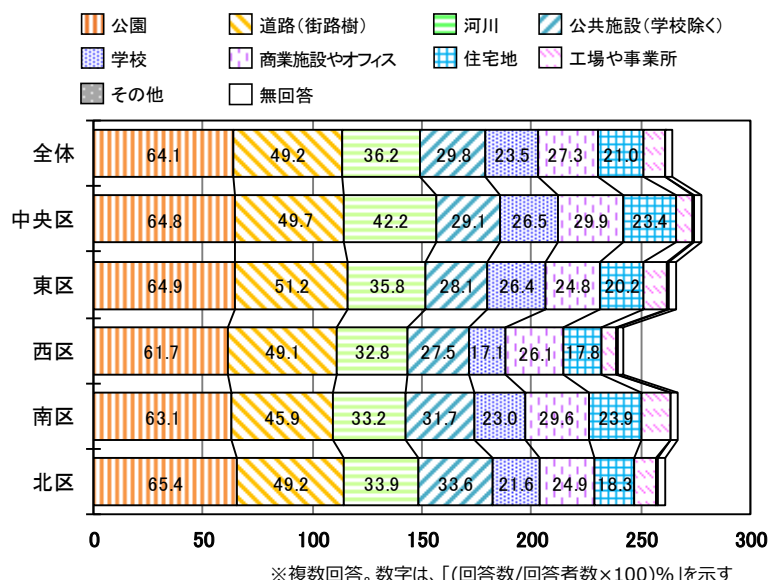
■ 熊本市の市街地の「緑」の将来像についてどのように思いますか。

- 「緑を増やした方がよい」58.3%、「現状のままでよい」が34.7%です。
- 南区では、「緑を増やした方がよい」が61.9%と、他の区と比較して多くなっています。



■ 熊本市の市街地で、緑に関する施策を重点的に実施すべき場所はどこだと思いますか。

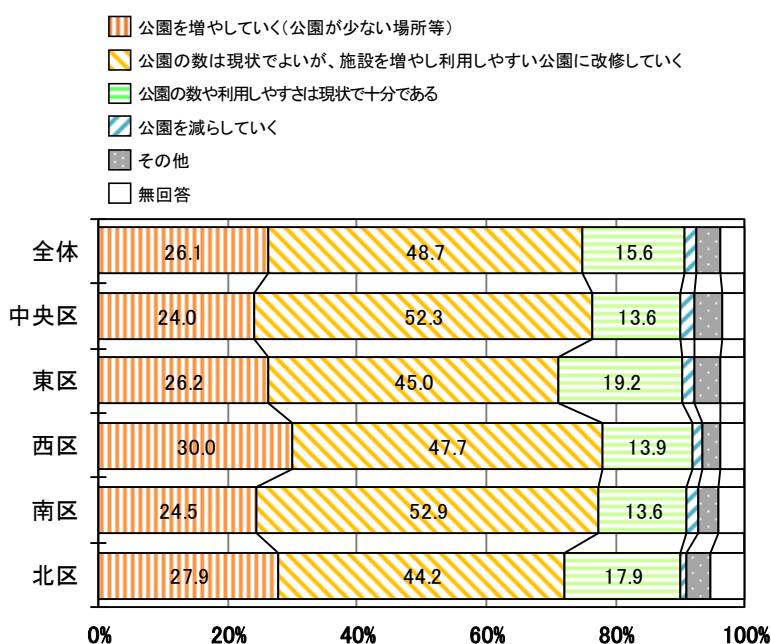
- 「公園」が64.1%と最も多く、多い順に「街路樹」49.2%、「河川」36.2%、「公共施設（学校除く）」29.8%、「学校」23.5%です。
- 中央区では、「河川」が42.2%と、他の区と比較して多くなっています。



公園、街路樹について

■ 熊本市の「公園」についてどのようにしていくことが望ましいと思いますか。

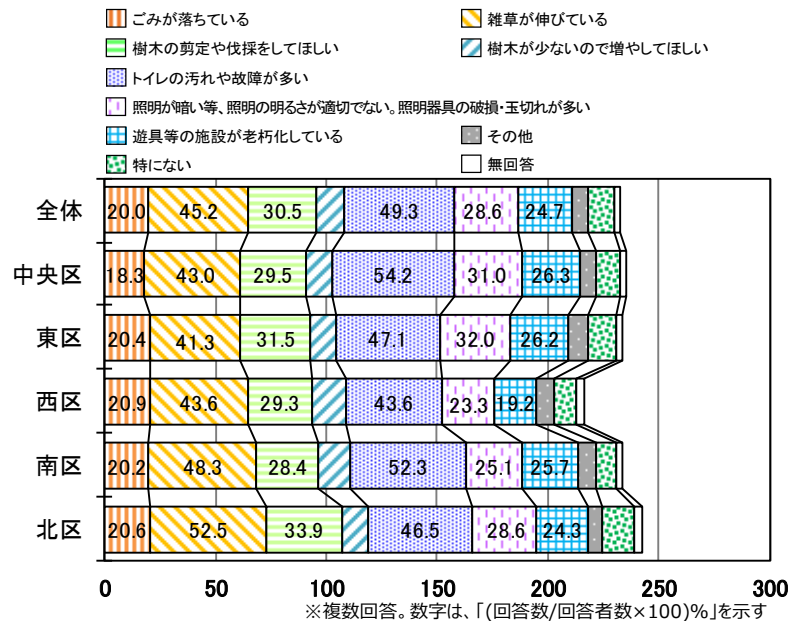
- 「公園の数は現状でよいが施設を増やし利用しやすい公園に改修していく」が最も多く48.7%であり、「公園を増やしていく(公園が少ない場所等)」も次に多く26.1%です。
- 区別にみると、「公園を増やしていく(公園が少ない場所等)」が「西区」30.0%、「北区」27.9%と他の区と比較して多くなっています。



■公園の維持管理について、不満に感じていることは何ですか。

○公園の維持管理への不満は、「トイレの汚れや故障が多い」49.3%、「雑草が伸びている」45.2%が比較的多く、その他「樹木の選定、伐採」等の回答も多くみられました。

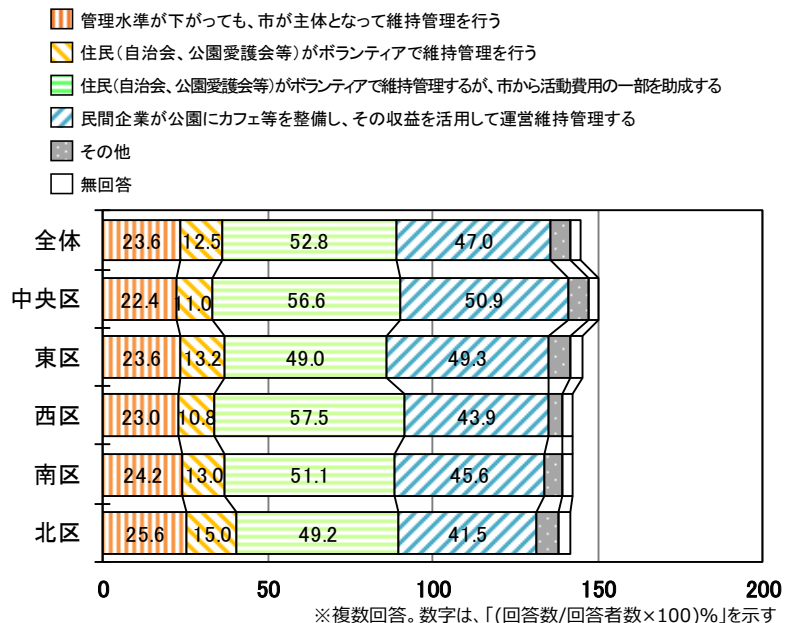
○区別にみると、「雑草が伸びている」は北区が、「トイレの汚れや故障が多い」は、中央区、南区で比較的多くなっています。



■今後、公園の運営維持管理についてどのようなことを進めたらよいと思いますか。

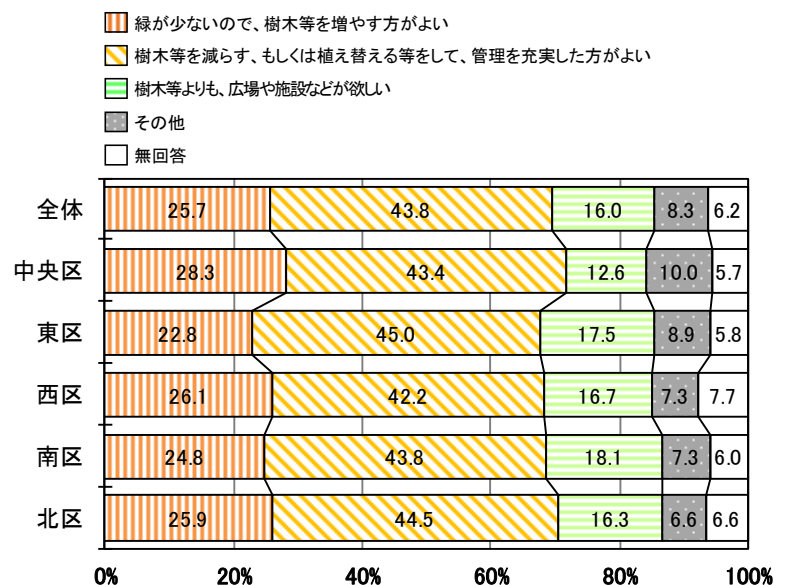
○「市が主体となって維持管理を行う」の回答は少なく、「住民がボランティアで維持管理するが市から活動費用の一部を助成する」52.8%や、「民間企業が公園にカフェ等を整備し、その収益を活用して運営維持管理する」47.0%が多くなっています。

○「住民がボランティアで維持管理するが市から活動費用の一部を助成する」は、西区、中央区で、比較的多くなっています。



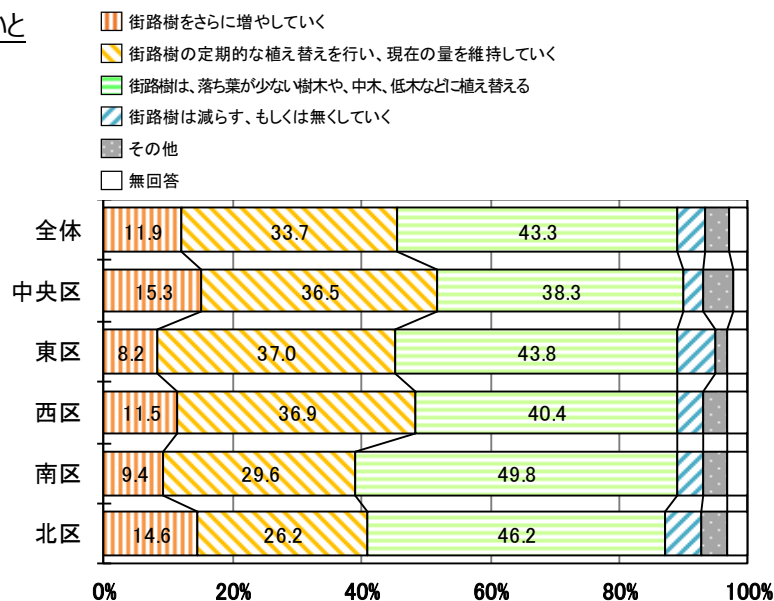
■公園の「緑」についてどのようにしていくことが望ましいと思いますか。

○公園の緑のあり方は、「樹木等を減らす、もしくは植え替える等をして、管理を充実した方がよい」が43.8%と多く、「緑が少ないので、樹木等を増やす方がよい」は25.7%です。



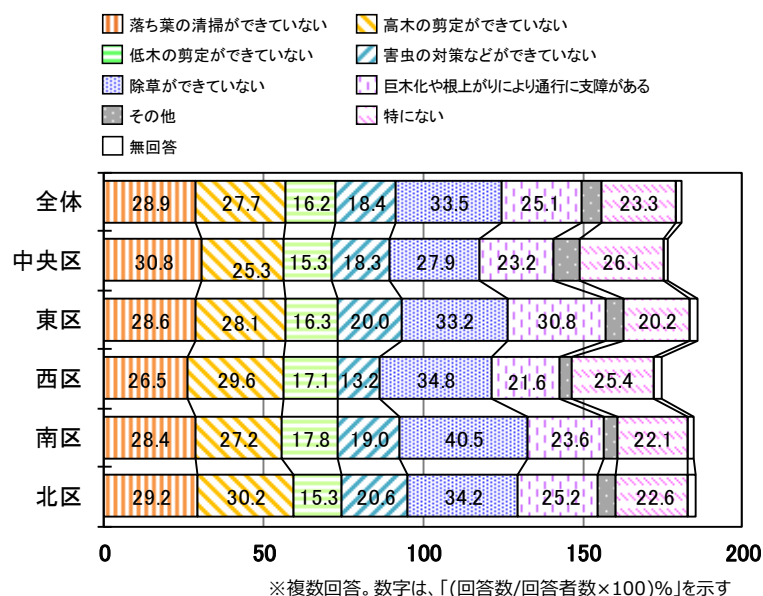
■街路樹についてどのようにしていくことが望ましいと思いますか。

- 「街路樹は、落ち葉が少ない樹木や、中木、低木などに植え替える」43.3%、「街路樹の定期的な植え替えを行い、現在の量を維持していく」33.7%が多くなっています。
- 南区、北区では、「街路樹は、落ち葉が少ない樹木や、中木、低木などに植え替える」が比較的多くなっています。



■街路樹の維持管理について、不満に感じていることは何ですか。

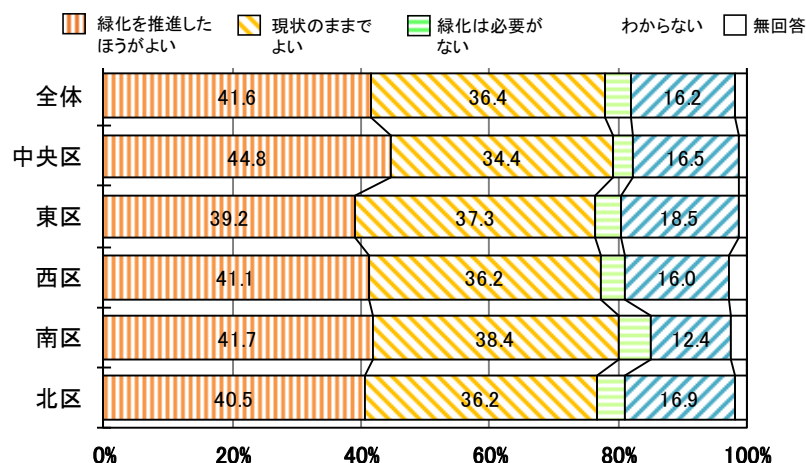
- 「除草ができていない」、「落ち葉の清掃ができていない」、「高木の剪定ができていない」、「巨木化や根上がりにより通行に支障がある」といった不満があります。
- 南区は、「除草ができていない」、東区は、「巨木化や根上がりにより通行に支障がある」が、他の区と比較して多くなっています。



民有地の緑化について

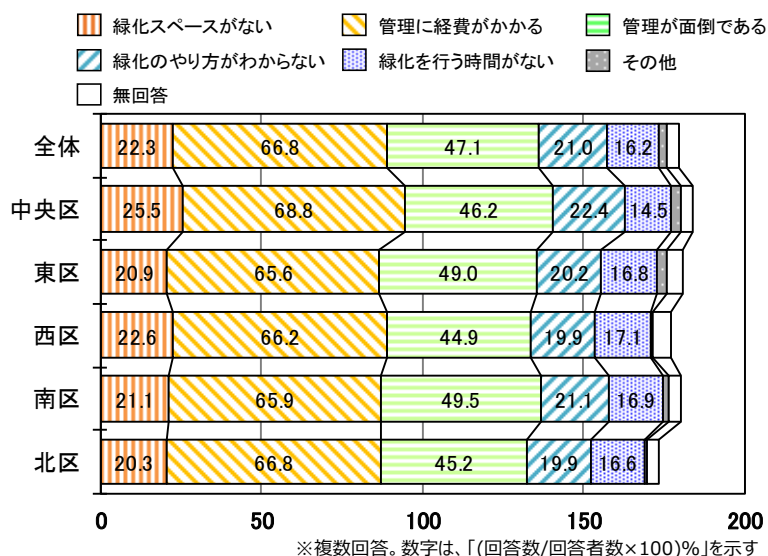
■民有地の緑化についてどのように感じていますか。

- 民有地の緑化について、「緑化を推進したほうがよい」41.6%、「現状のままでよい」36.4%であり、「緑化は必要がない」は3.9%と低くなっています。
- 区別にみると、中央区では、「緑化を推進したほうがよい」が、44.8%と、他の区と比較して多くなっています。



■ 民有地の緑化を図るための課題は何だと思いますか。

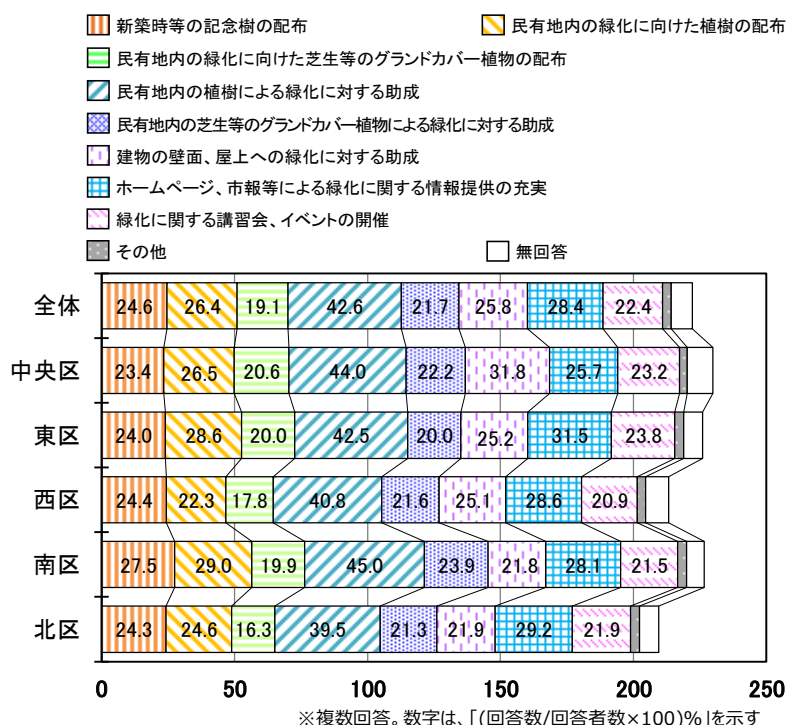
○民有地の緑化を図るための課題は、「管理に経費がかかる」66.8%、「管理が面倒である」47.1%、「緑化スペースがない」22.3%、「緑化のやり方がわからない」21.0%等です。



■ 民有地の緑化について

■ 民有地の緑化を進めるためにどのような助成制度、支援が必要だと思いますか。

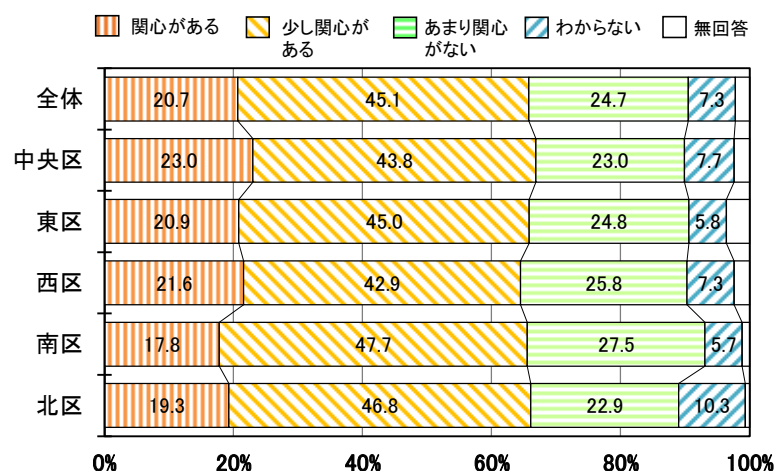
○民有地の緑化を進めるために必要な助成制度、支援は、「民有地内の植樹による緑化に対する助成」が 42.6%と多いほか、様々な助成、支援が求められています。



緑化の推進体制や緑の管理について

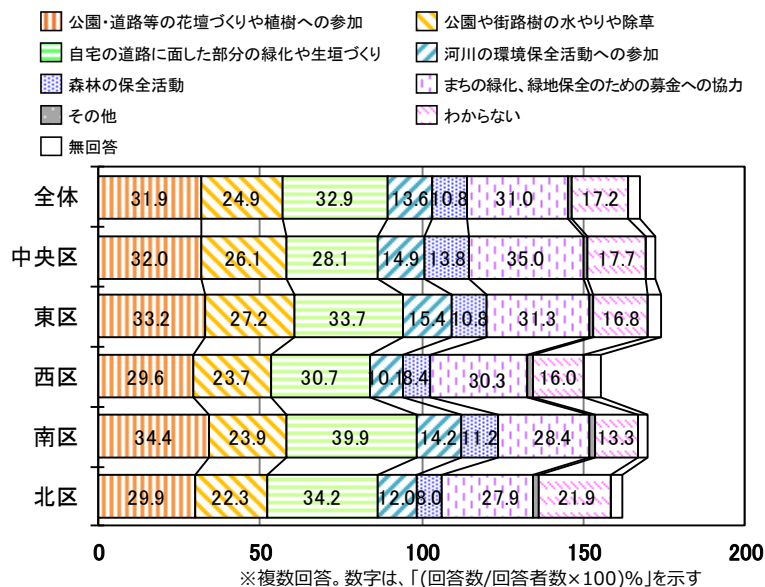
■ 緑化や緑の保全活動へ参加することに関心がありますか。

○緑化や緑の保全活動への参加について、関心がある（「関心がある」、「少し関心がある」）のは 65.8%です。



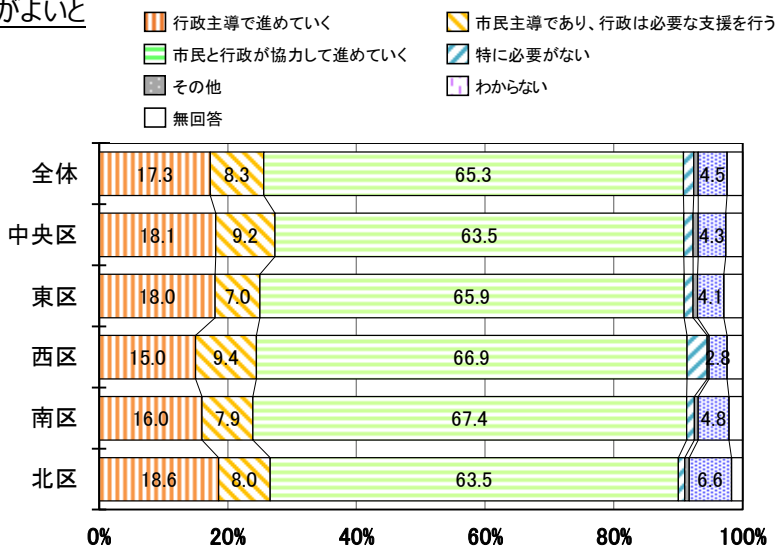
■あなたが、参加、協力できそうな緑化、緑の保全活動はありますか。

- 多い順に、「自宅の道路に面した部分の緑化や生垣づくり」32.9%、「公園・道路等の花壇づくりや植樹への参加」31.9%、「まちの緑化、緑地保全のための募金」31.0%です。
- 緑化、緑の保全活動への関心は、若い年齢層ほど高いことがわかりました。
- 区別にみると、南区では、「自宅の道路に面した部分の緑化や生垣づくり」が39.9%と比較的多いです。



■緑化の推進や緑の保全はどのように進めるのがよいと思いますか。

- 緑化の推進や緑の保全の進め方は、「市民と行政が協力して進めていく」が65.3%と多いです。



資料 18 市民団体アンケート調査

令和 2 年 7 月に、熊本市の緑に関する市民団体に実施した活動の概要や要望のアンケート内容と、結果を示します。

市民団体アンケート用紙

熊本市 緑に関するアンケート調査 調査票

市民団体

○該当するものに○印をつけてください。該当する複数のものに○印をつけていただく質問もあります。注意してご記入をお願いいたします。
○その他の回答は、() に内容を記入してください。
○アンケート票は両面で印刷していますので、全ての質問へのご回答をお願いいたします。
○令和 2 年 7 月 16 日(木)までに、返信用封筒を用いてご返函くださいますようお願いいたします。

I 団体についておたずねします。

1. 市民団体の区分 (該当するものに 1 つ○印をつけてください)

1_公園愛護会 2_街路樹愛護会 3_森林インストラクター

2. 市民団体の活動歴 (該当するものに 1 つ○印をつけてください)

1_5 年未満 2_5 年～10 年 3_11 年～20 年 4_21 年～30 年 5_31 年以上

3. 所在地 (該当するものに 1 つ○印をつけてください)

1_中央区 2_東区 3_西区 4_南区 5_北区

4. 構成人数 (該当するものに 1 つ○印をつけてください)

1_5 名以下 2_6～10 名以下 3_11～20 名 4_21～50 名 5_50 名以上

4 団体構成員の確保をどのようにしていますか。

(該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

1 知人もしくは知人の紹介
2 行政からの紹介
3 協会、連合会からの紹介
4 回覧等広報による募集
5 順番による交代制
6 その他 ()

5 他の市民団体との連携をどのように行っていますか。

(該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

1 役割分担や情報交換をしながら連携して活動している。
2 役割分担が決まってい連携して活動しているが、情報交換はしていない。
3 それぞれが独立して行動しており連携していない
4 連携の必要がないので連携していない。
5 連携したいが、どのように行っていないかわからない
6 その他 ()

6 行政とはどのような面で関係がありますか。

(該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

1 助成金や物資の配布
2 活動予定・内容の情報提供や情報交換
3 問題が起こった場合の相談・対応
4 研修会や観察会などイベント開催の相談
5 その他 ()

II 現在行っている市民活動についておたずねします。

※コロナ禍以前の状況でお答えください。

1 現在行っている市民活動の内容を教えてください。

(該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

1 公園の清掃・除草・植樹等
2 街路樹周辺の清掃・除草・植樹等
3 森林地域の清掃・除草・植樹等
4 研修会・観察会等イベントの開催
5 広報誌の発行
6 物販などの営利活動
7 募金活動
8 その他 ()

2 市民活動の活動頻度について教えてください。

(該当するものに 1 つ○印をつけてください)

1 月 2 回以上
2 月 1 回程度
3 2・3 か月に 1 回程度
4 年 2～3 回程度
5 年 1 回程度
6 その他 ()

3 現在行っている市民活動について、どのように自己評価しますか。

(該当するものに 1 つ○印をつけてください)

1 十分に満足な活動ができている
2 ある程度、満足な活動ができている
3 あまり満足な活動ができていない
4 活動が停滞している
5 その他 ()

7 地域住民や市民に理解を得るためにどのような広報活動をしていますか。

(それぞれ該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

<広報活動の方法について>

1 ビラやチラシの配布・回覧
2 張り紙や掲示板への掲示
3 説明会等の開催
4 ホームページや SNS への掲載
5 特にしていない
6 その他 ()

<広報活動の内容について>

1 活動予定や実績の報告
2 活動の実施に伴う迷惑に対する協力依頼
3 活動参加依頼
4 団体構成員の募集
5 特にしていない
6 その他 ()

8 市民活動に必要な資金や物資はどのように調達していますか。

(該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

1 代表者の自己資金や所有している使用品や不用品の利用
2 団体構成員の持ち寄り金や所有している使用品や不用品の利用
3 会費からの支出
4 外部からの寄付金や寄付されたもの
5 町内自治会の会費
6 行政からの支援
7 民間企業からの支援
8 イベント実施や物販等による営利活動による事業収入
9 その他 ()

9 活動が続けていて良かった点は何ですか

(該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

- 1 活動の成果が出ている
- 2 地域の方からお褒めや激励の言葉をいただく
- 3 仲間づくりやコミュニケーションづくりができる
- 4 健康づくりができる。
- 5 社会貢献ができる。
- 6 その他 ()
- 7 特にない

10 現在行っている活動について、どのような問題がありますか。

(該当するものに○印をつけてください。(複数回答可))

- 1 団体構成員の減少
- 2 団体構成員の高齢化や、担い手・後継者の不足
- 3 市民活動の参加者の減少
- 4 活動費用の不足
- 5 地域住民との協力不足
- 6 他の市民活動団体との連携の不足
- 7 行政との連絡調整の不足
- 8 市民への情報提供、広報の不足
- 9 その他 ()
- 10 特にない

11 現在の活動について、活動の継続意欲がありますか。

(該当するものに1つ○印をつけてください)

- 1 活動内容や範囲を拡げたい
- 2 現在の活動を充実していきたい
- 3 現状のままでよい
- 4 活動内容や範囲を整理し縮小していきたい
- 5 活動の休止を考えている
- 6 その他 ()

12 今後の活動の進め方をどのように考えていますか。

(該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

- 1 団体構成員を増やす
- 2 広報の充実
- 3 研修会やイベントの開催を増やす
- 4 行政との連携強化
- 5 民間企業との連携強化
- 6 地域との連携強化
- 7 他の市民団体との連携強化
- 8 その他（ ）
- 9 特にない

13 今後の活動を進めていくためにどのような支援が必要ですか。

(該当するものに○印をつけてください(複数回答可))

- 1 行政からの助成金や物資を増やす
2 現在利用している助成制度以外の助成制度の情報提供
3 他の市民活動団体の情報提供
4 連携を希望している民間企業の情報提供
5 広報活動の支援
6 活動をより良くしていくために必要なノウハウや知識の勉強会
7 その他 ()
8 特になし

III 自由意見

熊本市の緑についてご意見をお書きください。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

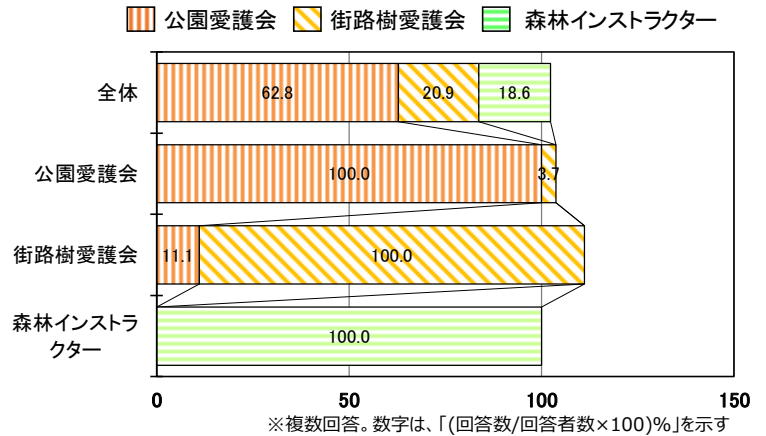
アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒に入れて投函してください。

市民団体アンケート結果

団体について

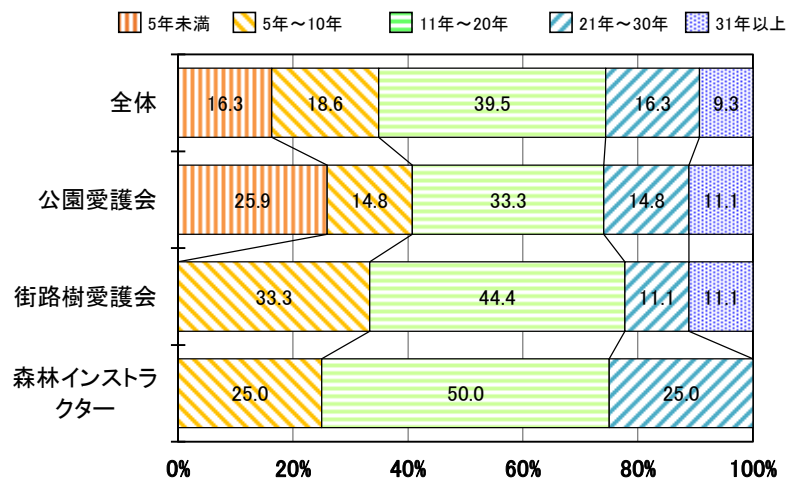
■市民団体の区分

○市民団体の区分は、「公園愛護会」が 27 団体（62.8%）、「街路樹愛護会」が 9 団体（20.9%）、「森林インストラクター」が 8 団体（18.6%）です。



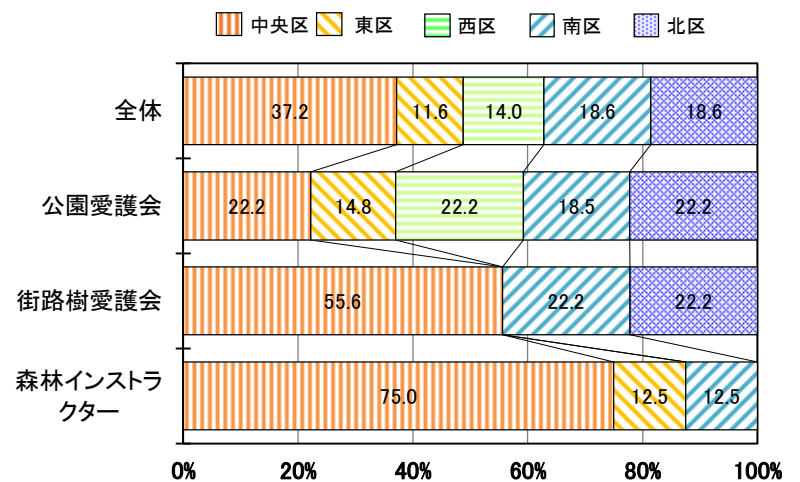
■市民団体の活動歴

○市民団体の活動歴は「11～20 年」が 39.5%、「5～10 年」が 18.6%、「21～30 年」が 16.3%です。



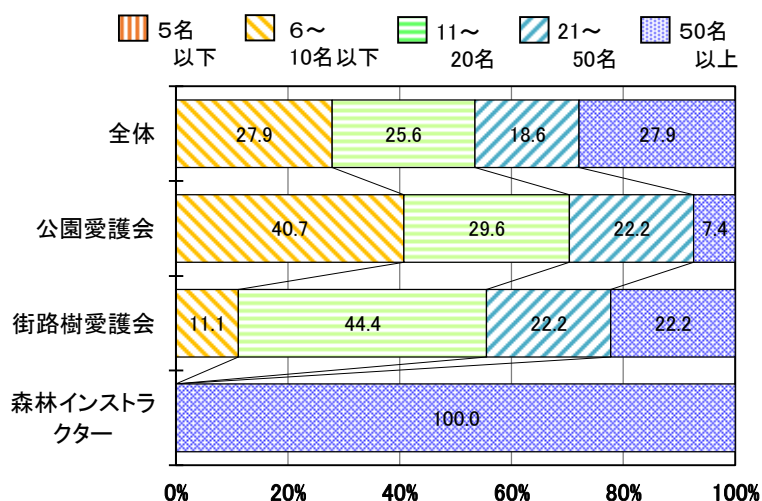
■所在地

○市民団体の所在地は、「中央区」が 37.2%と多いです。



■ 構成人数

- 構成人数は、「6～10 名以下」が 27.9%、「50 名以上」が 27.9%、「11～20 名」が 25.6%です。

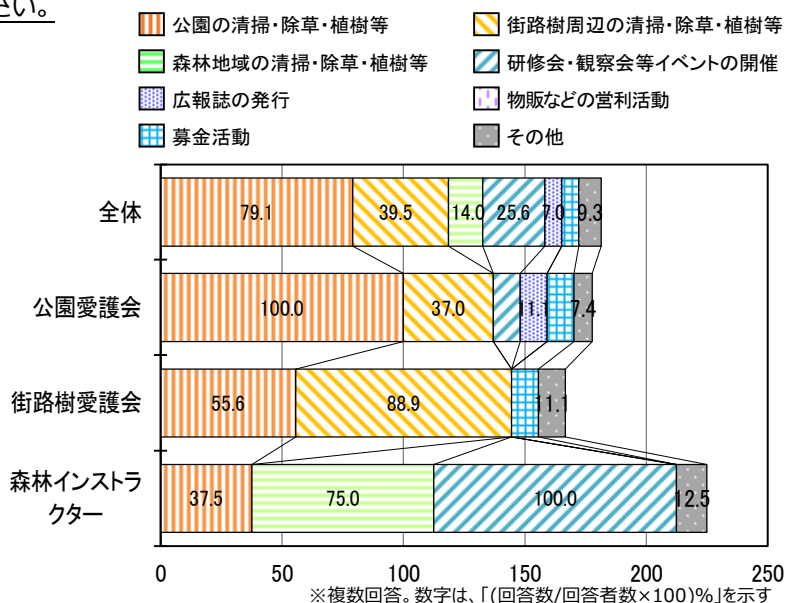


現在行っている市民活動について

※コロナ禍以前の状況でお答えください。

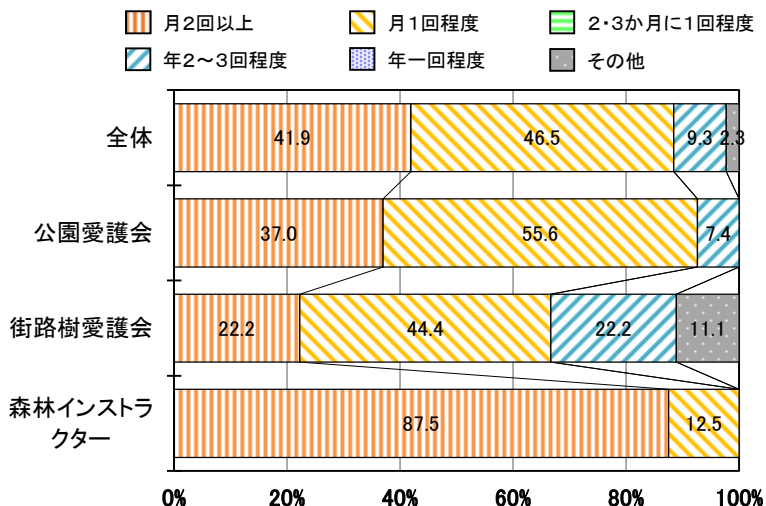
■ 現在行っている市民活動の内容を教えてください。

- 公園愛護会は、「公園の清掃・除草・植樹等」や「街路樹周辺の清掃・除草・植樹等」が多くなっています。
- 街路樹愛護会は、「街路樹周辺の清掃・除草・植樹等」や「公園の清掃・除草・植樹等」が多くなっています。
- 森林インストラクターは、「研修会・観察会等イベントの開催」、「森林地域の清掃・除草・植樹等」が多くなっています。



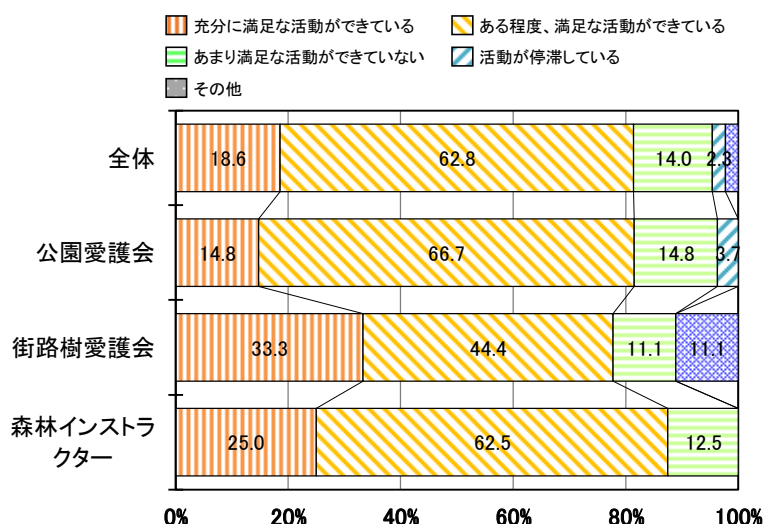
■ 市民活動の活動頻度について教えてください。

- 活動の頻度は、「月 1 回程度」が 46.5%、「月 2 回以上」が 41.9%と多いです。



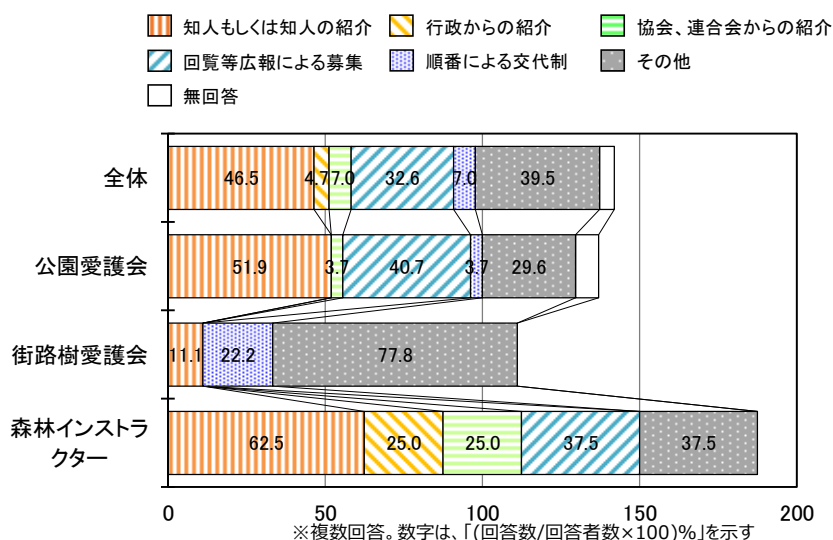
■現在行っている市民活動について、どのように自己評価しますか。

○「充分満足な活動ができている」が81.4%、「ある程度満足な活動ができている」51.2%と満足な活動ができている割合が多いです。



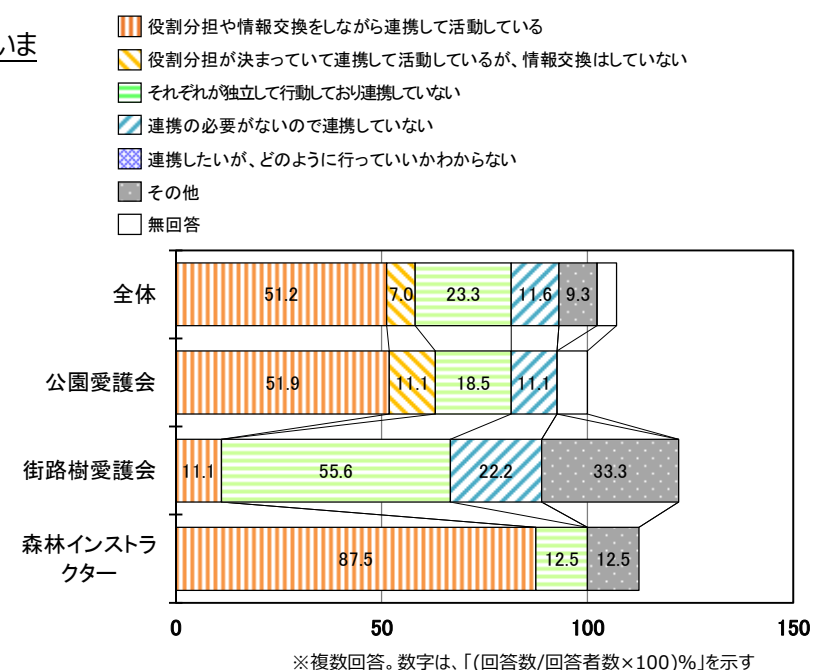
■団体構成員の確保をどのようにしていますか。

○「知人もしくは知人の紹介」が46.5%、「回覧等広報による募集」が32.6%と多いです。



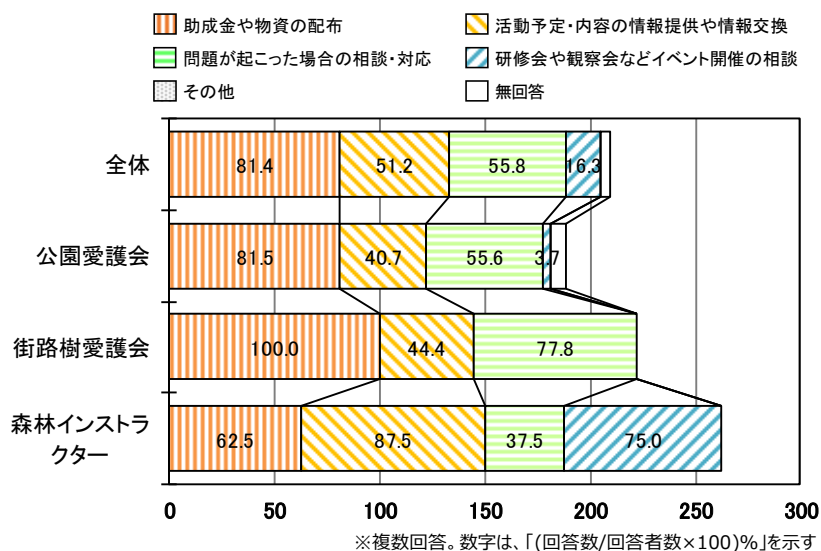
■他の市民団体との連携をどのように行っていますか。

○公園愛護会は、「役割分担や情報交換をしながら連携して活動している」が51.9%と多いです。
 ○街路樹愛護会は、「それぞれが独立して行動しており連携していない」が55.6%と多いです。
 ○森林インストラクターは、「役割分担や情報交換をしながら連携して活動している」が87.5%と多いです。



■行政とはどのような面に関係がありますか。

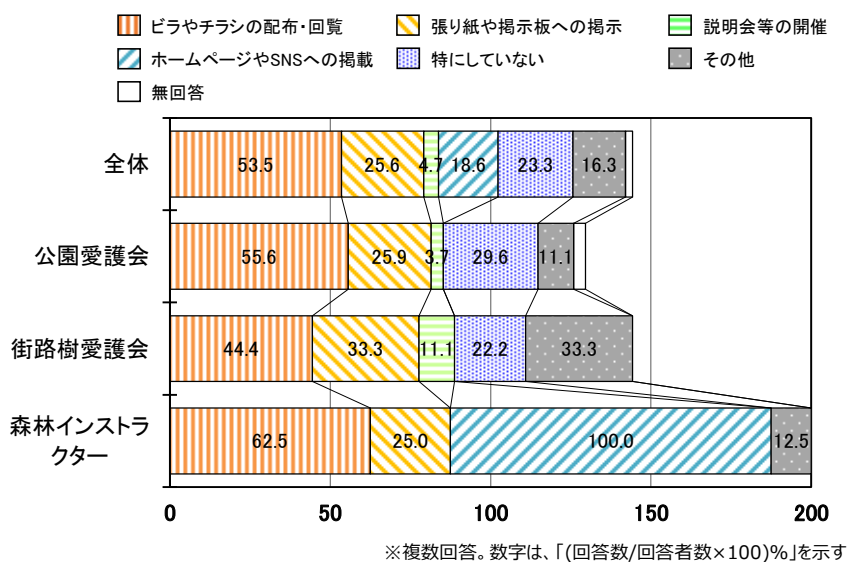
○行政との関係は、「助成金や物資の配布」が81.4%や、「問題が起こった場合の相談・対応」が55.8%、「活動予定・内容の情報提供や情報交換」が51.2%と多いです。



■地域住民や市民に理解を得るためにどのような広報活動をしていますか。

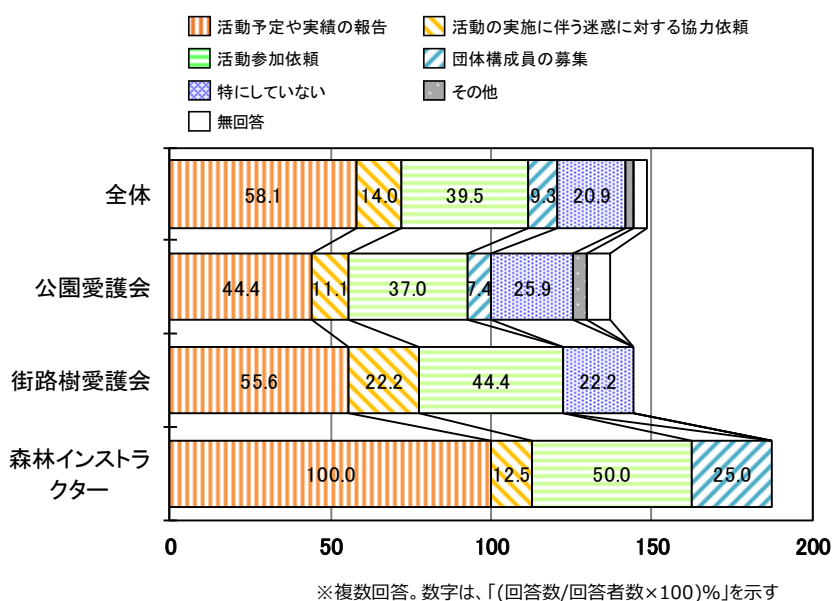
＜広報活動の方法について＞

○広報活動は、「ビラやチラシの配布・回覧」が53.5%と多く、「張り紙や掲示板への掲示」が25.6%、「特にしていない」が23.3%です。



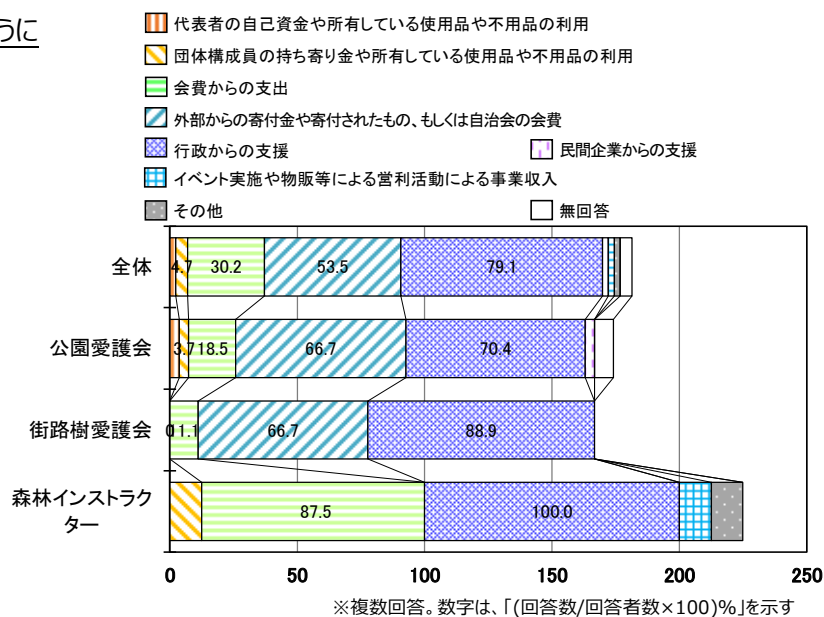
＜広報活動の内容について＞

○広報活動の内容は、「活動予定や実績の報告」が58.1%と多く、「活動参加依頼」が39.5%です。



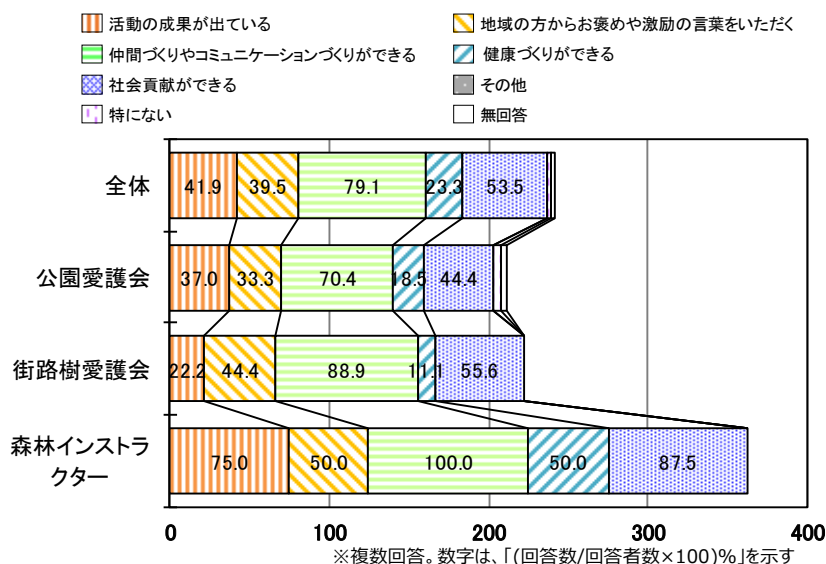
■ 市民活動に必要な資金や物資はどのように調達していますか。

○必要な資金や物資は、「行政からの支援」が 79.1%、「外部からの寄付金や寄付されたもの、もしくは自治会の会費」が 53.5%、「会費からの支出」は 30.2%です。



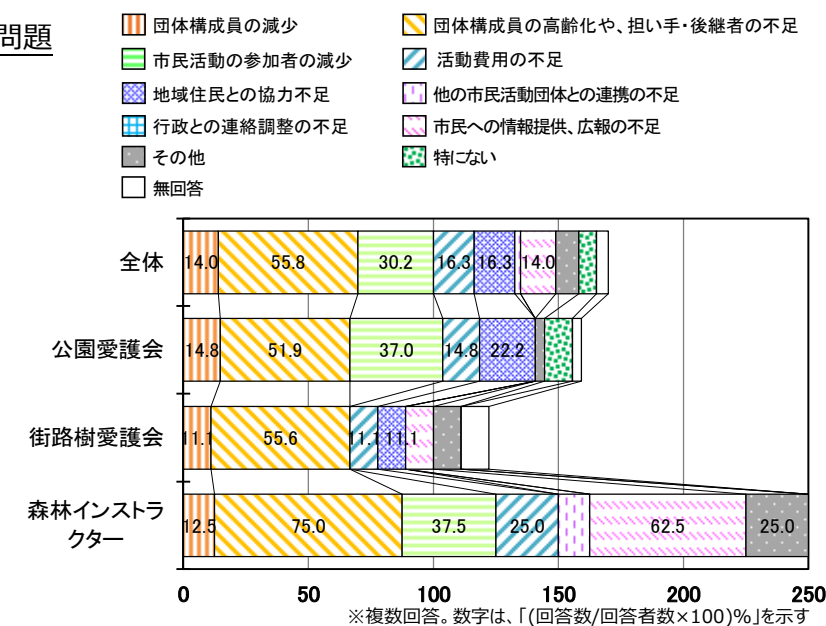
■ 活動が続けていて良かった点は何ですか。

○市民活動が続けて良かった点は、「仲間づくりやコミュニケーションづくりができる」が 79.1%、「社会貢献ができる」が 53.5%と多く、「活動の成果が出ている」が 41.9%です。



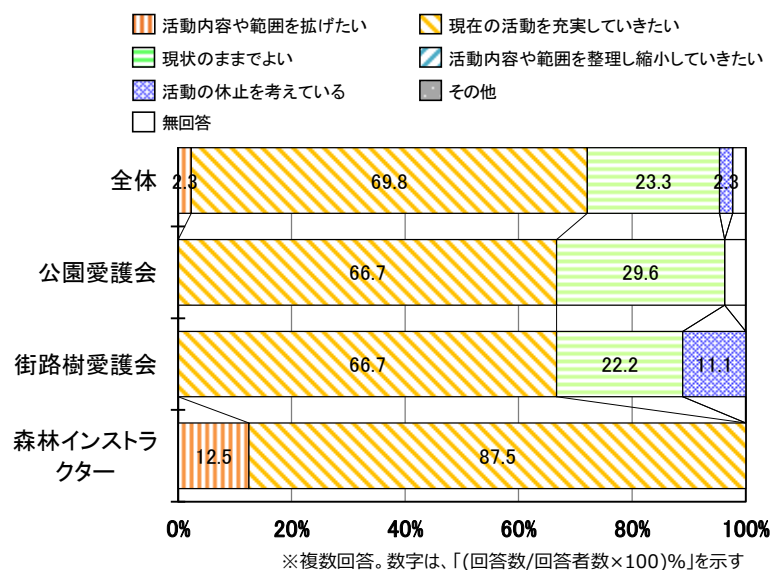
■ 現在行っている活動について、どのような問題がありますか。

○現在行っている活動の問題は、「団体構成員の高齢化や、担い手・後継者の不足」が 55.8%と多く、「市民活動の参加者の減少」が 30.2%です。



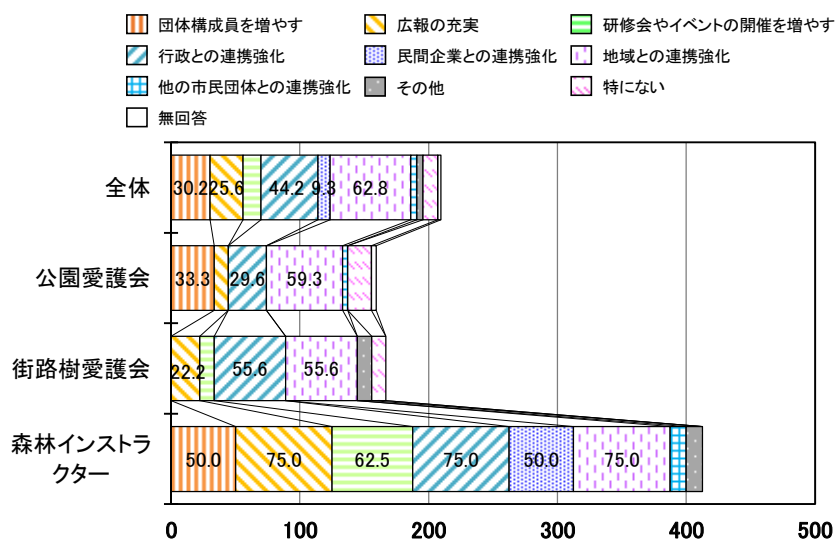
■現在の活動について、活動の継続意欲がありますか。

○活動の継続意欲は、「現在の活動を充実していきたい」が 69.8%と多く、「現状のままでよい」が 23.3%です。



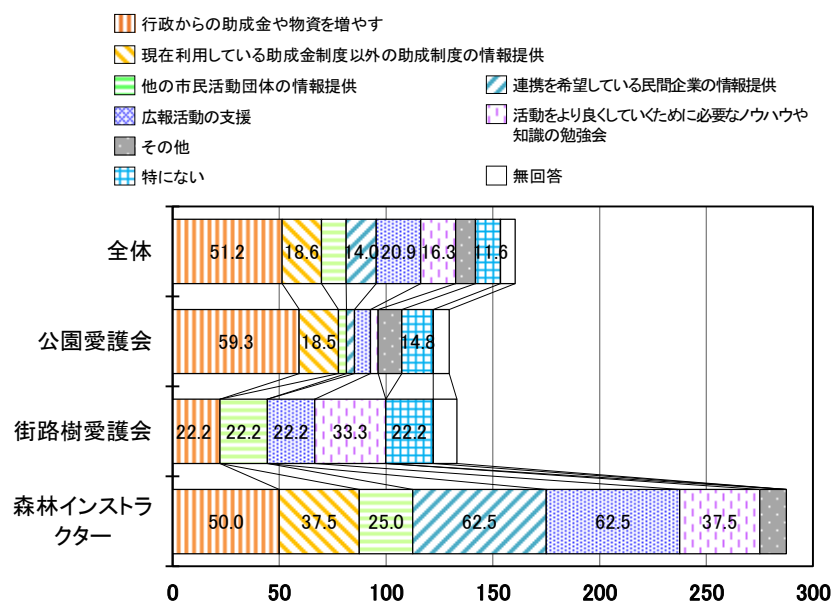
■今後の活動の進め方をどのように考えていますか。

○今後の活動の進め方は、「地域との連携強化」は 62.8%、「行政との連携強化」が 44.2%と多いです。



■今後の活動を進めていくためにどのような支援が必要ですか。

○活動するための支援は、「行政からの助成金や物資を増やす」が 51.2%と多いです。





第 4 章関連

資料 19 本市で確認された絶滅するおそれのある動物・植物

本市で確認された絶滅するおそれのある動物・植物を示します。

分類群		種数	絶滅のおそれのある種		主な種	
			種類	割合		
動物	哺乳類		25	8	32%	オヒキコウモリ、ムササビなど
	鳥類		288	74	26%	ササゴイ、フクロウなど
	両生類		9	5	56%	アカハライモリ、トノサマガエルなど
	爬虫類		13	2	15%	ニホンイシガメなど
	汽水・淡水魚類		48	21	44%	ニッポンバラタナゴ、ムツゴロウなど
	昆虫類	トンボ目	67	18	27%	ウチワヤンマ、コフキヒメイトトンボなど
		カメムシ目	7	1	14%	エゾハルゼミ、ヒメミズカマキリなど
		コウチュウ目	119	5	4%	セスジゲンゴロウ、トラフカミキリなど
		チョウ目	71	4	6%	ツマグロキチョウ、クロシジミなど
	クモ類		209	2	1%	キシノウエトタテグモ、キムラグモ類など
	陸産・淡水産貝類		64	17	27%	コベソマイマイ、マツカサガイなど
	淡水産無脊椎動物		167	14	8%	ミドリビル、ヒゴスナウミナナフシなど
合計		1,087	171	16%		
植物	シダ植物		138	12	9%	マツバラン、ヒメウラジロなど
	種子植物		1,246	146	12%	ヒメバイカモ、トダスゲなど
合計		1,384	158	11%		

資料：熊本市生物多様性戦略【平成 28 年（2016 年）3 月】

資料 20 本市で確認された特定外来生物

本市で確認された特定外来生物を示します。

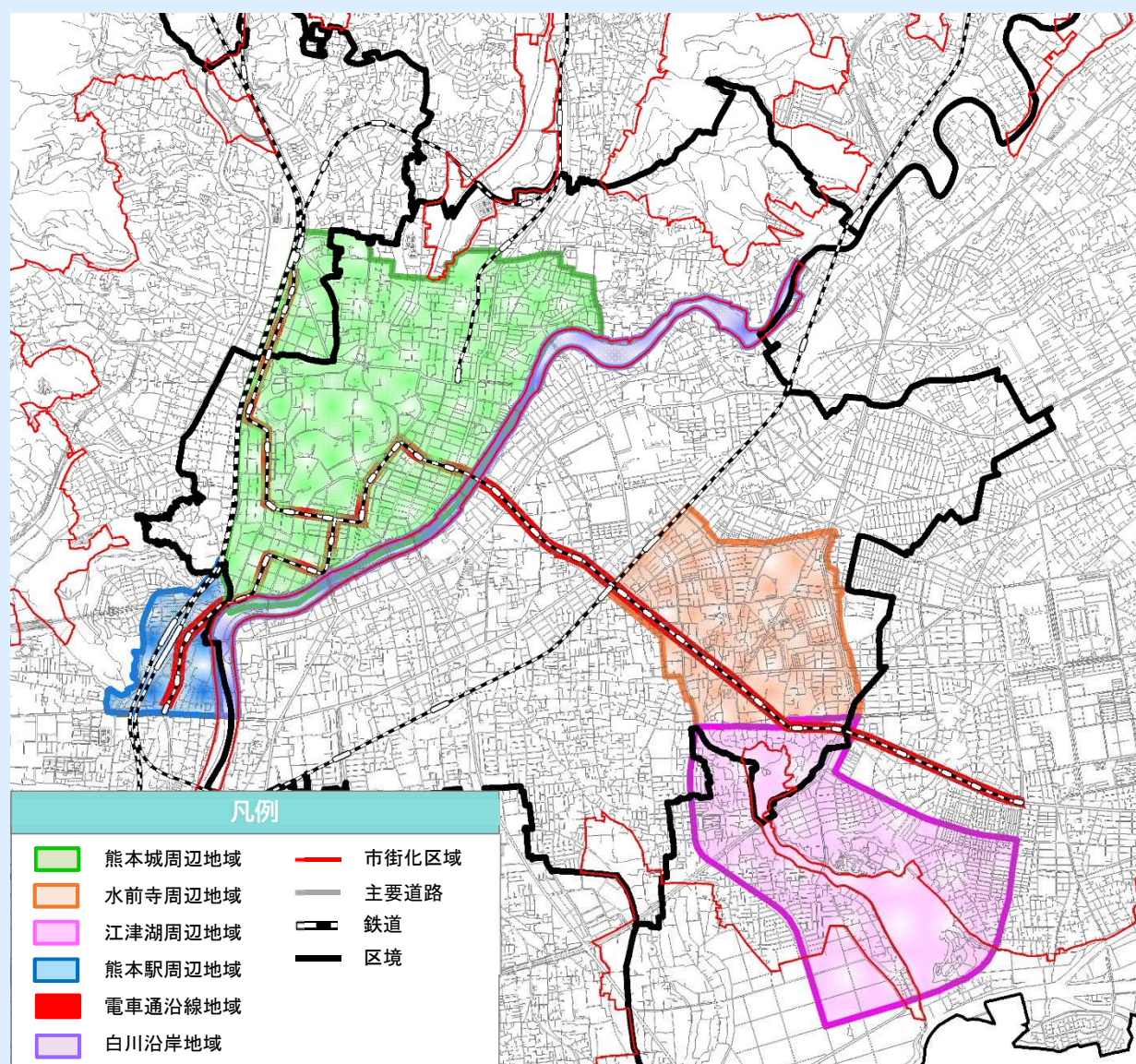
分類		種名
動物	哺乳類	アライグマ
	鳥類	ガビチョウ、ソウシチョウ
	爬虫類	カミツキガメ
	両生類	ウシガエル
	魚類	カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス
	昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ
	クモ類	セアカゴケグモ
植物		ナガエツルノゲイトウ、アレチウリ、オオフサモ、ブラジルチドメグサ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ヒガタアシ（スパルティナ属の一種）、ボタンウキクサ
合計		19 種

資料：熊本市生物多様性戦略【平成 28 年（2016 年）3 月】

資料 21 熊本市景観計画重点地域

「熊本市景観計画」では、景観計画区域は市域全域となっており、ゾーンと軸においてそれぞれ景観形成方針が定められています。また、本市の景観形成を先導する重点地域として、「熊本城周辺地域」、「水前寺周辺地域」、「江津湖周辺地域」、「熊本駅周辺地域」、「電車通り沿線地域」、「白川沿岸地域」において景観形成方針が定められています。本計画においても、これらの景観形成方針のもと森林、田園、街路樹、河川敷等の緑を活かした景観形成を図り、計画の整合を図っています。

■重点地域の対象地域

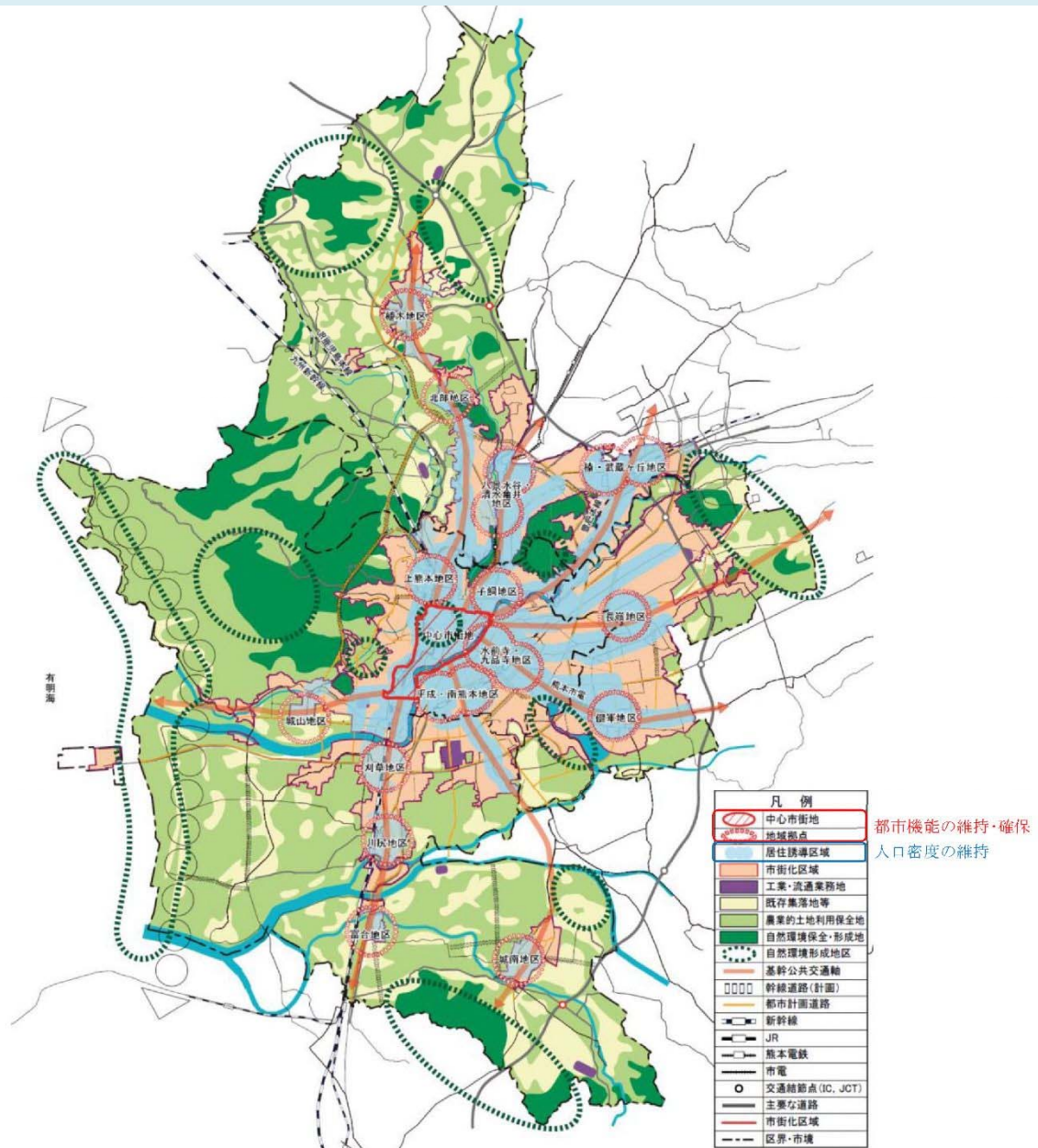


※資料：熊本市景観計画【平成 22 年（2010 年）1 月】

第 5 章関連

資料 22 将来の都市づくりの姿〈将来構成図〉

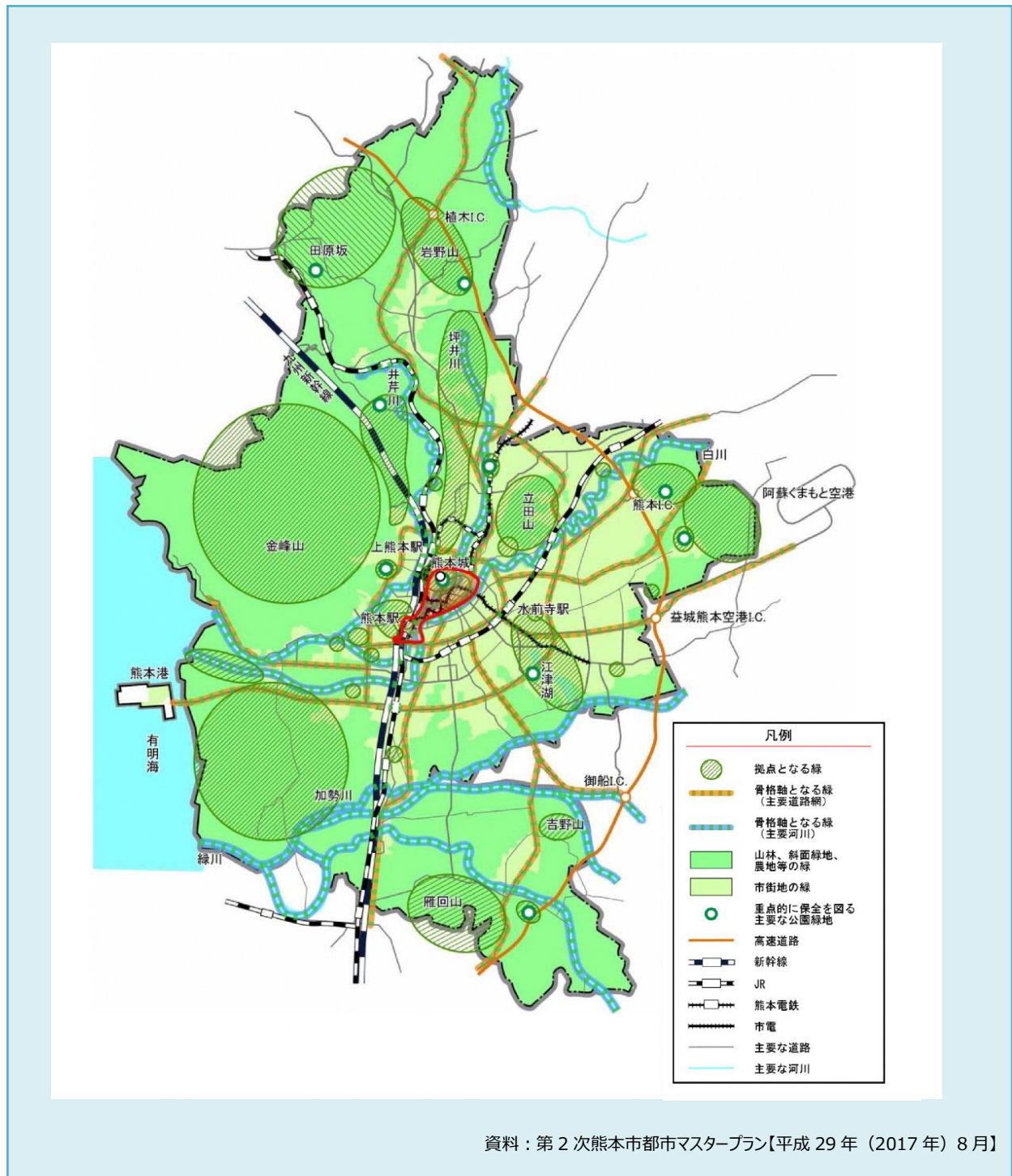
「熊本市第7次総合計画」、「第2次熊本市都市マスタープラン」、「熊本市立地適正化計画」では多核連携都市の実現に向けて、中心市街地、地域拠点、生活拠点を核とし、それらを結ぶ利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、生活圏が相互に連携した都市構造を目指しています。本計画においても中心市街地、地域拠点、中心市街地と地域拠点を結ぶ公共交通軸を緑化重点地区とし、計画の整合を図っています。



資料：熊本市第7次総合計画【令和2年（2020年）3月】

資料 23 自然環境保全の方針図

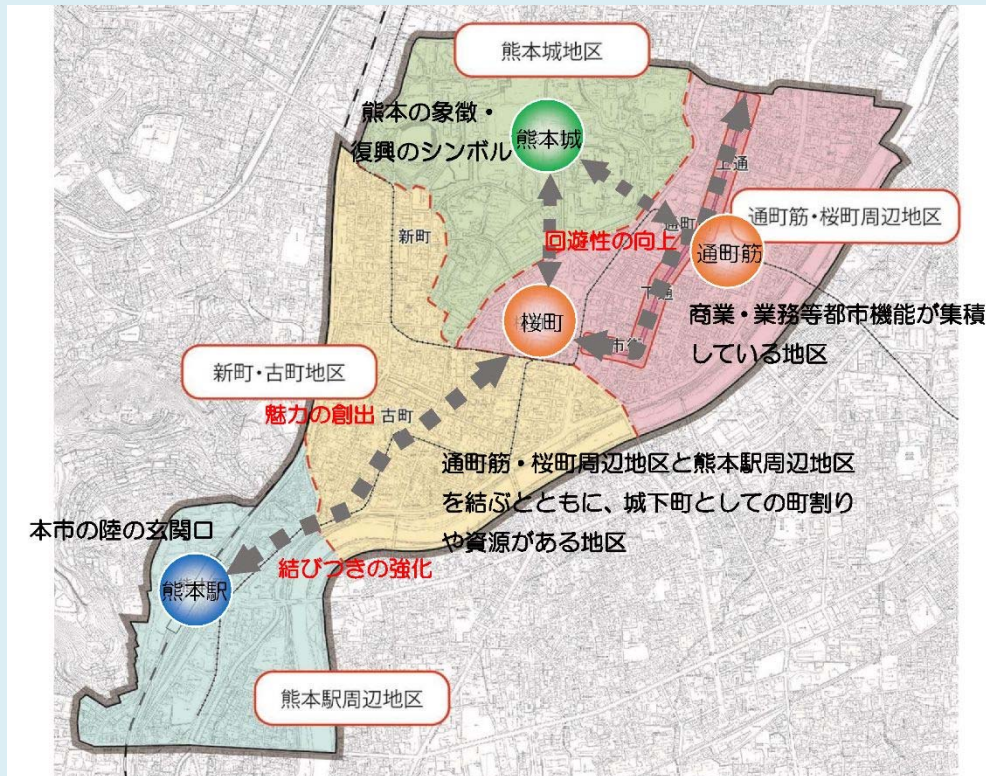
「第 2 次熊本市都市マスタープラン」では、金峰山系、田原坂、立田山、託麻三山、花岡山・万日山、雁回山、江津湖、熊本城などを緑の拠点とし、白川、緑川、加勢川、浜戸川、合志川、坪井川、井芹川と街路樹を緑の骨格軸として位置づけています。本計画においても、これらの緑の拠点や緑の骨格軸を基に、将来像における 4 つのゾーンと骨格となる水と緑のネットワークを設け、計画の整合を図っています。



資料：第 2 次熊本市都市マスタープラン【平成 29 年（2017 年）8 月】

資料 24 中心市街地の区域及び地区

「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」では、「熊本城地区」、「通町筋・桜町周辺地区」、「新町・古町地区」、「熊本駅周辺地区」を一体的に活性化していくことから、これらの区域を中心市街地と設定しています。本計画においても、区域内で進められている施策と連携を図った計画とし、整合を図っています。



- 熊本城地区 : 平成 19 年に築城 400 年を迎えた熊本城を中心に県立美術館等の文化施設や複数の都市公園等があり、多くの観光客が訪れるとともに、市民の憩いの場としても利用されている地区。
- 通町筋・桜町周辺地区 : 商業・業務集積が特に高い地域であり、交通センターをはじめ交通機能の集積がみられるほか、公共公益施設が立地するなど中心市街地の核となる地区。
- 新町・古町地区 : 呉服町、紺屋町、細工町などの地名や加藤清正の造った「一町一寺」の町割り、西南戦争以降に復興した「町屋」や史跡など歴史と伝統が残る地区。
- 熊本駅周辺地区 : 東西駅前広場やアクセス道路等の整備、市街地再開発事業や土地区画整理事業などの「市街地の整備改善」を推進し、交流拠点としての機能向上に努めており、陸の玄関口として重要な地区。

資料：熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）【令和 2 年（2020 年）7 月 30 日修正】

資料 25 緑化重点地区（中心市街地） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の中心市街地と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置を示します。

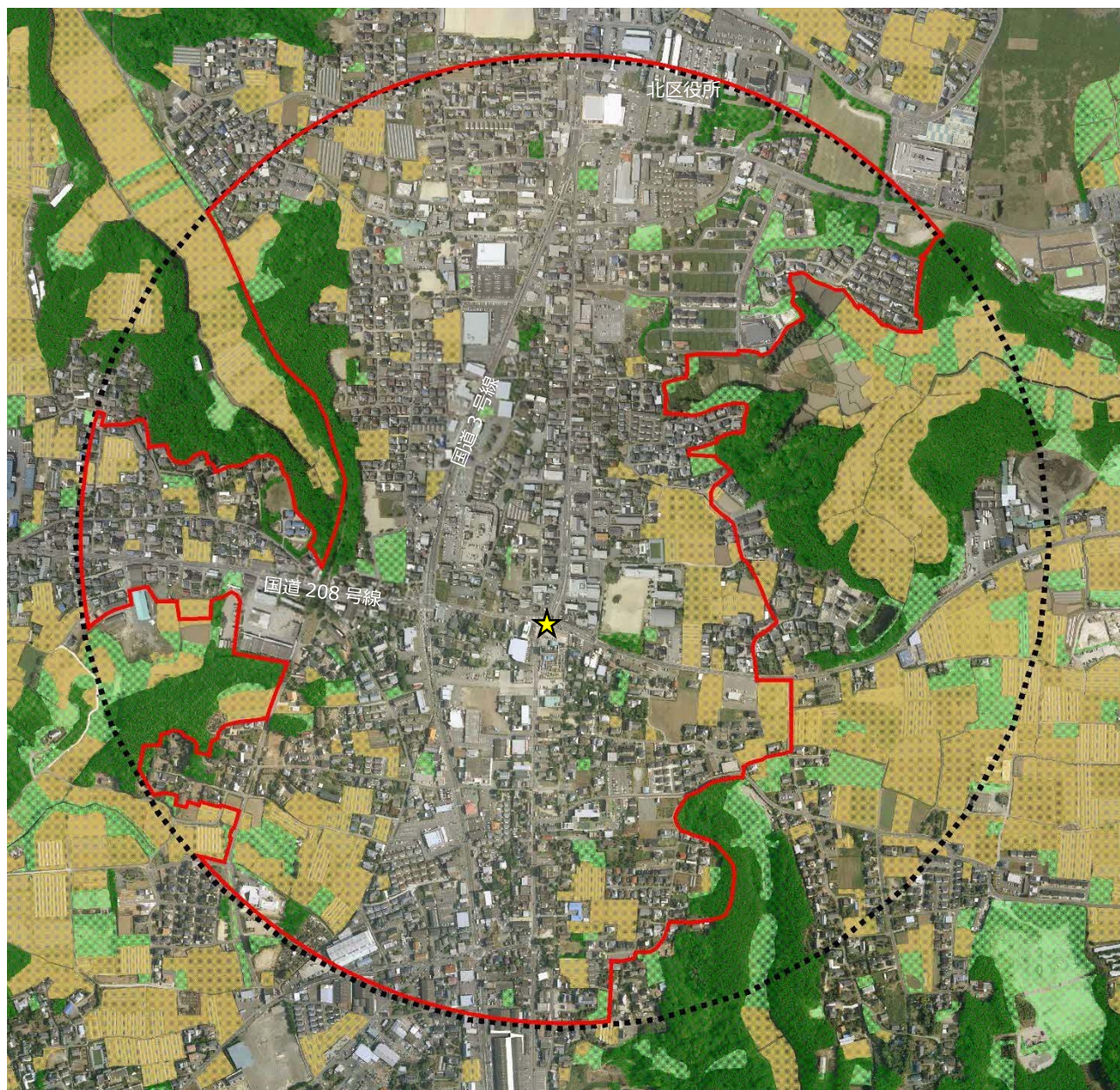


資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】

凡例	
.....	中心市街地
—	都市機能誘導区域
H30 緑被率調査	
■	A: 人工林・自然林・竹林
■	B: 果樹園・野草地
■	C: 水田・畑
■	D: 裸地・水域
R2 緑視率調査	
★	緑視率調査箇所

資料 26 緑化重点地区（植木地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（植木地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置を示します。

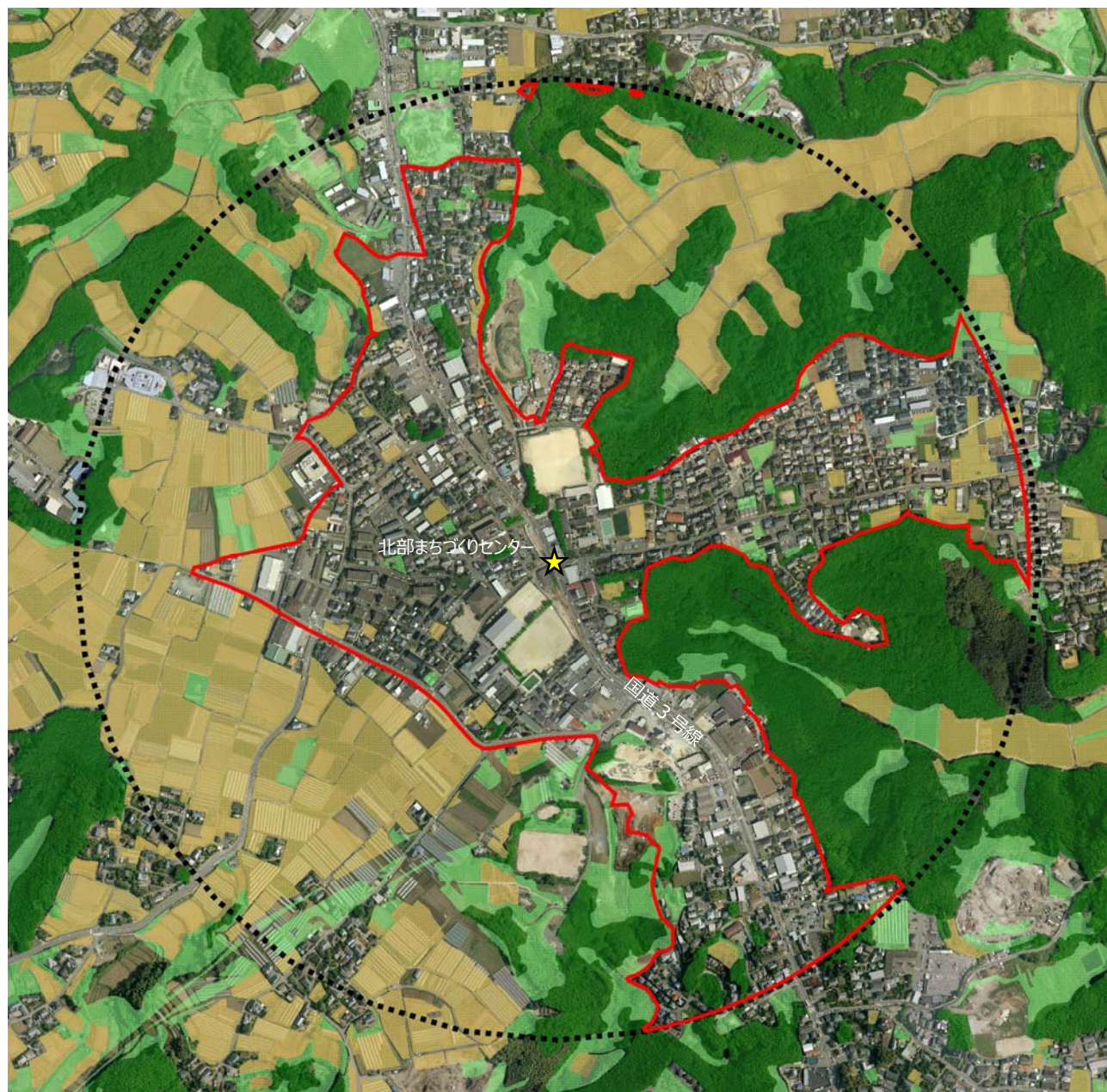


資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】

凡例	
.....	地域拠点区域
—	都市機能誘導区域
H30 緑被率調査	
	A: 人工林・自然林・竹林
	B: 果樹園・野草地
	C: 水田・畑
	D: 裸地・水域
R2 緑視率調査	
	★ 緑視率調査箇所

資料 27 緑化重点地区（北部地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（北部地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置を示します。



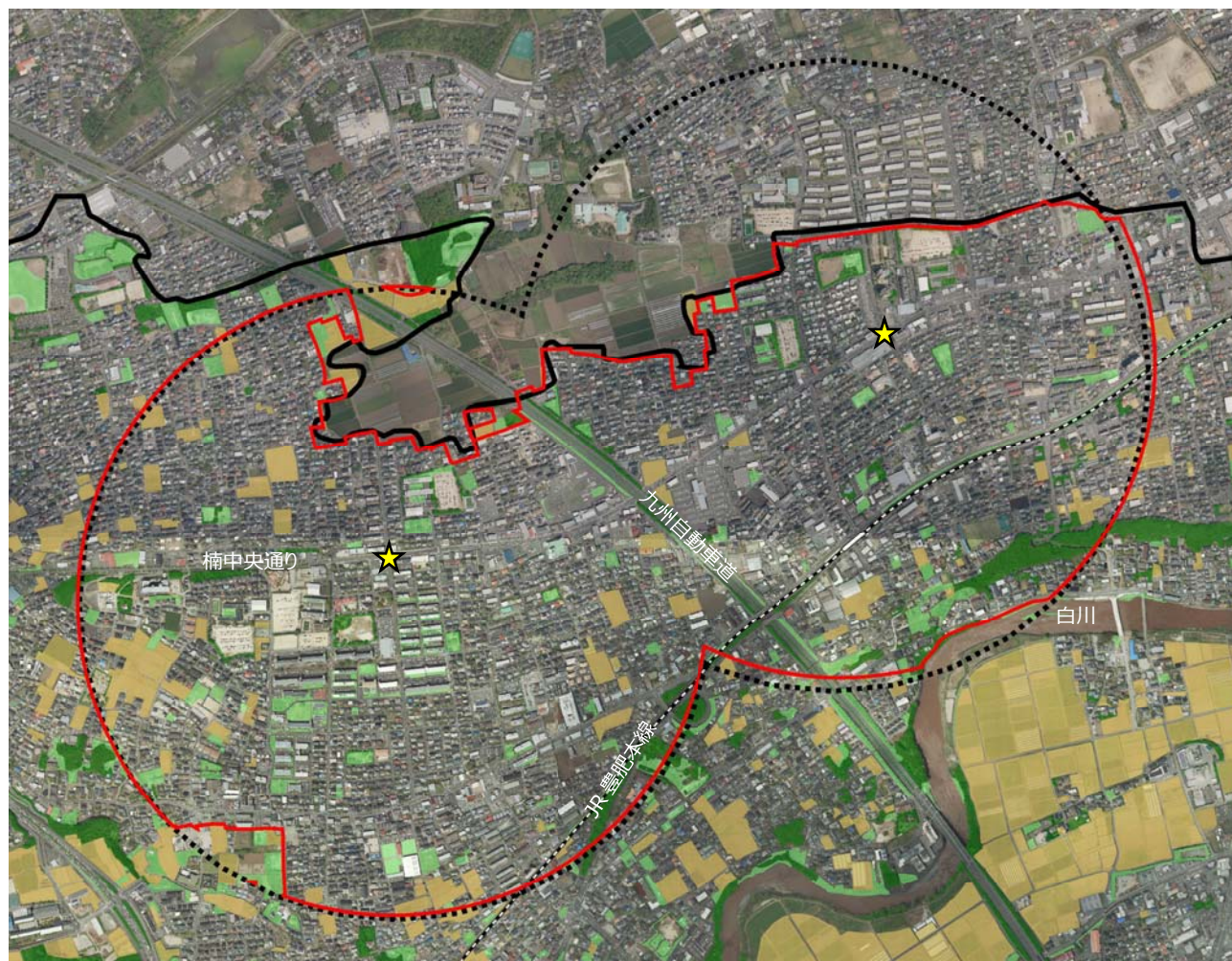
資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】

凡例

- 地域拠点区域
- 都市機能誘導区域
- H30 緑被率調査
 - A: 人工林・自然林・竹林
 - B: 果樹園・野草地
 - C: 水田・畑
 - D: 裸地・水域
- R2 緑視率調査
 - ★ 緑視率調査箇所

資料 28 緑化重点地区（楠・武蔵ヶ丘地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（楠・武蔵ヶ丘地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置を示します。

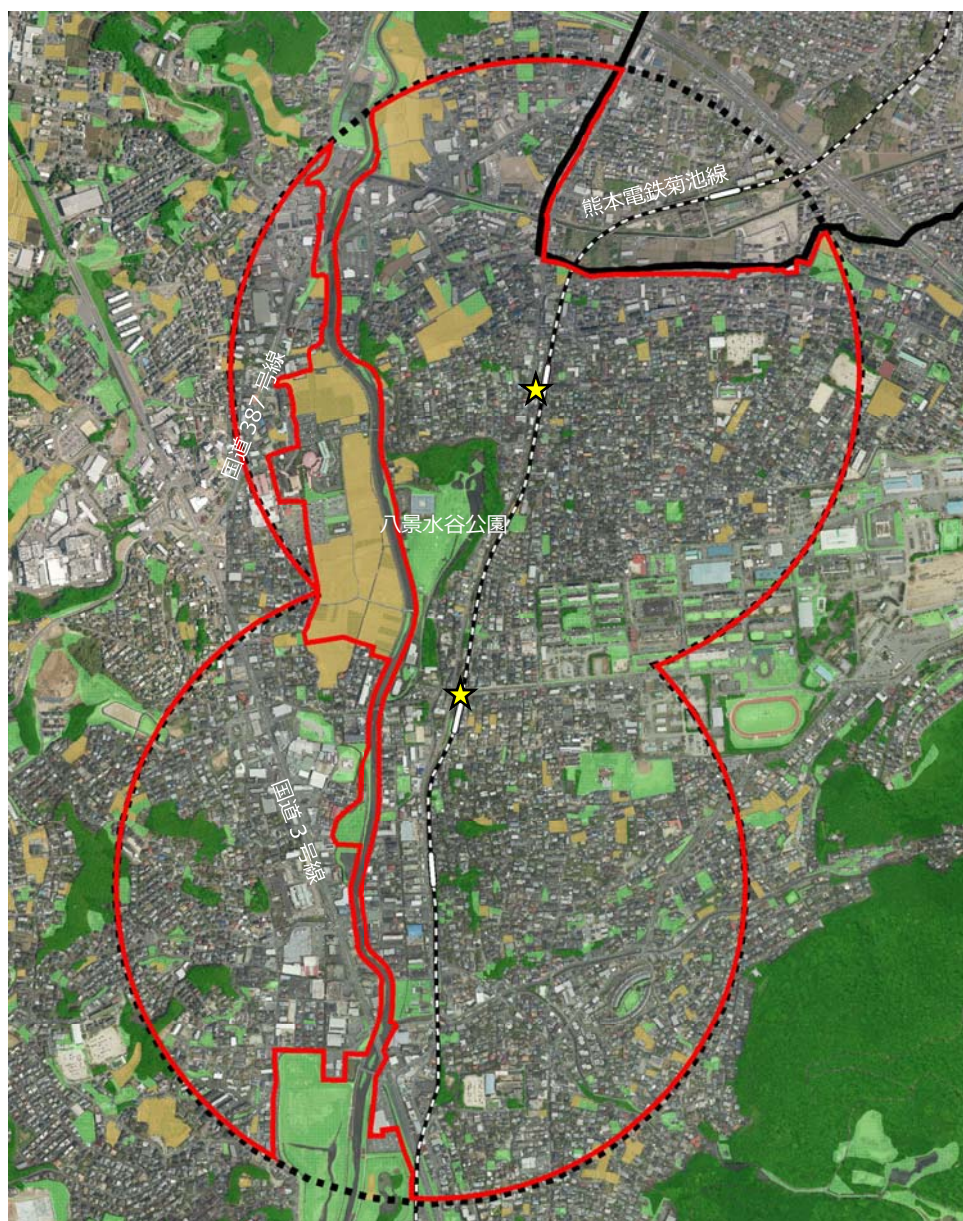


資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】

凡例	
.....	地域拠点区域
—	都市機能誘導区域
H30 緑被率調査	
■	A: 人工林・自然林・竹林
■	B: 果樹園・野草地
■	C: 水田・畑
■	D: 裸地・水域
R2 緑視率調査	
★	緑視率調査箇所

資料 29 緑化重点地区（八景水谷・清水亀井地区）緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（八景水谷・清水亀井地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置を示します。

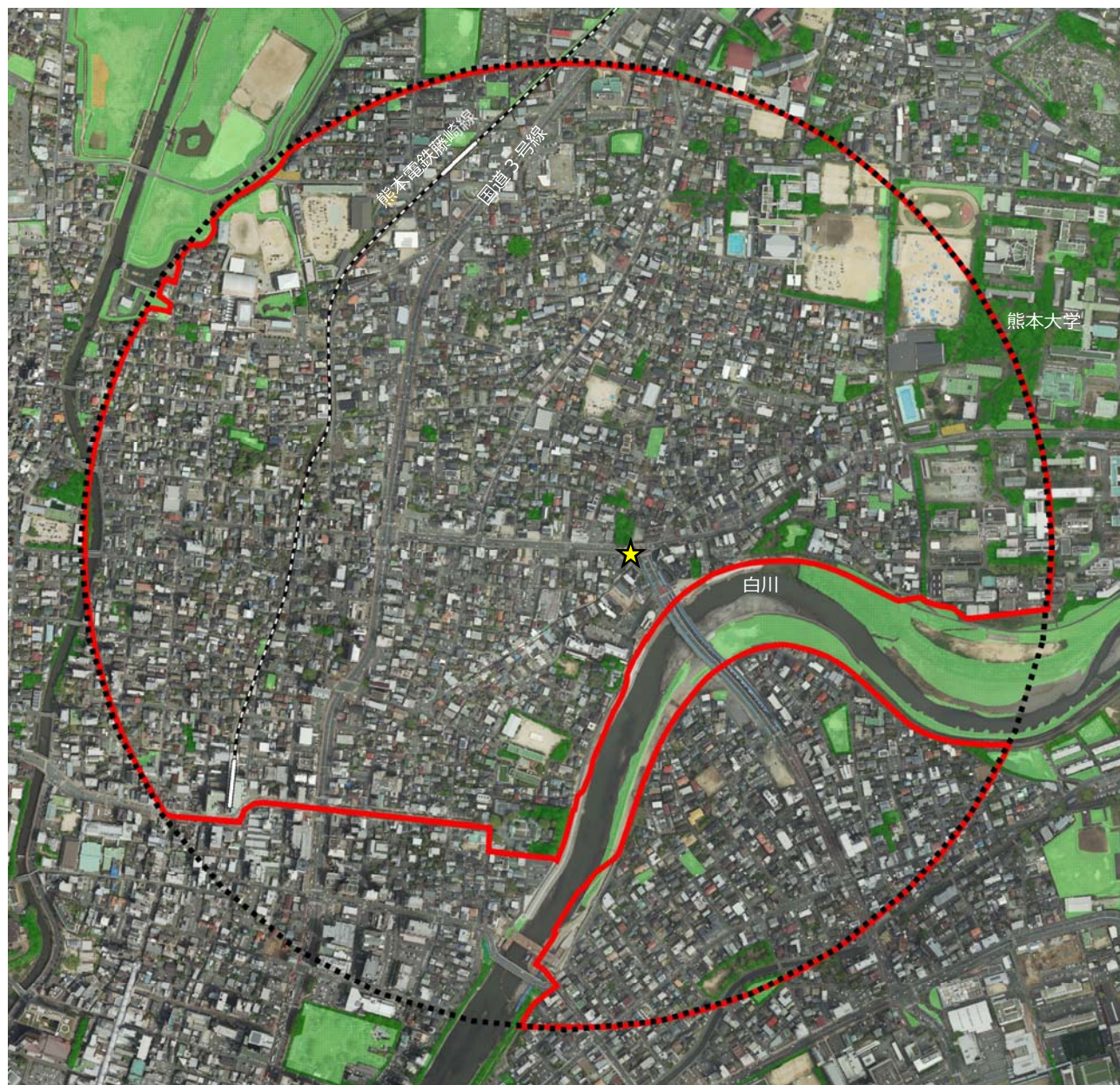


資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】

凡例	
.....	地域拠点区域
—	都市機能誘導区域
H30 緑被率調査	
■	A: 人工林・自然林・竹林
■	B: 果樹園・野草地
■	C: 水田・畑
■	D: 裸地・水域
R2 緑視率調査	
★	緑視率調査箇所

資料 30 緑化重点地区（子飼地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（子飼地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置を示します。



資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】

凡例	
.....	地域拠点区域
—	都市機能誘導区域
H30 緑被率調査	
	A: 人工林・自然林・竹林
	B: 果樹園・野草地
	C: 水田・畑
	D: 裸地・水域
R2 緑視率調査	
	★ 緑視率調査箇所

資料 31 緑化重点地区（長嶺地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（長嶺地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置を示します。



資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】

凡例	
.....	地域拠点区域
—	都市機能誘導区域
H30 緑被率調査	
■	A: 人工林・自然林・竹林
■	B: 果樹園・野草地
■	C: 水田・畑
■	D: 裸地・水域
R2 緑視率調査	
★	緑視率調査箇所

資料 32 緑化重点地区（水前寺・九品寺地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（水前寺・九品寺地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置を示します。



資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】

凡例	
.....	地域拠点区域
—	都市機能誘導区域
H30 緑被率調査	
■	A: 人工林・自然林・竹林
■	B: 果樹園・野草地
■	C: 水田・畑
■	D: 裸地・水域
R2 緑視率調査	
★	緑視率調査箇所

資料 33 緑化重点地区（健軍地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（健軍地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置を示します。

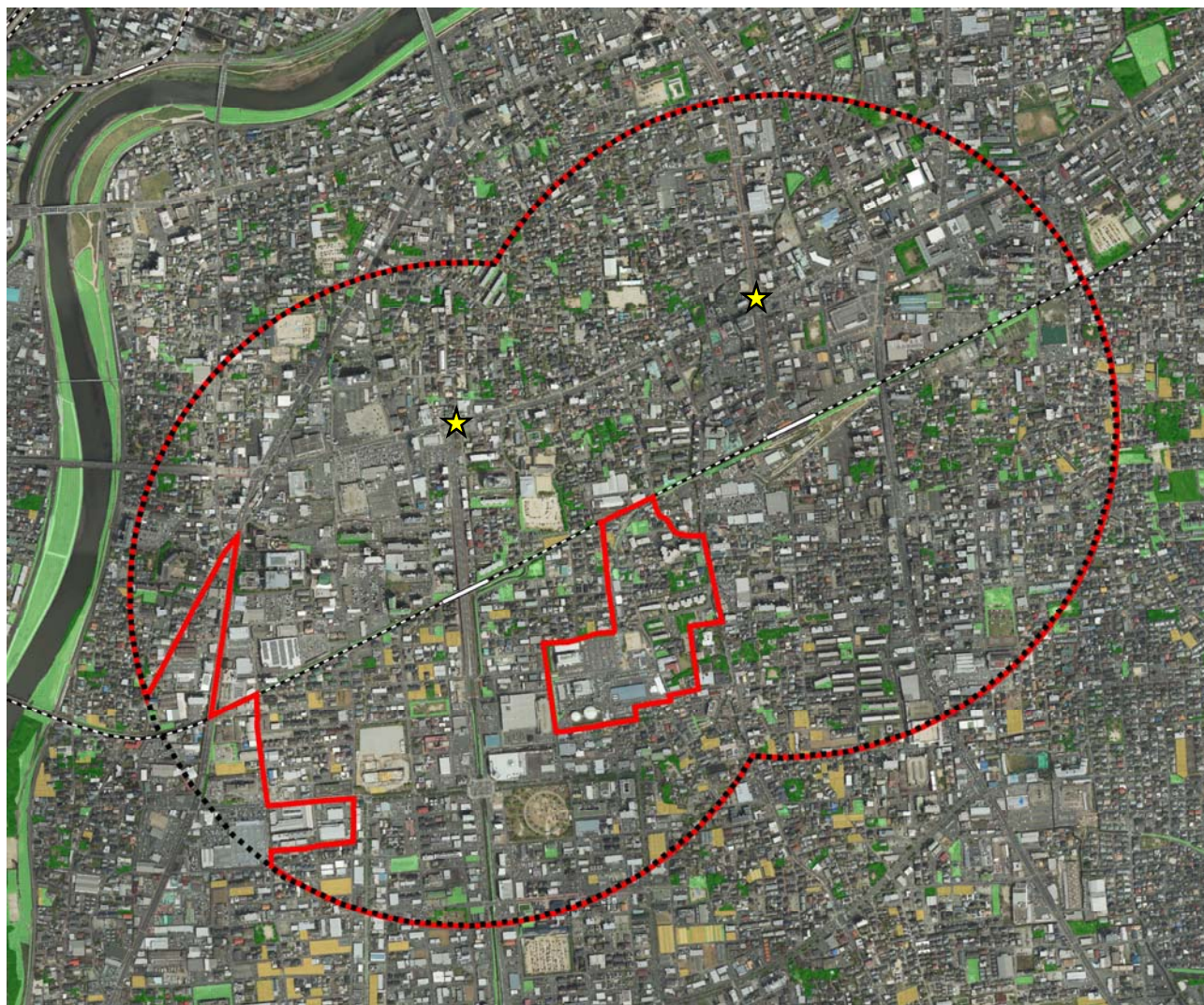


資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】

凡例	
.....	地域拠点区域
—	都市機能誘導区域
H30 緑被率調査	
	A: 人工林・自然林・竹林
	B: 果樹園・野草地
	C: 水田・畑
	D: 裸地・水域
R2 緑視率調査	
	★ 緑視率調査箇所

資料 34 緑化重点地区（平成・南熊本地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（平成・南熊本地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置を示します。

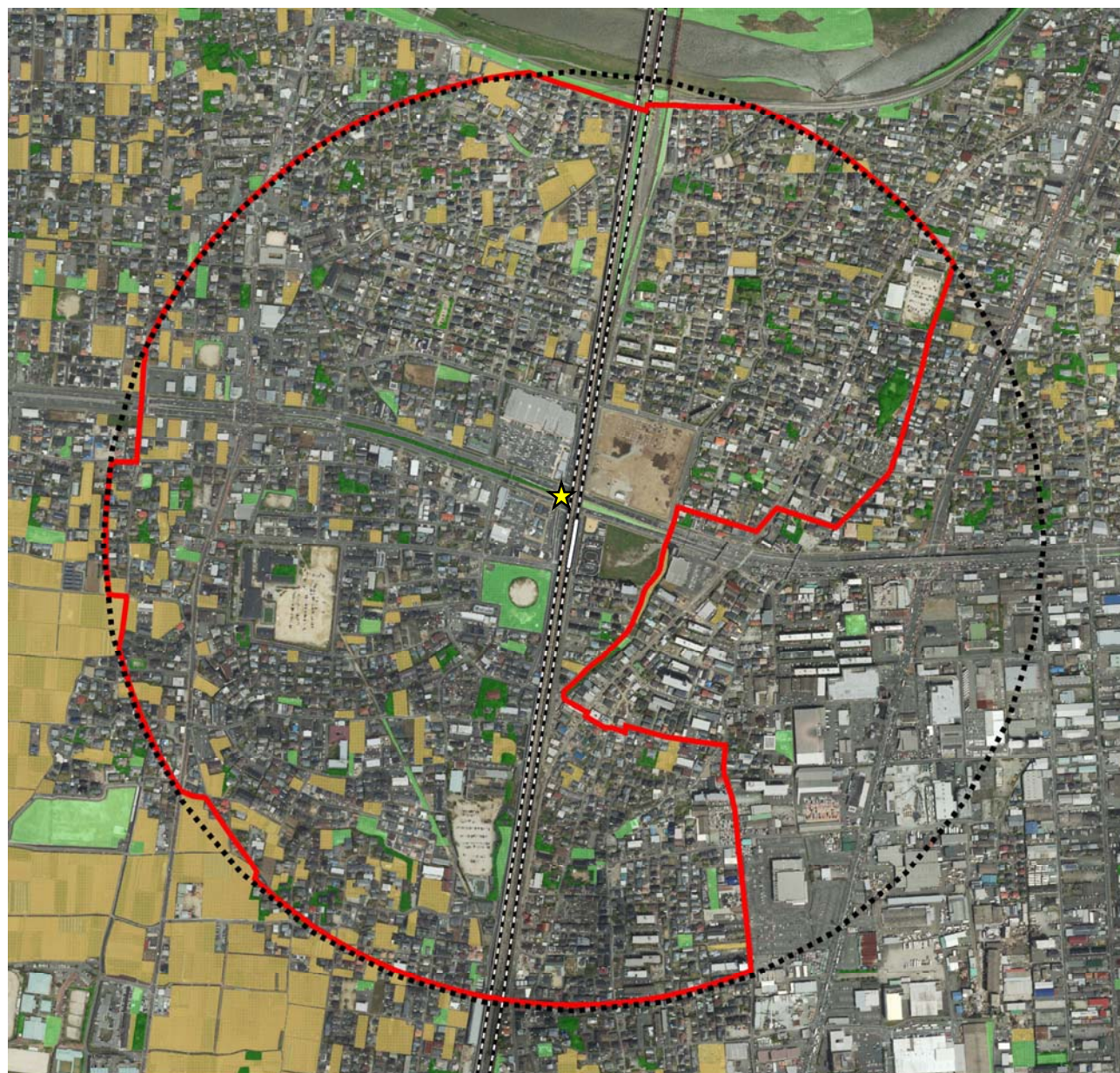


資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】

凡例	
.....	地域拠点区域
—	都市機能誘導区域
H30 緑被率調査	
■	A: 人工林・自然林・竹林
■	B: 果樹園・野草地
■	C: 水田・畑
■	D: 裸地・水域
R2 緑視率調査	
★	緑視率調査箇所

資料 35 緑化重点地区（刈草地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（刈草地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置を示します。

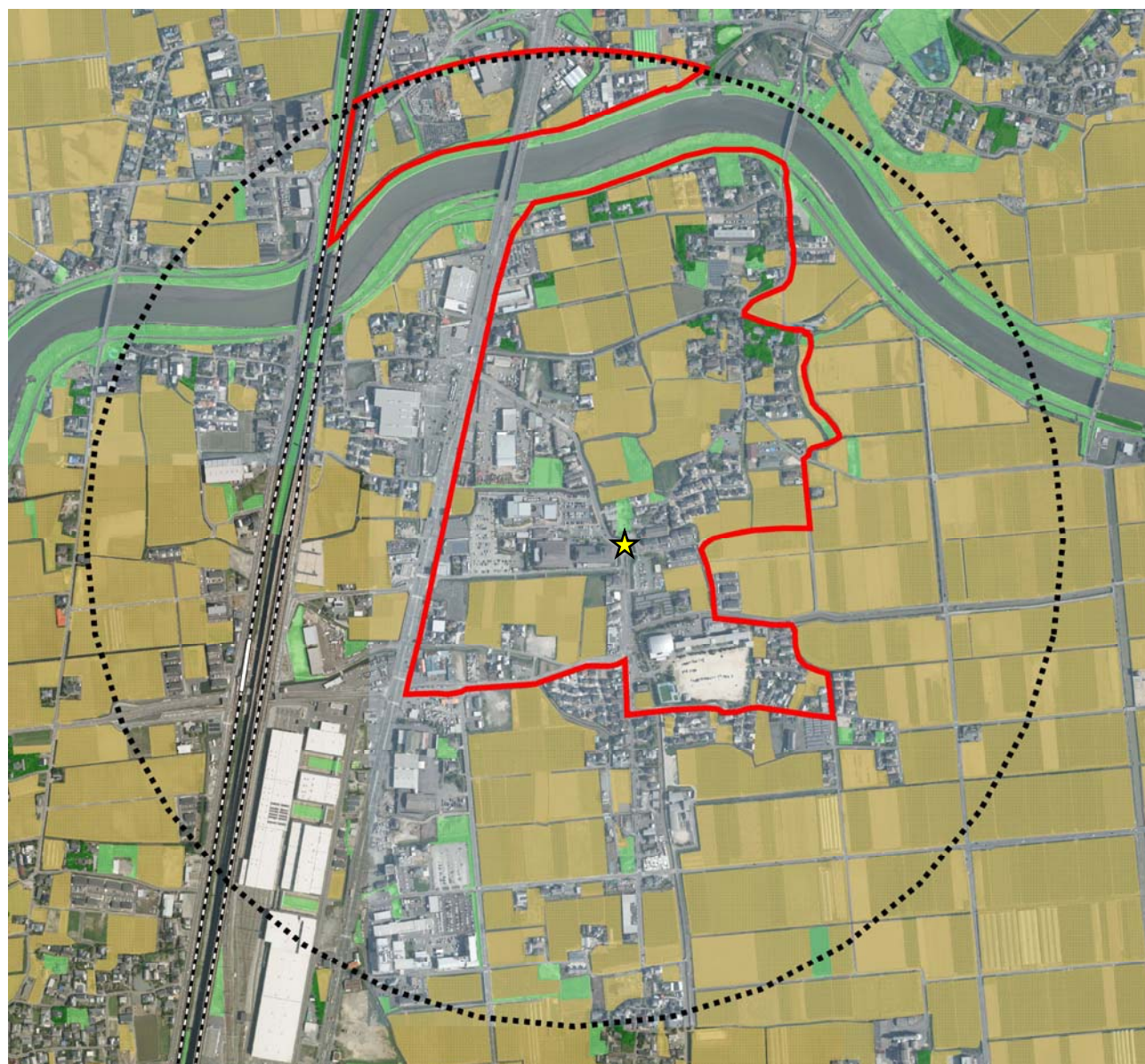


資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】

凡例	
.....	地域拠点区域
—	都市機能誘導区域
H30 緑被率調査	
■	A: 人工林・自然林・竹林
■	B: 果樹園・野草地
■	C: 水田・畑
■	D: 裸地・水域
R2 緑視率調査	
★	緑視率調査箇所

資料 36 緑化重点地区（富合地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（富合地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置を示します。

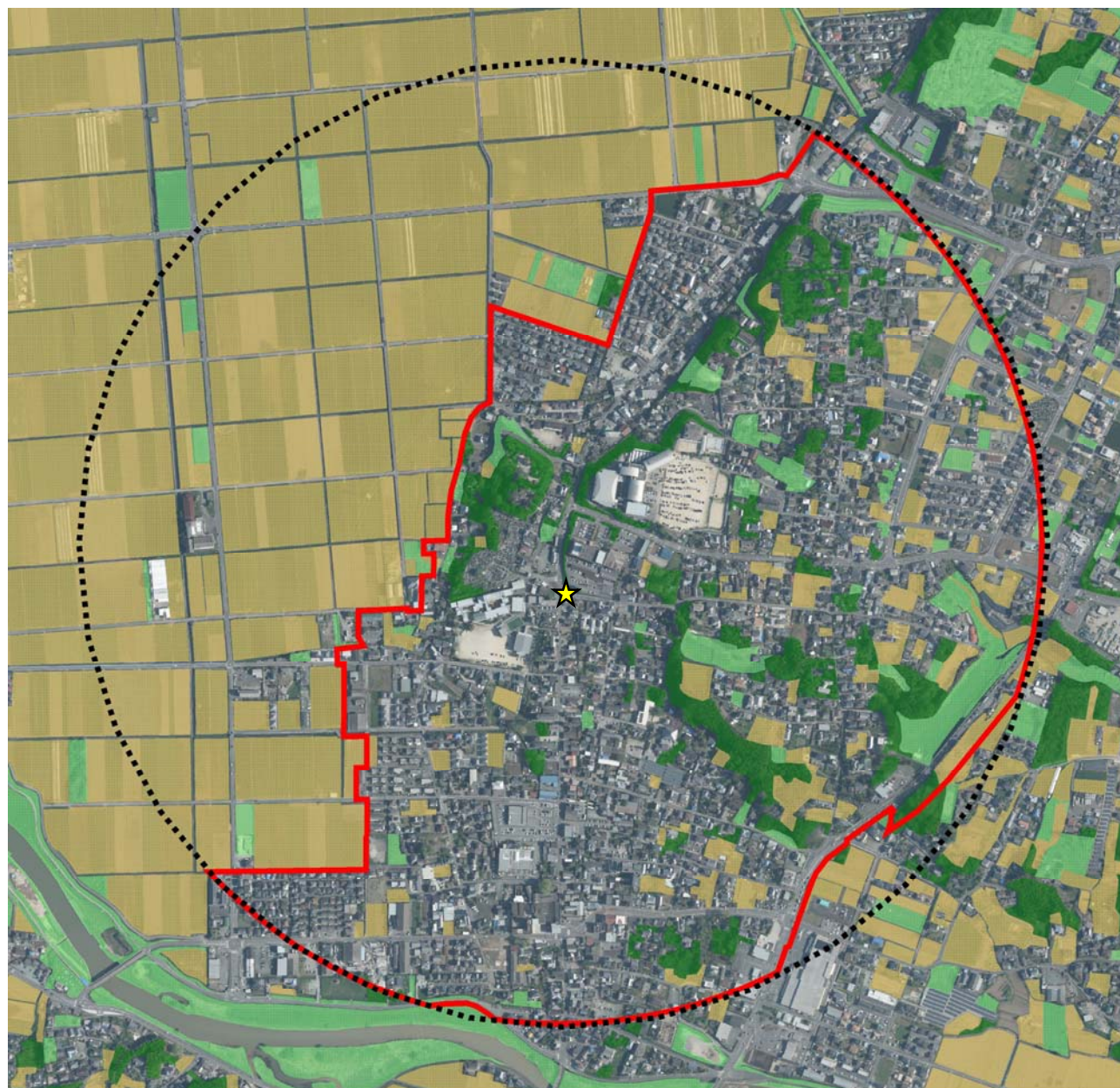


資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】

凡例	
.....	地域拠点区域
—	都市機能誘導区域
H30 緑被率調査	
■	A: 人工林・自然林・竹林
■	B: 果樹園・野草地
■	C: 水田・畑
■	D: 裸地・水域
R2 緑視率調査	
★	緑視率調査箇所

資料 37 緑化重点地区（城南地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（城南地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置を示します。

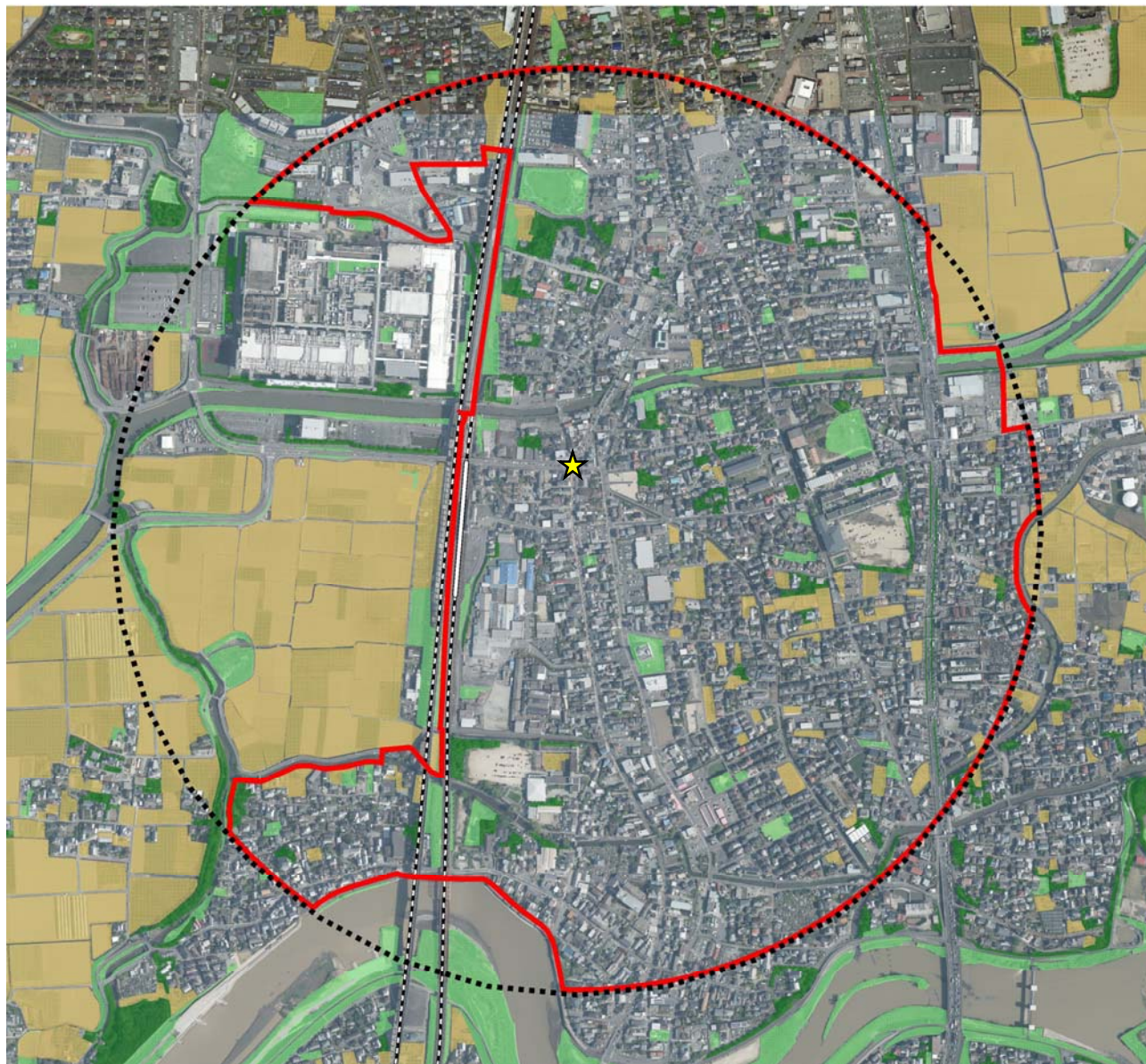


資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】

凡例	
.....	地域拠点区域
—	都市機能誘導区域
H30 緑被率調査	
■	A: 人工林・自然林・竹林
■	B: 果樹園・野草地
■	C: 水田・畑
■	D: 裸地・水域
R2 緑視率調査	
★	緑視率調査箇所

資料 38 緑化重点地区（川尻地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（川尻地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置を示します。

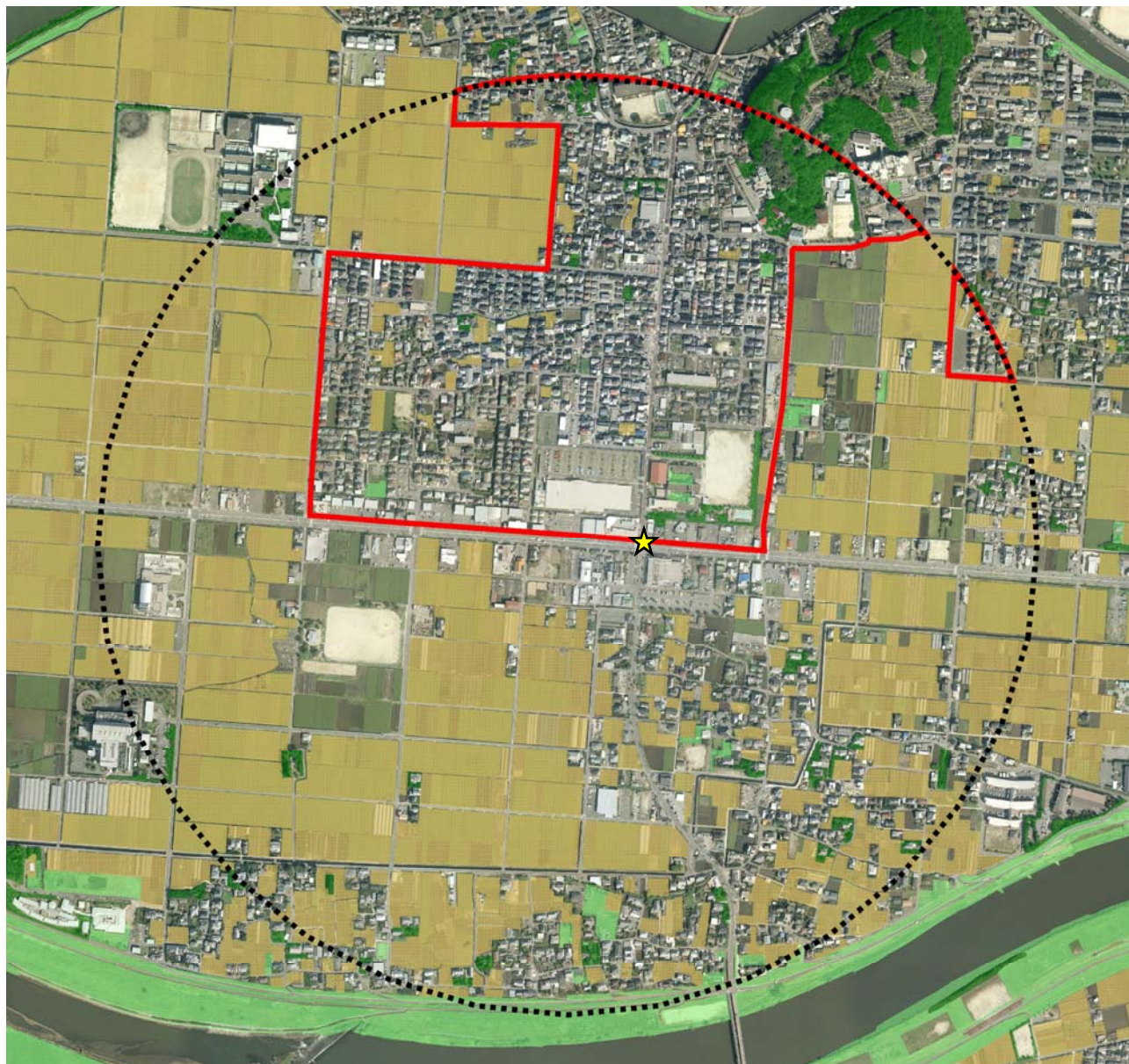


資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】

凡例	
.....	地域拠点区域
—	都市機能誘導区域
H30 緑被率調査	
	A: 人工林・自然林・竹林
	B: 果樹園・野草地
	C: 水田・畑
	D: 裸地・水域
R2 緑視率調査	
	★ 緑視率調査箇所

資料 39 緑化重点地区（城山地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（城山地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置を示します。



資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】

凡例	
.....	地域拠点区域
—	都市機能誘導区域
H30 緑被率調査	
	A: 人工林・自然林・竹林
	B: 果樹園・野草地
	C: 水田・畑
	D: 裸地・水域
R2 緑視率調査	
	★ 緑視率調査箇所

資料 40 緑化重点地区（上熊本地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（上熊本地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置を示します。



資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】

凡例

- 地域拠点区域
- 都市機能誘導区域
- H30 緑被率調査
 - A: 人工林・自然林・竹林
 - B: 果樹園・野草地
 - C: 水田・畑
 - D: 裸地・水域
- R2 緑視率調査
 - ★ 緑視率調査箇所



その他資料

資料 41 緑地の保全、緑化の推進のための制度一覧

緑地の保全や緑化の推進のために、様々な制度があります。各制度の概要を示します。

令和 3 年（2021 年）2 月時点

分類	制度	熊本市で 導入済	概要	指定主体	義務付け、行為の規制	関係法令等	土地所有者のメリット	その他
緑 地 の 保 全	緑地保全地域制度		里地里山など都市近郊の比較的大規模な見地で緑を保全するために都市整備と調和して総体としての緑を維持保全していくことが必要な緑地を保全していく制度。	市町村が都市計画で定める。 10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県。	建築物の新築・改築・増築、木竹の伐採、水面埋立等に対して届出が必要。	都市緑地法 第5条	管理協定制度の併用により、管理の負担を軽減。市民緑地制度の併用により、地域の自然とのふれあいの場として活用。	緑地保全地域の中で特に緑化を保全する地区として特別緑地保全地区を設けることができる。
	特別緑地保全地区制度		都市における自然的環境となる緑地において、建築行為の制限などにより、現状凍結的に保全する制度。樹林地、草地、水沼地などが一体となって自然景観を形成しているもので景観が優れているものや動植物の生息地になっていることなどが条件。	市町村が都市計画で定める。 10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県。	建築物の新築・改築・増築、木竹の伐採、水面埋立等に対して許可が必要。	都市緑地法 第12条	・市民緑地制度の併用により、地域の自然とのふれあいの場として活用。 ・建築許可が下りない場合は行政が買入れを申し出ることができる。 ・優遇税制がある。（固定資産税、相続税）	イメージとしては本市の環境保護地区に近い制度。固定資産税の減免などがあるが、協力が金がない。
	風致地区制度	○	都市における良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定める制度。熊本市では昭和5年に全国に先駆けて導入した。	10ha以上は都道府県、 10ha未満は市町村が都市計画で定める。	建築物等の建設、色彩の変更、植栽計画、木竹の伐採、水面埋立等に対して許可が必要。	都市計画法 第8条 熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例		熊本市では水前寺、江津湖、八景水谷、立田山、本妙寺山、花岡山・万日山、千金甲の7地区。
	環境保護地区制度	○	市街地周辺に残された貴重な緑地や自然環境を保全し、後世に引き継ぐために区域を定める制度。	熊本市が土地所有者の理解と協力を得た上で、環境審議会の承認を受けて保護協定を締結する。	動植物の採取・損傷等の良好な自然環境を損なう行為が規制。工作物の新築、宅地の造成等に対して届出が必要。	熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例	指定交付金及び保護協定協力金の助成	熊本市独自の制度 平成元年～
	生産緑地制度		良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地（市街化区域内の農地）の計画的な保全を図る制度。良好な生活環境の確保に効果があり、500m2以上の面積で農林業の継続が可能なもの。	市町村が都市計画で定める。	建築物等の新築、改築または増築や水面の埋立てまたは干拓に対して市町村長の許可が必要。	生産緑地法 第3条		
	市民緑地契約制度		土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又はみどり法人が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。	申請を受けて市町村が認定する。		都市緑地法 第55条	・地方公共団体等が緑地の管理をするので、管理の負担が軽減。 ・優遇税制がある。（固定資産税、相続税） ・一定面積以上場合、緑地の公開に必要な施設の整備が社会資本整備総合交付金の対象。	
	緑地保全・緑化推進法人制度（通称：みどり法人）		地方公共団体以外のN P O法人やまちづくり会社などの団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。これにより、これらの団体が市民緑地の設置や管理ができる制度	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、その他の非営利法人等が条件で、市区町村長が指定する。		都市緑地法 第69条	・みどり法人が特別緑地保全地区内の土地を買入れる場合、地方自治体が入れるのと同様の優遇措置。 ・土地所有者は市民緑地制度のメリットを受けられる。 ・地方公共団体以外のN P O法人やまちづくり会社などの民間主体が緑地の保全や緑化の推進に広く参加することが可能。	
緑 化 の 推 進	緑化地域制度		都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地に緑化を推進する必要がある地域のこと、定めると大規模な敷地で緑化率の規制を行うことができる制度。	市町村が都市計画（地域地区）で定める。	敷地面積1000m2以上の新築（条例で300m2まで変更可能）で緑化の義務付け。緑化率は面積の25%以上を上限として設定する。	都市緑地法 第34条		横浜市、名古屋市など事例あり。
	市民緑地認定制度		緑地やオープンスペースが不足している地域において、企業が所有する土地、個人所有地、空き地等民有地を有効活用し、民間の力により地域住民の活動の場となる公的な機能を有する緑地空間（オープンスペース）を創出する制度。民間主体が作成した設置管理計画を市町村が認定することで、企業や地域コミュ ニティ等の力を活用して良好な緑地空間を創出する取組を促進する。	みどり法人からの申請を受け市町村長が認定する。	市民緑地設置管理計画の作成。	都市緑地法60条	・固定資産税・都市計画税の軽減 。 ・植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助（社交金）。	

用語集

-50 音順-

【Eco-DRR（エコディーアールアール）】

防災・減災など生態系が有する多様な機能を活かして社会の脆弱性を低減することによって、地域の防災・減災機能の強化、生物多様性と生態系サービスの確保を図り、持続的で安全で豊かな自然共生型社会の構築に寄与する概念。

【ICT】

情報・通信に関する技術の総称。Information and Communication Technology の略。

【オープンスペース】

都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空き地部分などの、建築物に覆われていない空間の総称。

【環境保護地区】

良好な自然環境を保全するため、「緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、環境審議会の意見を受けて市長が指定する地区のことで、熊本市独自の制度。

【熊本市ふるさとの森基金】

熊本市の良好な自然環境の確保に資するため、設置した基金。平成元年 4 月に設置。

【くまもと緑・景観協働機構】

緑化景観対策に関する助成等により、緑あふれる県土をつくることを主たる目的として設立された団体で、熊本県や市町村、趣旨に賛同した関係団体、NPO などで構成されている。

【公園維持管理の支援に関する協定】

民間活力の導入により、公園の魅力向上を図るために締結する協定。民間事業者が飲料水の自動販売機を設置し、平常時には公園の除草や清掃といった維持管理業務の一部協力、災害時には自動販売機内の飲料水提供を行う。

【公募設置管理制度（Park-PFI（パークピーエフアイ））】

平成 29 年（2017 年）の都市公園法改正により新たに創設された制度で、飲食店、売店等の公園利用者の利便性向上に資する「公募対象施設」の設置と、当該施設から生じる利益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる「特定公園施設」の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度で、都市公園における民間活力を活かした新たな整備・管理手法。

【子どもたちと地域の未来を考える花と緑のまちづくり全国首長会】

先人たちにより残されてきた自然環境を大切に守り育て、また、子どもたちの心身の健やかな成長と持続可能な地域社会の未来のため花と緑の豊かな環境を次代へ引き継ぐとともに、花と緑にあふれる豊かで魅力的な地域と文化の創造、快適な都市空間の形成、地域社会の活性化を通して、持続可能な社会を実現する輪を全国に展開することを目的とし、全国 109 自治体により 2019 年に発足した新しい首長会。

【指定管理者制度】

地方公共団体が設置した公の施設について、事業者等有するノウハウを活用し住民サービスの質の向上を図ることを目的とし、その管理を地方公共団体が指定するものに行わせる制度。

【市電緑のじゅうたんサポーター制度】

ヒートアイランド現象等を緩和し、中心市街地の新たな緑を創出する市電緑のじゅうたんを、事業者、団体、市民と行政が協働して守っていくため、寄付を募り、これを市電緑のじゅうたん事業の経費に充てる制度。サポーターになることで市の観光・文化施設等を利用する際の割引や、市電電停にある芳名板への氏名の記載などの特典がある。

【市民緑地認定制度】

都市緑地法第 60 条に基づき、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、当該市民緑地の設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

【シンボルプロムナード】

花畑地区及び桜町地区に挟まれる市道桜町紺屋今町第 1 号線の区間とそれに面した民地内のセミパブリック空間と合わせて「人が主役のシンボルプロムナード」と「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本構想」で位置づけられ、賑わいの創出や回遊性の向上による市民や観光客が歩くことを楽しめる空間。

【森林法第 10 条の 13】

大規模な森林を有する地方公共団体とその下流域に位置する地方公共団体は、相互に森林整備に関する協議の申し入れを行うことができるという内容。

【生物多様性】

生きものたちの豊かな個性のつながりのこと。すべての生物の変異性をいうものであり、「遺伝子（種内）の多様性」、「種（間）の多様性」、「生態系の多様性」という 3 つのレベルで多様性があるとしている。

【総合設計制度】

一定規模以上の敷地面積を有し、交通・安全・防火・衛生上支障がなく、敷地内に一定割合以上の空地があり、市街地の環境の整備・改善に役立つ建築物に対して、容積率や高さなど建築基準法上の規制を緩和する制度。

【多核連携都市】

地域拠点と中心市街地が、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれ、地域生活圏が相互に連携した都市構造。

【地域拠点】

地域生活圏において核となる地区（エリア）であり、主要な鉄軌道駅やバス停から概ね 800m 圏のこと。第 2 次熊本市都市マスタープラン全体構想で 15 箇所設定している。設定地区は、植木地区、北部地区、楠・武蔵ヶ丘地区、八景水谷・清水亀井地区、子飼地区、長嶺地区、水前寺・九品寺地区、健軍地区、平成・南熊本地区、刈草地区、富合地区、城南地区、川尻地区、城山地区、上熊本地区。

【地域制緑地】

一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。

【地下水かん養域】

山林、水田、畑地、草地等に雨水などが地下浸透しやすく、帯水層に水が供給されやすい地域。熊本市では市の東部・北部地域が該当する。

【中心市街地】

熊本城や市役所周辺から熊本駅に至る約 415ha のこと。（2 期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）にて定める区域）

【つながりの森づくり補助金】

多様な生き物の生息地・生育地を守る緑のネットワークの形成や災害に強い街並みづくりを目的とし、市民や事業者の方々が住宅や事業所の敷地内に行う樹木の植栽に対する補助金。

【特定工場の新設・増設に関する届出制度】

工場立地法に基づき、敷地面積に対する生産施設の割合の上限や緑地面積の割合の下限などが定められており、工場の新設や増設において届出が義務化された制度。

【特別緑地保全地区】

都市緑地法第 12 条に基づき、都市計画区域内における良好な自然的環境となる緑地において、豊かな緑を継承するため、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

【都市機能誘導区域】

商業・医療等の日常生活サービス機能を都市の拠点で維持・確保することにより、必要なサービスを受けることができる区域。中心市街地においては、2期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）に定める区域（約415ha）のこと。地域拠点における都市機能誘導区域は、地域拠点の800m圏内の工業地域を除いた市街化区域内とし、災害リスクが高い地域を除いて設定する。

【都市公園法】

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。

【都市緑地法】

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法や、その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。

【ふれあい美化ボランティア】

熊本市において市民の皆さんで構成されたグループ、自治会、企業などの団体が、市の道路・河川・公園、町内区域など身近な公共スペースについて市と協定を結び、わが子のように愛情を持って清掃・美化活動などを行うボランティア団体。

【まちなか再生プロジェクト】

老朽化した建物の建替えを促進し、耐震性、防火性を向上させ、また、空地を生み出すことで、災害時の避難・活動空間を確保し、まちの防災力向上を図る熊本市のプロジェクト（令和2年（2020年）4月）。

【まちの広場】

地域における交流等の場として「まちの広場設置要綱」に基づき設置する広場のこと。

無償で土地を貸すことに同意された土地について、熊本市が地権者と土地使用賃借契約書（無償）を締結する。整地や外柵等を市が設置し、除草等日常の維持管理は地域で行う。

【緑の少年団】

次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体。

【緑の募金】

平成7年に戦後50年を契機として制定された「緑の募金法」において行われる募金運動。「緑の募金」を通じたボランティアによる森林づくりは、国内はもとより国外でも地球規模で進められている。

【緑化地域制度】

都市緑地法第 34 条に基づき、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域について、市町村が都市計画に緑化地域を定めることができる制度。一定規模以上の敷地で、建築物の新築や増築を行う場合に、緑化率の最低限度の規制を行うものである。緑化率とは、敷地面積に対する緑化施設の面積の割合である。

【緑地協定】

都市緑地法第 45 条・54 条に基づき、都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地において、街を良好な環境にするため、土地所有者等の全員の合意により緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

【緑地保全地域】

都市緑地法第 5 条に基づき、都市計画区域又は準都市計画区域内において、都市整備と調和しつつ、広域な見地から緑地を保全するため、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。

【緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度】

都市緑地法第 69 条に基づき、地方公共団体以外の N P O 法人やまちづくり会社などの団体が通称「みどり法人」として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。

＜熊本市緑の基本計画改定経過＞

期日（期間）	内容
令和２年（２０２０年）１月３０日	第１回 緑の基本計画改定作業部会 ・基本計画改定の概要等について
令和２年（２０２０年）２月４日	第１回 緑の基本計画改定庁内連絡会議 ・基本計画改定の概要等について
令和２年（２０２０年）３月２３日	第１回 緑の基本計画改定委員会（書面会議） ・基本計画改定の概要等について
令和２年（２０２０年）５月２２日	第２回 緑の基本計画改定作業部会 ・計画策定の趣旨、緑の役割、熊本市の緑の現状等について
令和２年（２０２０年）６月１日	第２回 緑の基本計画改定庁内連絡会議 ・計画策定の趣旨、緑の役割、熊本市の緑の現状等について
令和２年（２０２０年）６月２２日	第２回 熊本市緑の基本計画改定委員会 ・計画策定の趣旨、緑の役割、熊本市の緑の現状等について
令和２年（２０２０年）７月２日～ 令和２年（２０２０年）７月１６日	市民意識アンケート（郵送）実施
令和２年（２０２０年）７月２日～ 令和２年（２０２０年）７月３１日	市民意識アンケート（Web）実施
令和２年（２０２０年）８月４日	第３回 緑の基本計画改定作業部会 ・骨子案、施策体系案について
令和２年（２０２０年）８月１１日	第３回 緑の基本計画改定庁内連絡会議 ・骨子案について
令和２年（２０２０年）８月２７日	第３回 熊本市緑の基本計画改定委員会 ・骨子案、施策体系案について
令和２年（２０２０年）１０月２８日	第４回 緑の基本計画改定作業部会 ・素案について
令和２年（２０２０年）１１月４日	第４回 緑の基本計画改定庁内連絡会議 ・素案について
令和２年（２０２０年）１１月２７日	第４回 熊本市緑の基本計画改定委員会 ・素案について
令和２年（２０２０年）１２月２３日～令和 ３年（２０２１年）１月２２日	パブリックコメント実施

＜熊本市緑の基本計画改定に関する庁内連絡会議関係課（18 課）＞

政策企画課 財政課 中央区役所総務企画課 東区役所総務企画課
 西区役所総務企画課 南区役所総務企画課 北区役所総務企画課
 健康づくり推進課 都市政策課 公園課 河川課 都市整備景観課
 道路整備課 農業政策課 指導課 環境政策課 水保全課 環境共生課

熊本市緑の基本計画改定に関する庁内連絡会議運営要綱

＜熊本市緑の基本計画改定委員会名簿＞

50 音順

専門分野	氏名	所属等
＜樹木医＞	伊東 麗子	日本樹木医会熊本県支部
＜緑の少年団＞	岩佐 弘子	熊本市緑の少年団連盟会長、 熊本市地球温暖化防止活動推進員
委員長		
＜生物多様性＞	内野 明德	熊本大学名誉教授、 熊本市生物多様性推進会議委員長
＜公園愛護会＞	大川 洋次郎	熊本市公園愛護会連合会会長
＜学校緑化＞	河上 強	熊本市学校環境緑化コンクール審査委員
＜SDGs＞	澤 克彦	一般社団法人九州環境地域づくり代表理事 九州環境パートナーシップオフィス業務責任者
副委員長		
＜景観、土木計画＞	田中 尚人	熊本大学熊本創生推進機構准教授
＜市民公募＞	福西 江玲奈	市民公募委員
＜都市計画＞	蓑茂 壽太郎	東京農業大学名誉教授、 熊本県立大学客員教授、 熊本市都市政策研究所所長
＜緑地環境管理＞	柳井 重人	千葉大学大学院園芸学研究科准教授

令和 2 年(2020 年)3 月 23 日～令和 3 年(2020 年)3 月 31 日

持 続 可 能 な「 森 の 都 」の 実 現

熊 本 市 緑 の 基 本 計 画

平 成 1 7 年 3 月 策 定

第 1 回 改 定 令 和 3 年 3 月

発 行 日	令和 3 年 (2021 年) 3 月
編集・発行者	熊本市 環境局環境推進部 環境共生課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1-1 電話 096-328-2352 E-mail kankyokyousei@city.kumamoto.lg.jp

